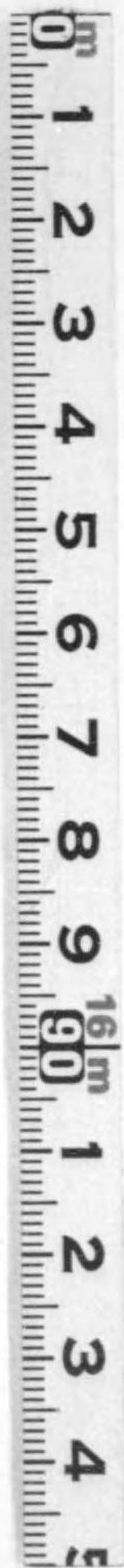


茨城県の農家副業 第五篇



始



326-250



茨城縣の農家副業 第五篇

大正
9. 6. 9
内交

凡 例

- 一、本調査は前年度より繼續事業にして本年度は殘餘の種目に就き調査し、茨城縣の農家副業第五編として刊行するに至れり。
- 二、調査の方法は前年と同様にして豫め調査要項を具し、關係農會に託して豫備調査をなし、更に本會より職員を派し實地調査を行ひたり。
- 三、本調査に對し、關係郡農會及町村農會職員の援助により、調査の便を與へられたることを多謝す。

大正九年三月

茨 城 縣 農 會



茨城縣の農家副業第五編目次

| | | |
|------|--------------|-----|
| 第一章 | 霞ヶ浦北浦沿岸の貝卸製造 | 一 |
| 第二章 | 久慈郡佐竹村の莫産 | 一一 |
| 第三章 | 久慈郡河内村の束箸 | 二一 |
| 第四章 | 結城郡西豊田村の麥酒壘苞 | 二六 |
| 第五章 | 眞壁筑波兩郡の樽繩 | 三五 |
| 第六章 | 猿島郡古河町の小楊枝 | 四九 |
| 第七章 | 結城郡菅原村の蔬菜苗 | 五七 |
| 第八章 | 行方郡現原村の養蠶籠 | 七二 |
| 第九章 | 稻敷郡浮島村の蘿蔔芳漬 | 八〇 |
| 第十章 | 那珂郡勝田村の澤庵蘿蔔 | 八八 |
| 第十一章 | 那珂郡隆郷村の椎茸栽培 | 九八 |
| 第十二章 | 水戸市の提灯 | 一一〇 |

附 録

| | |
|---------------|----|
| 一、茨城縣農會副業獎勵概況 | 一一 |
| 二、本縣に於ける竹製品調査 | 二二 |

茨城縣の農家副業

第四編

第一章

霞ヶ浦北浦沿岸の貝釦製造

霞ヶ浦は周圍三十五里二十町、廣袤東西六里十八町、南北六里、面積十二方里一七、北浦は周圍二十五里、廣袤東西二里二十町、南北六里十八町、面積三方里四二にして兩浦の水面行方郡の南端に於て相連る、沿岸稻敷、行方、新治、鹿島、東茨城の五郡に接し、水質水温魚族の繁殖に適し、且つ天然の飼料に富むが故に漁獲物の産額年々増加し、最近に於ける年産額八十萬圓に達す、其重なるものは公魚、白魚、鯉、鮒、鰻、蝦、鯰、さい、ごろ、こませ、ばら、せいご、たんかひ等にして就中公魚は全産額の約三分の一を占む、沿岸の町村数は七町四十三ヶ村にして、住民漁業を營むもの多く、之れを専業とするもの四百人、兼業とするもの二千四百五十人に達す、而して是等沿岸の町村には水産に關する種々なる副業あれども、就中近來興りし淡貝にて釦を製造することは、將來有望なる副業となす。

たんかひ(蚌)

或はどふかひ、からすかひ、とも稱し殻は楕圓形をなし、後背部に翼狀部あり、鏢鉸には後方に一個の大なる梁狀の齒ありて左右同形なり、漁民の捕獲するものは、殻長四寸乃至五寸のもの多く稀れに一尺位のものあり、其肉は食味悪く多くは肥料となす、殻は從來利用の途なかりが、大正五年より釦を製造することとなりたる爲め漁獲者多く、最近生産數量を減する傾向あり、漁期は十二月より翌年

四月迄にして、淡貝馬鋏と稱する匙具を用ひ、帆力により引曳し掻き取るなり。
淡貝の成長及繁殖に關し、本縣水産試験場に於て調査したるもの左の如し。

一、成長

淡貝の成長は、未だ明かならざるも、一ケ年にて殻長一寸内外、二ケ年にて二寸五分内外、四ケ年にて四寸内外七ケ年にて六寸内外に成長し、年を経るに従ひ、次第に成長は鈍くして殻長八寸内外なるは少なくとも十一ケ年を経過せるものなるが如し。

成長を試験する爲めに、大正二年四月二十一日場内の小池(泥深五寸水深五寸面積六坪)に、たんかひ六個を番號を附して區別し放ち置き、七月二十一日に檢したるに次の如し。

| 四月二十一日 | 七月二十一日 |
|--------|--------|
| 殻長 六、〇 | 殻長 六、〇 |
| 同 五、七 | 同 五、七 |
| 同 四、四 | 同 四、四 |
| 同 四、一 | 同 四、一 |
| 同 二、六 | 同 二、七〇 |
| 同 二、五 | 同 二、五五 |
| 總量 一〇〇 | 總量 一〇〇 |
| 殻長 六、〇 | 殻長 六、〇 |
| 同 五、七 | 同 五、七 |
| 同 四、四 | 同 四、四 |
| 同 四、一 | 同 四、一 |
| 同 二、六 | 同 二、七〇 |
| 同 二、五 | 同 二、五五 |
| 總量 一〇〇 | 總量 一〇〇 |

消化管内には、食餌多量にして、營養充分なりしも右の如く、小形のものに幾分成長を見たるに過ぎずして、大形のもの殆んど變化無し、天然に於ては之れよりも多少早かるべしと雖も、元來其の成長の鈍きものなることは略ぼ推定し得べきなり。

二、産卵

たんかひは自體の鰓の間に卵を産み、此處にて卵は發育し、二枚の貝殻を生じて之を開閉するに至り更に魚類の鰓等に附着して、諸方に擴がり、後離れて底土中にて成長するものなり、たんかひの稚貝は、十一月より三四月迄は、わかさぎ、しらうをに附着すること多く以後は、ごろ類、たなご、はや等に多きが如し。

大正二年中鰓の間に卵を抱藏する親魚の多寡を調査したるに次の如き結果を得たり。

| 採取月日 | 採取場所 | 調査個數 | 殻長最大 | 殻長最小 | 殻長最多 | 抱卵せる親貝百分率 |
|--------|--------|------|------|------|------|-----------|
| 一月二十三日 | 霞ヶ浦志戸崎 | 五〇 | 七、五 | 四、一 | 五、三 | 三五 |
| 二月九日 | 同 | 二〇 | 八、二 | 四、五 | 五、六 | 四〇 |
| 三月十一日 | 北浦掛崎 | 五二 | 五、六 | 四、二 | 五、〇 | 三三 |
| 三月二十八日 | 霞ヶ浦志戸崎 | 六〇 | 七、八 | 三、八 | 五、六 | 一七 |
| 四月六日 | 同 | 七五 | 七、二 | 四、〇 | 五、四 | 一一 |
| 四月九日 | 北浦掛崎 | 三五 | 七、二 | 三、八 | 五、二 | 一一 |
| 四月十九日 | 同 | 四〇 | 七、〇 | 二、五 | 五、五 | 一四 |
| 四月二十九日 | 同 | 三五 | 六、六 | 四、二 | 五、三 | 一〇 |
| 五月十六日 | 同 | 三五 | 七、〇 | 四、五 | 五、七 | 六 |
| 七月三十日 | 霞ヶ浦志戸崎 | 三五 | 七、〇 | 五、三 | 五、九 | 〇 |
| 八月二日 | 北浦掛崎 | 二五 | 五、八 | 四、五 | 五、四 | 〇 |

右の如く産卵期は、魚類と其趣を異にし甚だ長期間にして約半歳に亘り、一月より三月迄は盛期にして、五、六月は終期なり、其の産卵の初期は明瞭ならざるも、大正元年中の調査に依れば、十二月中な

り、又同年七月中數回北浦掛崎にて採取せるたんかひ中一も卵を検出せざりしを以て見れば、七月に入りては全く産卵するもの無きを知る。

同一の親貝が一産卵期中に、二回以上産卵するものなりや否や明かならず、次に卵を鰓の間に包藏し始めてより之れが體外に放出する迄に要する日数は、實驗の結果、四月中旬に於て少くも十五、六日間なるを知れり、嚴冬産卵の盛期にて一層長時日を費すものなるべし。

産卵する親貝の最小形を調査したるに殻長四寸のものにして、之より小形なるは殻の膨るゝこと少なく、殻質脆薄にして孕卵には不適の状態にあるを見るべし、故に殻長四寸以上のものを以て成體となすべく、其總量は四十匁内外にして、四、五年生のものと推定せらる、親貝となりて後、五六年間は年々産卵するもの、如し。

三、食 餌

たんかひ其他多くの貝類は、底土を水と共に體内に取入れ、其中に含有する動植物の腐敗物質より營養分を攝取す、而して底土中には種々の硅藻類、藍藻類等の微細生物あるを以て、亦食餌となるものなり、兩浦のたんかひの消化管内には「メロシラ」「ナビキユラ」「コスシノデイスカス」等の硅藻類を最も多く検出す。

貝 卸 製 造

一、沿 革

霞ヶ浦及北浦産の淡貝は、其肉の一部を食料及養魚の餌料に供し、又は肥料として用ゐられたる外、貝殻は殆んど利用の途無く、多年捨て、顧みられざりし處、大正四年に至りて歐洲戰亂の結果、世界の卸産出國たる獨逸及佛蘭西が戰禍に投じたる爲、海外に輸出するを得ず、従つて之れが需要側の英米、露、支、印、西其他各國は日用品たる卸に窮し、我國に向つて供給を求め來れり、當時我國の卸製造業は未だ幼稚の域を脱せず、大阪を中心として附近の營業者が内地産の鮑、眞珠貝、蝶螺等を原料として少數の製産を爲すに過ぎざりしを以て、海外各國多數の法文に應ずる能はず、南洋及支那より原料を輸入して需要の幾部を充たしたるも、原料代、工賃等の關係上到底引合はざる状態なりしが、大正四年土浦町の人、三好龜久壽、霞ヶ浦産の淡貝殻を以て、卸に試みし處、加工容易にして仕立りも良く豫想以上の好果を收めしより、同年十月同町三好町に貝卸製造工場を設け、製造に着手し製品見本を外國に送りしに、價格及品質の點に於て満足を購ひ、多數の注文殺到して茲に淡貝殻の有利有望なる利用の途は開かれたるを以て、沿岸各地に之れを業とするもの續出し、大正五年六年に至りては、從業戸數三十戸、從業者約一千名に達し、大正五年度に兩浦より採取したる淡貝殻は、四萬俵（一俵百斤）價格約十萬圓、卸貝總價格約三十萬圓に達したり。

二、原料の供給

原料たる淡貝は、霞ヶ浦北浦兩浦に産し、年産額從來は二萬八千二百貫、價格一千百餘圓（大正二年茨城縣水産試驗場調査）に過ぎざりしが、大正四年貝卸製造開始せらるゝに至り頓に増加せり。

| 年 次 | 漁 獲 高 | 價 格 |
|---------|-----------|---------|
| 大 正 三 年 | 一、二〇、一五九貫 | 三一、〇九九圓 |

| | | |
|------|-----------|--------|
| 大正四年 | 一、七五五、五七八 | 六八、一一五 |
| 大正五年 | 二、一九〇、三〇〇 | 八六、七八七 |
| 大正六年 | 一、九七五、七八〇 | 八五、五九六 |
| 大正七年 | 六三七、二九一 | 四七、五二一 |

淡貝は生後四ヶ年以上を経過したるものにあらざれば、貝卸の製造に適せず、然るに青貝と稱する小形薄貝のものをも漁獲し、甚しきに至りては幼稚なる貝を陸上に放棄するものありて、之れが繁殖を妨ぐるの結果年々其産額を減じつゝあり。

三、區域並に従業戸數

貝卸製造區域は何れも霞ヶ浦、北浦沿岸漁村にして、新治郡土浦町、高濱町、安飾村、玉川村、佐賀村、行方郡麻生町、潮來町、大和村、香澄村、津澄村、大生原村、玉川村、東茨城郡小川町等にして最近に於ける戸數及従業人左の如し。

| 年次 | 従業戸數 | 従業者 |
|------|------|--------|
| 大正五年 | 三一 | 一、〇〇〇人 |
| 大正六年 | 三〇 | 八〇〇 |
| 大正七年 | 二三 | 六五〇 |
| 大正八年 | 二〇 | 四三〇 |

四、加工品の種類

貝卸の種類は、其形の大小に由り區別するものにして、其數著しく多數に及ぶも、副業として製造するものは、俗に「クリスキ」と稱し、卸生地にして之れを工場に送り、精製す本縣に於ける精製する工場は土浦町三好工場のみにして、他は何れも生地製造なり、而して製品の名稱は直徑に由りて稱ふる

ものにして、例へば直徑三分のものを十四ライン、直徑三分四厘のものを十六ラインと稱し常に偶數を以て呼ぶ即ち左の如し。

| 名稱 | 直徑 |
|--------|------|
| 一四、ライン | 三分 |
| 一六、ライン | 三分四厘 |
| 一八、ライン | 三分八厘 |
| 二〇、ライン | 四分二厘 |
| 二二、ライン | 四分六厘 |
| 二四、ライン | 五分 |
| 二六、ライン | 五分四厘 |
| 二八、ライン | 五分八厘 |
| 四〇、ライン | 八分二厘 |

貝卸の數の讀み方は、普通「グロース」及「マース」の名稱を用ふ、一グロースとは一ダースを十二合したるものにして、即ち一グロースは百四十四個、一マースとは一グロースを十二合したるものを云ふ、即ち一マースは千七百二十個なり。

五、生産數量及價格

| 年次 | 數量 | 價格 |
|------|---------|---------|
| 大正五年 | 九七四、一一五 | 一二三、三一九 |
| 大正六年 | 四三九、二〇〇 | 二四八、六四七 |

大正五年六年二ヶ年に於ける製造高左の如し。

主なる工場一ケ年間の生産額 (大正七年調)

| 郡名 | 町名 | 工場主 | 生産高 | 價格 |
|-----|-----|-------|--------|--------|
| 郡 | 町 | 工 | 生 | 價 |
| 新治郡 | 土浦町 | 脇榮次郎 | 二、七〇〇 | 九、四五〇 |
| 同 | 同 | 北村喜太郎 | 二、五〇〇 | 八、七五〇 |
| 同 | 同 | 三好龜久壽 | 五〇、〇〇〇 | 一七、五〇〇 |
| 行方郡 | 行方村 | 安部政吉 | 三五〇 | 一、二二五 |
| 同 | 同 | 坂本丑之助 | 四七〇 | 一、六四五 |
| 新治郡 | 安飾村 | 中島喜一郎 | 三、八〇〇 | 一三、三〇〇 |
| 同 | 同 | 中島分工場 | 一、九〇〇 | 六、六五〇 |
| 同 | 同 | 山口源助 | 二、二〇〇 | 七、七〇〇 |
| 東茨城 | 小川町 | 山口分工場 | 一、二〇〇 | 四、二〇〇 |
| 行方郡 | 麻生町 | 三好分工場 | 七、二〇〇 | 二三、〇四〇 |
| 同 | 同 | 永作政陳 | 四、六四八 | 一五、三三八 |
| 同 | 同 | 同 | 六、四八〇 | 二一、三八四 |
| 同 | 同 | 北村分工場 | 四、三二〇 | 一三、八二四 |
| 同 | 同 | 松田鐵藏 | 一、二九六 | 四、〇一八 |
| 同 | 同 | 林卯藏 | 二、一六〇 | 六、九一二 |
| 同 | 同 | 金端清次郎 | 二、四〇〇 | 七、九二〇 |
| 同 | 同 | 沼里伊之助 | 二、〇〇〇 | 三、三〇〇 |
| 同 | 同 | 木川元吉 | 一、七九八 | 三、二四八 |

六、器具の設備

土浦町三好工場は仕上げを以て器械の設備殆んど完備し、目下三馬力モーターを使用し職工男女合

計百十人七に及ぶ、同工場に於ける器械の名稱及臺數左の如し。

| 名稱 | 臺數 | 備考 |
|--------|-----|---------------|
| カントーセン | 一七〇 | 淡貝より卸生地を繰抜くもの |
| ボール盤 | 四七 | 同上 |
| メンソー器 | 三八 | 卸生地を洗ふもの |
| 穴明器 | 四七 | 卸に穴を穿つもの |
| スリ盤 | 五 | 卸を摩擦するもの |
| ガシヤ | 五 | 卸を磨くもの |
| タイパン器 | 四 | 卸に光澤を出さしむるもの |

沿岸漁村の卸生地製造工場に設備しあるものは、ボール盤及カントーセンの二種にして、ボール盤は其動力足踏にて、貝の厚きものを繰抜く、多くは男子之れに従事す、カントーセンは手にて使用し、普通女子之れに従事す、一臺の價格はボール盤四十圓、カントーセン四圓内外、一日の工程兩器共直徑三分八厘乃至四分のもの六千個を普通となす。

七、製造の時期

漁獲したる淡貝は、肉を除き之れを肥料として用ゐ、其貝殻は卸製造業者に販賣す、工場に於ては之れを屋外に堆積し置き、随時製造用に供するを以て、時期の如何を問はず製造に着手することを得るも常に農閑期を利用して従事す。

八、收支計算

淡貝の漁獲は淡貝萬畝及網を以てするものにして、一日の漁獲高は最低二貫、最高二三十貫、個數最

高一千個、普通は五百六十個なり、漁獲者は之れを籠又は俵に入れて、工場に販賣するものにして普通五百個を一俵として、一俵の重量十六貫とす、価格は年に由り差あり、即ち大正六年には一俵三圓五六十錢、大正七年には四圓五六十錢、大正八年には五圓五十錢位なり、貝殻一俵より生産し得らる、卸の量は貝の品質、大小卸の大小等に由り、異なれども、大約平均三貫五百匁内外なり。

大正八年に於ける卸取引相場左の如し。

| 貝卸直徑 | 一千個重量 | 同上價格 |
|------|---------|-------|
| 三分四厘 | 九十匁以上 | 〇、五五〇 |
| 三分八厘 | 百三十匁以上 | 〇、六五〇 |
| 四分二厘 | 百八十匁以上 | 〇、八八〇 |
| 四分六厘 | 二百八十匁以上 | 一、一〇〇 |

沿岸漁村の卸製造業者は、何れも小規模の工場を設備し、附近の婦女子は是れに至りて工賃を取るに過ぎず、而して一日一人の工賃は其人の技能其他の事情に由り差あれども大略左の如し。

| 直徑 | 千個の重量 | 千個の工賃 |
|------|-------|-------|
| 四分二厘 | 百三十匁 | 九錢 |
| 四分六厘 | 百九十匁 | 十二錢 |
| 五分 | 二百四十匁 | 十四錢 |
| 五分四厘 | 三百三十匁 | 十八錢 |
| 五分八厘 | 四百三十匁 | 二十錢 |
| 六分二厘 | 五百三十匁 | 二十三錢 |

四分以下のものは一千個六錢位なり。
女工一日一人の功程は四分二厘以下小形のものなれば、六千個を繰抜く事を得るが故に、三十六錢乃

至五十四錢内外を得、男工なれば大形五千個乃至六千個を繰抜くを以て、一圓乃至一圓二十錢を得。
九、將來の見込

貝卸の將來に就ては、之れを二方面より研究するを要す、即ち原料の供給と販路にして原料たる貝殻の年産額は二萬俵内外なれども、年を逐ふて減少しつつあるが故に、一方に於ては之れが繁殖と保護を圖り、又他より優良のものを移入繁殖して品種の改善を期することは緊要なりと信ず、而して之れが販路に至りては重に海外に輸出するを以て、常に需要國の事情に由り消長は免かれざるも將來有望なり。

第二章 久慈郡佐竹村の莫産製造

一、位置及風土

本村は稻木、天神林、磯部、谷河原の四大字より成り、東は里川を隔て、西小澤村に隣り、西は山林連亘して久米村と接続す、西南一體田圃にして細流を以て幸久村に境し、西北は太田町及譽田村に山川を以て界を交ゆ、東西一里、南北二十二町、本村は東西に長く、南北稍々狭し、西北の一端山を負ひ、三方開豁田圃續けり、大門山の支脈蜿々來りて中央に横はれり、之れ即ち天神林及稻木の部落にして高臺をなし、坂路多し、大字谷河原に赴くに從つて低断す、磯部に至れば平地多く負峰の一部落稍々高し、本村は太田町に接近し縣道あり、鐵道ありて、交通頗る便利なり、太田町より本村稻木、天神林を経て那珂郡大宮町及瓜連村に通ずる縣道あり、又太田町より磯部を経て水戸に通ずる縣道あり。

り、平坦にして砥の如し。
氣候温暖にして各種の作物に適す、土質は埴質壤土多く、壤土之れに次ぎ、天神林及稻木は第四紀古層の壤土多し。

二、沿革

本村に於ける莫産製造及原料たる藺草栽培の起源に就ては、古くして釋ぬるに由なきも、大字谷河原に小字「イグサ町」なる地名あるより推測すれば、水戸藩以前佐竹時代に於て始まりたるもの、如し、而して明治初年迄は、谷河原を主として附近磯部及隣村西小澤村磯初村に於ても、生産せられたるも往古より今日まで繼續しあるは谷河原にして、他は全部二十有餘年前其の製造を廢止したり、主産地たる谷河原は、地勢西北部高臺にして畑地あり、東南部は平坦にして田圃開け、其の傾斜地に人家並列す、原料栽培地は、人家に沿ふて汚水の流入する肥沃の地を利用して、之れに栽培し、而して當業者は自家一ケ年の製造に要する原料を栽培し、原料にて販賣するもの少なし。

古より製造し來りたる製品は、諸目莫産と稱し縦糸の織目三十目にして、其の製造法の如きも粗雑なれども、谷河原諸目と稱して其の名高し、而して諸目莫産は、古より家庭の布團代用として需要多きも世の進歩と共に今日の布團と變り、來りたるを以て、世の需要少なくなれり、明治二十年頃、福島縣産なる磐城莫産に類似のものに改善したる結果、從來の諸目莫産は之れを廢止し、羽莫産と稱し、簞の代用として販賣するに至れり。

近來莫産製造の外に備後表を製造するものあり、之れが起源に就ては明治三十三年谷河原の人篠原善次郎、藺草栽培に就き將來改良を要すべき事を自覺し、各地調査の結果新治郡眞鍋町中川織之介より備後藺の苗を取寄せ、試作したるに好成绩を見たるを以て、村内有志に相謀り、備後表の製造の講習會を開き、之れが普及に努めたるも未だ顯著なる成績を擧ぐるに至らず、目下従業戸數五戸に過ぎず

三、種類及品種の變遷

古は諸目莫産と稱するもの、みなりしが、明治二十年頃より改良を加へ、上間、中間、羽莫産等の製品あり、從來は三十目を諸目莫産と稱し、二十八目を下莫産と稱し、舊盆祭供物の敷物として需要せられたり。

四、用途

諸目莫産は、往古より農家の布團として、使用せられしも、今日に於ては使用するものなく、多くは夏季の敷物として用ゐられ、又下莫産は、盆祭の供物の敷物として需要せらる。

五、區域並に従業戸數

原料の栽培は大字谷河原にして、製造も亦谷河原のみにして従業戸數八十五戸あり。

六、生産數量及價格

| 年次 | 作付 | 生産數量 | 價格 | 一貫匁價格 |
|------|-----|-----------|-----------|-------|
| 大正三年 | 二町 | 四、〇〇〇、〇〇〇 | 二、〇〇〇、〇〇〇 | 〇、五〇〇 |
| 同四年 | 二、一 | 四、四〇〇、〇〇〇 | 二、二〇〇、〇〇〇 | 〇、五〇〇 |

| 年次 | 生産数量 | 一枚價格 | 十枚價格 |
|------|---------|-----------|-----------|
| 同五年 | 二、一 | 四、四〇〇、〇〇〇 | 三、〇八〇、〇〇〇 |
| 同六年 | 二、一 | 四、四〇〇、〇〇〇 | 三、五二〇、〇〇〇 |
| 同七年 | 二、一 | 四、四〇〇、〇〇〇 | 三、九六〇、〇〇〇 |
| 同八年 | 二、一 | 四、四〇〇、〇〇〇 | 四、四〇〇、〇〇〇 |
| 大正三年 | 二二、〇〇〇枚 | 三、三〇〇、〇〇〇 | 一、五〇〇 |
| 同四年 | 二五、〇〇〇 | 四、五〇〇、〇〇〇 | 一、八〇〇 |
| 同五年 | 二五、〇〇〇 | 五、二五〇、〇〇〇 | 二、一〇〇 |
| 同六年 | 二五、〇〇〇 | 六、二五〇、〇〇〇 | 二、五〇〇 |
| 同七年 | 二五、〇〇〇 | 七、〇〇〇、〇〇〇 | 二、八〇〇 |
| 同八年 | 二五、〇〇〇 | 七、五〇〇、〇〇〇 | 三、〇〇〇 |

加工品
 種目 一枚價格
 上間 莫 莖 二十七錢乃至三十錢
 中間 莫 莖 二十四錢乃至二十八錢
 羽 莫 莖 二十四錢乃至三十四錢

備考 大正八年に於ける製品内譯價格
 備後表の製造高は一ヶ年九百五六十枚にして、其の價格、大髪表一枚一圓乃至一圓二十錢、小髪表八十錢乃至九十錢。
 七、原料の栽培

莫莖製造原料たる藺草栽培は、當業者により多少異なれども、一般に行はるゝ方法を擧ぐれば左の如し。

- (イ) 適地 温暖にして適當の濕潤を保ち、地味肥沃にして冬季灌水に便なる土地を最良とし、土質は如何なる土質にても、差支なきも埴質壤土は良藺を生産す。
- (ロ) 苗の仕立法 藺草は株により苗を採り繁殖をなすものなるを以て、七月中旬の土用前後本田刈取りの際、成育良好の株を五分位の高刈となし、刈取り終れば第一回の耕耘株起しをなす。其際高刈の株を残し新芽を發生せしめ、之れを種苗となす。種苗を前述の方法により、本田一反歩に對する三畝歩位仕立て、八月上旬苗の第一回除草を行ひ、八月中旬施肥し、第二回の耕起をなし、九月中旬第二回除草及第三回耕起をなす。
 備後藺苗は一反歩に對する苗の仕立一畝歩位にて方法前と同様なり。
- (ハ) 植付期 十一月中旬乃至下旬。
- (ニ) 植付方法 十一月上旬種苗を掘り起し、種株一株を五株(一株十五六本)位に分株をなす、其際本田に水を湛へ、株に附着せる土を滌ぎ落し、又古き切株を除き選苗をなし、根元より九寸位の葉先を切斷し、本田の畦畔に沿ふて假植をなし、十一月中旬本田の整地を行ひ、施肥して植付をなす。
 備後藺は五六本位に分根をなす。
- (ホ) 植付本數及株間 植付本數は、一株十五六本位にして株間九寸位とす。

備後蘭の植付本数は、一株五六本にして株間六寸位とす。

(へ) 肥料 肥料は栽培者により異なれども一例を挙げれば左の如し(一反歩當)

人糞尿二十荷、植付の際元肥となす、

大豆 六斗、植付の際元肥とす。

大豆粕六枚、三月中旬三枚追肥五月上旬三枚追肥とす。

(ト) 管理及手入 植付後は冬季に向ふにより、灌水に注意し、三月中旬第一回の追肥をなし、除草

を行ふ、四月上旬第二回除草を行ひ、五月上旬第二回追肥及第三回除草を行ふ、生育良好

にして雑草少なき時は、可成三番除草を行はざる方蘭草の生育上可なり。

備後蘭の栽培者は、追肥を除草毎(三回)に行ふを普通とす。

(チ) 栽培上特に注意すべき要點 植付後冬季間は苗の根、繁茂せざるに由り、特に灌水に注意を要

す、若し水無き時は寒氣の爲凍り枯死することあり、又除草の際は成るべく蘭草の葉先に

泥土の附着せざる様になすこと。

八、輪作法

蘭草の後作としては水稻なり、之れを行はんには先づ本田に插秧の際密植し置き、之れを間引して蘭

草刈取後地に植付す、此際蘭草の刈株に泥土を塗れば發芽を防止し従つて枯死するものなり、水稻は

植付遅きが故に普通の収量を得られ難し。

九、病虫害

別に被害を認めず。

十、收穫調製及選別

七月中旬土用に至れば、成熟期に達するを以て、刈取をなす、此時大抵朝飯前晴天を選びて行ふ、刈

取の方法は、地際より刈取り蘭の長さ八分位の處を握りて撰別し、徑八寸位の大きさに束ね、朝露の

濕りある蘭草に藁灰を和し、擴げて地干をなす、翌日又乾かし、所謂揚干を行ひ、之れを徑一尺位に

二ヶ所束ねとなす、刈取を早朝行ふは、蘭草に灰を和するに便利なるが爲めなり、蘭草乾しは初日の

乾燥充分ならざれば色澤を劣悪ならしむるか故に、晴天の日を選ぶこと緊要なり。

近來は乾燥の際は灰を使用せず、白粘土を水に溶解し其中に蘭草を束の儘浸し、泥の附着したるを待

ち引揚げて地干をなすもの多し。

以上の如く晴天二日間乾燥したるものは、桶に入れ選別を行ふ、其方法は蘭草を四斗桶内に一握り宛

入れ、長さ二尺七寸の處を握み、短かき草を振り落し、次に振り落ちたる草を集め、長さ二尺二寸の

處を握り振ひ落して三種に選別す、二尺七寸以上を上間草と稱し、二尺二寸以上を中間草とし、二尺

二寸以下を下草と稱す、如斯選別したるものは、莫産一枚を製造するに要する分量を小把に束ね、葉

先を交叉して大束とし二ヶ所宛繩にて結束す。

備後蘭の選別は、三種にして二尺九寸以上を大髪とし、二尺以上を小髪とし、二尺以下を笠草となす

十一、貯藏法

貯藏法には特別なる手段なく、唯色澤を損せざる様可成風の當らざる而かも濕氣なき場處に貯藏す。

十二、加工の時期

莫産は七月中旬より舊盆前盛に製造し、大抵生産額の八割を此時期に於て製造し、残餘は冬季農閑を利用し、翌年四月頃迄に、羽莫産を製造す、備後表の製造は、農閑又は雨天等にて田圃の作業をなすこと能はざる場合に行ふ。

十三、器具の設備

莫産製造には普通の製蕨機と同様なるものを用ゐ、備後表は特別の製造機を用ふ。

十四、製法

莫産の製造は、先づ初めに縦糸の調製をなす、縦糸は山藤の内皮を以て製するものにして、藤皮の乾燥したるものを水に浸し、軟らげ之れを割き糸の如く、二本づ、繼ぎ合せ糸框にて細き、數へと稱する定木に掛け、天日に乾かし、縦糸を造る、製造には二人を要し全く蕨製造と同様なり。

備後表は機の前に腰を掛け、一人にて作業をなす、縦糸は七十三本にして原料たる藁草を一枚製造し得る分量を五等分に別ち、其五分の一に霧を吹き、濕氣を含ませ織込む。

十五、加工品荷造

莫産の荷造は、往古は一枚を四ツ折りとなし十枚を一束とし藁繩にて二ヶ所を結びたるも、現今は十枚を重ね一端より巻き、中央を藁繩にて一ヶ所結びとなす、之れを他に搬出するには、五束を集めて一束にし、菰にて包み二ヶ所結びと繩にて堅く結束す。

十六、收支計算

一、原料の栽培 (一反歩當)

収入

金百四十七圓六十錢 原料百八十貫代

内譯

金百四十四圓 上草百四十四貫代

金三十六圓 下草三十六貫代

支出

金百四十一圓二十五錢

支出内譯

金五十五圓二十五錢 人夫六十五人 (一人平均八十五錢)

金四十五圓 小作料

金三圓 苗代

金三十八圓 肥料代

肥料は植付當時大豆五斗代金十圓、人糞尿二十荷代金四圓、三月大豆四斗追肥代金八圓、四月大豆四斗追肥代金四圓、五月大豆四斗追肥代金八圓

差引

金六圓三十五錢 益

二、加工 (一日二人の作業)

第二章 久慈郡佐竹村の莫産製造

收入
 金二圓八十錢 莫産十枚代
 支出
 金一圓八十錢 支
 支内内譯
 金四十錢 縦糸代
 金一圓四十錢 原料一貫四百匁代
 差引
 金一圓 一人の工賃五十錢
 備考

一反歩より原料を收穫して之れを全部加工する場合に於ける製品の數量及價格左の如し。

| 原料種目 | 同上長さ | 貫數 | 製品 | 價格 | 十枚價格 | 一枚に要する原料 |
|------|--------|---------|------|---------|-------|----------|
| 上草 | 二尺七寸以上 | 一二六、〇〇〇 | 九〇〇枚 | 二五二、〇〇〇 | 二、八〇〇 | 一四〇匁 |
| 中草 | 二尺二寸以上 | 二七、〇〇〇 | 二二五 | 六〇、七五〇 | 二、七〇〇 | 一二〇 |
| 下草 | 二尺二寸以下 | 二七、〇〇〇 | 笠 | 二、八八〇 | | |
| 合計 | | 一八〇、〇〇〇 | | 三一五、六三〇 | | |

十七、主なる生産人

莫産

鈴木彌重 篠原獵之介 山田熊太郎

黒澤寅之介 篠原午之介

備後表 篠原 幹 篠原 稻吉 篠原 幸雄

篠原卯之吉

主なる商人

| | | |
|------------|-----|--------|
| 久慈郡太田町東二丁目 | 山形屋 | 大谷 祐介 |
| 同 町東二丁目 | 紙屋 | 和田 茂平 |
| 同 町木崎町一丁目 | 小倉屋 | 藤 咲 治助 |
| 水戸市下市本五丁目 | 和泉屋 | 龜山 喜兵衛 |

第三章 久慈郡河内村の東箸製造

一、位置及風土

久慈郡河内村は、郡衙所在地太田町を距る東北方二里餘にして町屋、西河内下、西河内中、西河内上の四大字より成り、地勢は南北に長く東西に短かし、里川の清流は北より來りて町屋の西南を貫流し佐郡村に入る、東は高鈴の山脈に副ふて譽田村大字大門に相對す、南は佐郡村、北は中里村に接し、西北の一角染和田大字東染に接す、東は高鈴、西は國見山相對峙して平地少しと雖も土地肥沃頗る物

産に富み、煙草、橄欖石、蒟蒻、紙等を産す、四圍の山岳奇趣を極め樹木蒼生し山紫水明の地なり。氣候温和なれども夏期降雨に際しては、往々里川の氾濫ありて被害を及ぼすことあり、近來の洪水次の如し。

里川の洪水

| 年次 | 増水 | 水量 |
|----------|--------|----|
| 明治二十三年八月 | 二丈一尺五寸 | |
| 同 二十五年八月 | 一丈八尺 | |
| 同 三十五年八月 | 一丈一尺 | |
| 同 四十三年七月 | 二丈二尺 | |

初霜は、早き年は十月二十五日、晩きは十一月二日頃にして終霜は四月五日乃至四月十日頃とす。

二、沿革

本村に於ける東箸の製造は大字町屋小字黒磯の部落にして、之れか製造の起原は古くして釋ぬるに由なきも、水戸中納言光圀公當地に楮を植えて製紙業を起し、又橄欖石(地方斑石と稱す)を採掘利用することを奨励せし時代に、黒磯の部落に東箸の製造起りしものゝ如し、而して昔は松の根(俗にヒデ)炊きて、燈火とせし時代に於て、東箸の削の片を焼きて、之れが代用をなして夜業を營みしと云ふ。維新頃に至り、漸く盛んになり、明治二十年頃は従業戸數五六十戸に達せしも、其後各地に割箸製造起り之れに壓倒せられ、漸次従業戸數減少し、今は十數戸に過ぎず。

三、原料の供給

東箸の原料は杉材にして附近挽材工場より、材木の挽屑を(俗にバタと稱す)買入れて製造す、挽屑は

本村及中里村地方より供給を仰ぎ、山間地方なるを以て供給量多く、又比較的廉價に求めらる。

四、區域並に従業戸數

本縣は材木の産額豊富なるも其挽材屑を利用する途少なく、多くは燃料となすに過ぎず、獨り久慈郡河内村に於ては、東箸を製造しつゝ、ありと雖も當地は製紙、石材等の副業の爲め、従業戸數を減じ現今に於ては十數戸に過ぎず。

五、生産數量及價格

本村に於ける生産數量は、最近五ヶ年間に於ては其數量に大差なく、一ヶ年七百五十捆乃至八百捆にして價格は一千圓内外なり。

各年の生産額及價格左の如し。

| 年次 | 數量 | 價格 | 一捆價格 |
|------|------|-------|--------|
| 大正四年 | 七五〇捆 | 六〇〇圓 | 〇、八〇〇錢 |
| 同 五年 | 七五〇 | 六〇〇 | 〇、八〇〇 |
| 同 六年 | 七五〇 | 六〇〇 | 〇、八〇〇 |
| 同 七年 | 七五〇 | 七五〇 | 一、〇〇〇 |
| 同 八年 | 八〇〇 | 一、〇八〇 | 一、三五〇 |

六、器具の設備及材料

器具の設備は頗る簡單なるものにして鋸、鎌、鉈、鉋の四種にして價格は鋸七十錢、鎌三十錢、鉈七十錢、鉋七十錢内外とす。

七、製造の時期

農閑期の副業として営まれつゝあるを以て、早きは十月下旬より始め、翌年三四月頃迄の間に行はる

八、製造の方法

杉材の挽屑を長さ七寸に鋸にて切り、其切口を鎌にて滑らかに切りたる後、鉋にて細かく割き、鉋にて角を削りて丸味を附す、普通老人は鉋の作業をなし、若き婦女子は鉋にて仕上をなし、二人にて分業的に作業をなす。

九、選別法

製品に於ては格別の選別を行はざれども、原料たる挽材に就き注意を拂へ選別をなし、木質の良好なるものは上等の束箸を製造するに用えらる。

十、荷造及運搬

荷造は製品五十本即ち二十五人前を一把となし、藁にて束ね、四十把を一捆とし、繩にて結束し、之れを太田町の問屋へ搬出す。

十一、販路及取引

販路は太田町の荒物商店を主とし、時には水戸へ出すこともあり、多くは現金取引となし、太田町より商人來りて買入るゝを常とす。

十二、收支計算

收支計算は原料の良否、技術の巧拙によりて差あれども普通の場合に於ける計算次の如し。
但作業人員 二人 製品四十把としての計算

収入
金一圓四十錢 束箸四十把代 一把三錢五厘

支出
金四十五錢 原料代
差引 益

金九十五錢 益

二人にて差引九十五錢なるを以て一人の工賃四十七錢五厘なり。

十三、將來の見込

本縣に於て挽材屑を利用し之れを加工するは、目下の處束箸製造の外他に利用の途なきが故に、是等は木材屑の利用上有望なる副業なれども、束箸は地方農村及饅饨屋に主として需要せらる状態にして、現在に於ては割箸の爲め壓倒せられつゝあるを以て、將來は本村に於ても時勢の進歩に鑑み、一方割箸製造に適する材料は務めて割箸にし、世上の需要に應ずることは頗る緊要のこととす。

十四、主なる製造人及仲買人

| | | | |
|-----|-------|-------|-------|
| 製造人 | 和田熊吉 | 和田寅之介 | 和田秀之介 |
| | 和田卯之介 | 和田定兵衛 | 平山政之介 |
| | 和田三藏 | 萩谷龜太郎 | |

仲 買 人

| | | |
|------------|-----|-------|
| 久慈郡太田町東二丁目 | 山形屋 | 大谷松之介 |
| 同 町東二丁目 | 紙屋 | 和田茂平 |
| 同 町木崎一丁目 | 小倉屋 | 藤咲治助 |

第四章 結城郡西豊田村の麥酒苞製造

本縣に於ける麥酒苞の製造高は、年産額三千四百五萬本、價格十三萬五六千圓に達し、製造區域は結城、猿島、眞壁の三郡にして是等三郡は四町三十九ヶ村に亘り、何れも農家婦女子又は學校生徒の副業として營まれつゝあり、而して是等町村の中結城郡西豊田村は、製造の起源地にして且其生産高も多く年産額三百萬本に達する状態なるを以て當村に於て調査を行ひたり。

一、位置及風土

結城郡西豊田村は、郡の中央部にあり、郡衙所在地宗道村を距ること一里二十三丁、本縣廳を距ること八里十四丁、本村は平坦にして凹凸なく、東は一帶鬼怒川に沿ひ、西は同郡中結城、下結城、安飾の三村に連り、南は同郡大形村に接し、北は眞壁郡川西村と堺す、東西一里十四丁、南北亦同じ、沃野肥田多く、面積の廣きこと實に郡中に冠たり、氣候溫和各種の農産に適す、交通は縣道東より西に通じ、常總鐵道下妻驛に約一里にして達す、又鬼怒川の流に因て水運の便多し。

二、沿革

本村に於ける麥酒苞製造の起因は、明治四十三年に起りしを初めとす、同村は去る明治四十三年の秋鬼怒川の大洪水にて堤防決潰し、同村栗野及仁江戸の兩字は殊に甚だしく農作物は、殆んど收穫皆無の慘狀を呈し、農民の生計に困難を來したるを以て、村内有志大に之を患ひ副業として養蠶の外、果實蔬菜を奨勵して農家の經濟を潤澤ならしめんが爲め、時の村長同村農會長を兼ねし和田倉吉氏は村内當業者生井安吉をして補助金を與へ、東京府下に園藝の視察をなさしめたり、而して其際東京府下各地視察中、府下荏原郡大森に至り、麥酒用苞編の有利なるを見、且つ其編み方の簡單にして老幼婦女子等の副業に適し、加ふるに西豊田村は大麥の栽培多く、製品の輸送には鬼怒の水利あるを以て將來有望なることを覺り、歸郷の後、前記和田倉吉及中川與右工門兩氏の贊助を得て、種々研究を重ねたる結果、之れを村内の當業者に對し、編方の傳習會を開催したるに、成績頗る良好なるを以て、忽ちに村内に擴まり、延いて他村に及ぼしたり、他方に於ては、大日本麥酒株式會社と契約し、益々事業の擴張を圖り、今や結城、猿島、眞壁の三郡に擴まり、大正六年より麒麟麥酒株式會社も本縣産を使用するに至り、最近の生産額は約三千五百萬本此價格十三萬餘圓に達せり。

三、用途

麥酒壘苞裝用、近來は醬油壘其他各種の壘詰苞裝用に用ゐらる。

四、種類

種類は壘の大小に由りて其大きを異にし現今製作するものは次の三種となす。

| | | | |
|---------|----------|------|--------|
| 一、小 苞 | 長 一尺五分 | 幅二つ折 | 内徑三寸四分 |
| 二、内地用大苞 | 長 一尺二寸五分 | 幅二つ折 | 内徑四寸五分 |

三、輸出用大苞 長一尺一寸七分 幅二つ折 内徑四寸五分

五、區域並に従業戸數

本縣に於ける麥酒苞の製造區域は結城、猿島、眞壁の三郡にして近來行方郡、筑波郡の一部に擴まれり、其郡主なる生産町村左の如し。

結城郡 西豊田村、大形村、安飾村、下結城村、名崎村、中結城村、山川村、岡田村、飯沼村、

大花羽村、菅原村、總上村、豊加美村、宗道村、玉村、蠶飼村、豊田村、三妻村、大生村

猿島郡 境町、八俣村、逆井山村、森戸村、猿島村、長田村、長須村、七重村、生子菅村、沓掛

村、弓馬田村、中川村、櫻井村

眞壁郡 下妻町、關本町、大寶村、上妻村

行方郡 香澄村

筑波郡 吉沼村、高道祖村

調査地西豊田村に於ける従業戸數五百戸に達す。

六、生産數量及價格

本縣に於ける生産數量左の如し。

| 年次 | 生産數量 | 同上價格 | 一本價格 |
|------|--------|---------|------|
| 大正四年 | 一千七百萬本 | 四萬二千五百圓 | 二厘五毛 |
| 同五年 | 一千七百萬本 | 四萬二千五百圓 | 二厘五毛 |
| 同六年 | 二千萬本 | 六萬圓 | 三厘 |

七、器具の設備

製造の器具は、木製の長一尺四寸高九寸の編臺及木製の編駒にして、此價格一臺三十錢位なれども、自家にて製造し得、其他縮繩(麻繩)にして苞の一端を結束する際締めるに用ふ)及鉄等にして器具の設備としては頗る簡單なり。

八、製造の時期

十一月上旬より翌年三四月頃の間にして、農閑期又は雨天其他零碎の勞力を利用し、又小學校生徒學校の餘暇之れに従事せり。

九、製造の方法

製造の方法は、豫め駒に編糸を繰り、編臺に掛け、麥稈を三本つゝ副ひ、俵編の如く駒を前後し麥稈の一端を折返して再び編み、又麥稈を副ひ前列の麥稈につなぎ乍ら編み、十八手乃至二十手にて終はり最後に兩端を合せて苞となす。

麥酒株式會社契約の製作仕様書左の如し。

一、内地用大苞製作仕様書

一、材料

大麥又は裸麥稈とす。

廢稈又は品質不良のものは一切用ゆべからず。

一、寸法

長 一尺二寸五分 幅 二ツ折内徑四寸五分とす。

一、編糸

木綿糸拾六手三合燃とす、又A八番「ジュート」糸を代用することを得。

一、編方

麥稈二本宛(細きものは二本宛)を二つ折りとなし、編糸二筋を以て交叉編二十五、又は二十六編とす。

一、編糸の位置

下部より一寸及五寸五分の二ヶ所とす。

一、頭部括糸の位置

上部より一寸五分の所とす。

一、頭部括用糸及括り方

編糸と同一の糸二筋を以て緊括すること。

一、重量

一本に付拾二匁五分以上拾三匁五分以下とす、但し充分乾燥せる時の目方なり。

二、小苞製作仕様書

一、材料

大麥又は裸麥稈とす。

腐稈又は品質不良のものは一切用ふべからず。

一、寸法

長 一尺五分 幅二つ折内徑三寸四分とす。

一、編糸

木綿糸拾六手貳合燃とす又A八番「ジュート」糸を代用することを得。

一、編方

麥稈二本宛を二つ折となし編糸二筋を以て交叉編拾八又は拾九編とす。

一、編糸の位置

下部より一寸及四寸の二ヶ所とす。

一、頭部括糸の位置

上部より一寸の所とす。

一、頭部括用糸及括り方

木綿糸拾六手參合燃とし是を二筋にて緊括すること。

一、重量

一本に付八匁以上九匁以下とす。

但し充分乾燥せる時の目方なり。

三、輸出用大苞製作仕様書

一、材料

小麥稈とし充分に足にて踏むか又は槌にて打ち軟くすること。
腐稈又は品質不良のものは一切用ゆべからず。

一、寸法

長 一尺一寸七分 幅 二つ折内徑四寸五分。

一、編糸

木綿糸拾六手參合燃又はA八番「ジユート」を稱する麻糸とす。

一、編方

小麥稈四本宛特に太きものは三本宛を二つ折となし編糸二筋を以て交叉編二十六又二十七編とす

一、編糸の位置

下部より八分、參寸二分及五寸五分の三ヶ所とす。

一、頭部括糸の位置

上部より八分の所とす。

一、頭部括用糸及括り方

編糸を同一の糸二筋を以て緊括すること。

一、重量

一本に付拾七匁以上拾八匁以下とす。

但し充分乾燥せる時の目方なり。

十、荷造及運搬

荷造は五十苞を一把とし、二把を一束となし、三束を一梱となし何れも繫繩を以て結束す。

運搬は運賃の關係上専ら鬼怒川の水流を利用し船便にて東京に輸送す。

十一、販路及取引

販路は専ら麥酒會社にして豫め契約をなして取引するものなれば販路に就ては願慮を要せず。

十二、收支計算

收支計算は從業者技能の巧拙に由り、差あれども一日一人百五十本を作るものとして計算すれば左の如し。

| | | | | |
|------|-----------|---------|----|-----|
| 収入 | 金 六拾 錢 | 製品百五十本代 | 一本 | 四 厘 |
| 支出 | 金拾七錢五厘 | | | |
| 差引 | 差引金四拾二錢五厘 | 益 | | |
| 支出内譯 | 金七錢五厘 | 編糸代 | | |
| | 金拾 錢 | 原料麥稈代 | | |

十三、發達に有利なりし事項

- 一、中心人物たる生井安吉氏斡旋の勞を取りし事。
 - 二、西豊田村農會之れが獎勵保護を加へたる事。
 - 三、西豊田村信用購買販賣組合に於て資金の融通貯金の獎勵に務めたる事。
 - 四、鬼怒川の水利に由り運搬に便利なりし事。
 - 五、麥酒會社に於て取扱者に獎勵金を與へて獎勵したる事。
 - 十四、從來に比し改良したる要點
- 從來は専ら内地用苞の製造に止まりしが、輸送中往々塚の破壊するものありて會社の損害少なからざりしが、生井安吉氏塚の構造及荷造上より研究して苞に改良を加へたり、前記輸出入用苞仕様は即ち之れなり。

十五、該業の農家經濟上に及ぼしたる影響

麥酒苞の地方農家經濟上に及ぼしたる影響は、四十三年鬼怒川洪水の爲め、西豊田村に於ては甚大の害を蒙り、一時困憊に陥へりたり、之れが爲め本村農會に於ては救済をなさんとて、生井安吉を東京府下に視察せしめ麥酒苞製造を傳へてより、農家の經濟を潤澤ならしめたり、爾來家庭生計費の一部を補ひ、又信用購買販賣組合に於ては貯金を獎勵し、家族貯金と稱するものを組織し、主として麥酒苞製造による利金を貯蓄することとし、大正八年十月末日現在貯金六千四百四十一圓九十八錢の巨額に達し、此人員三百七十三人なり、以て本村農家經濟上好影響を及ぼしつゝあるを知り得べし。

十六、將來の見込

麥酒苞の將來に就ては、麥酒の製造高及海外輸出の多寡に由りて消長あれども、現在に於ては需要に供給する能はざる狀況にして、又麥稈苞の用途は獨麥酒塚のみならず、和酒、醬油、葡萄酒、塚詰藥等の苞裝用として需要せらるゝに至れるを以て、將來需要益々盛なるに至るべし、然れども原料安價なるの故を以て製品又安く若し原料を他より購入して製造する時は他の副業に比し收益少なきの感あり、又製品は容積大にして貯藏に困難を生ずるの欠點あり、元來麥稈は、其利用少なく本縣産麥は其種類竹林最多きを占む、而して之れが利用に至りては燃料、堆肥、葎草等に用ゐられしもの之れが加工に至りては塚苞の外有利なるもの起らざる今日に於ては、適當なる副業なりと認む。

十七、主なる製造人及仲買人

調査地西豊田村に於ける製造人及仲買人左の如し。

| | |
|-----|------|
| 製造人 | 片野伊介 |
| 仲買人 | 生井安吉 |

第五章 眞壁、筑波兩郡の樽繩

本縣の藝工品にして、他府縣に移出するものは、蓆を重なるものとし、之れに次ぐは、各種荷造用の繩とす、就中樽繩は其の販路廣く、生産又多し、樽繩の種類は醬油樽及酒樽の荷造用にして、醬油樽用繩は眞壁郡紫尾村を中心とし、附近長讚村、大村等より産し、酒樽用繩は、筑波郡筑波町を中心

とし附近大穂村より産せらる、本調査は主産地眞壁郡紫尾村及筑波郡筑波町に於て行ひたり。

一、眞壁郡紫尾村の醤油樽繩

一、位置及風土

眞壁郡紫尾村は、郡の東部に位し、郡衙の所在地下館町を距る東南四里、筑波山西麓に位し、土浦町より岩瀬に通ずる縣道村の中央を南北に貫通し、縣道に沿ふて筑波鐵道の通ずるあり、停車場は大字酒寄及東山田の二ヶ所にありて交通便利なり。

本村は酒寄、椎尾、東山田、羽鳥の四大字より成り、東は筑波山を距て、新治郡小幡村に界し、西は櫻川を境として本郡大村、長讚村に接し、南は筑波郡筑波町に北は眞壁町に接す。

東西三十町東北一里十町餘、總面積一千五百九十五町步餘、地勢東北部一帯は筑波山脈にして山林多く、全面積の三分の二を占む、西南部一帯は平坦なる耕地にして水田多く畑地少なし、土質は畑は花崗石より成る礫質壤土及砂質壤土多く、水田は櫻川沿岸沖積土にして地味肥沃なり、氣候溫和にして各種の作物に適すれども、東南の風害、櫻川の洪水屢々あり、又椎尾の一部及東山田の一部は水利意の如くならず早魃の害を蒙ること往々なり。

東山田、羽鳥は煙草耕作盛にして年産額二萬圓を降らず、椎尾、酒寄は養蠶盛にして年産額五萬圓以上、東山田よりは土器を産し、年産額七萬圓に達す、而して樽繩製造の盛なるは酒寄椎尾の二大字とす

二、沿 革

本村の藁工品は、重に樽繩にして荷造繩之れに次ぐ、樽繩の起原は、明治二十五年頃椎尾の人、吉原

儀平初めて樽繩を紡ひ、眞壁町大字伊佐々醤油醸造家田崎庄藏と醤油交換をなし、自家用を辨じ來りしこと數年なりしが、酒寄の人酒寄清治本業の有利なるを認め就きて習得し、自ら仲買人となり、各地醤油醸造家に販賣したるにより年々製造高増加し、目下年産額一萬二三千圓に達し、販路は本縣内は勿論、東京、千葉縣、埼玉縣、群馬縣、栃木縣地方に移出するに至れり。

三、原 料

原料たる藁は水稻の品種、土質、刈取期、乾燥等に由り品質に差あり、従つて製品たる繩に影響するが故に當地の農家は原料たる藁に就ては周到なる注意と綿密なる管理をなしつゝあり。

イ、品種 品種は愛國、常豊の二種最も多く水稻全作付面積の九割を占む、而して此二種は其の藁強靱なるを以て繩として適當なり。

ロ、藁の管理 品質良好の藁を得んには早刈を必要とす、刈取遅るゝ時は、藁光澤を失するのみならず節廻りて製繩用に供すること能はず、故に努めて早刈をなし、稻架に掛け、五六日乾し其間雨に遇はざる様取入れ充分乾燥して貯藏す。

ハ、原料の供給 本村の水田は其の面積三百一町步餘、一戸平均六反步餘にして原料には別して不足なきも、多量に製造するものは他より買入るゝ状態なり、次に堆積肥料の原料としては筑波山腹より、野草並に落葉の供給殆んど無盡藏なるが故に、生産の藁全部を加工に供給するも決して地力の減耗を來すが如き患ひなし。

四、區域並に従業戸數

樽繩の生産は獨り紫尾村のみならず、隣村たる本郡大村、長葦村、筑波郡筑波町等よりも産す、就中紫尾村は品質優良産額多き爲め其名世に聞へ、同村に於ても大字酒寄は一層優良品を産出す、調査せし紫尾村は總戸數五百十七戸にして中加工に従事するもの約二百戸あり。

五、加工品の種類

加工品の種類は、醬油樽用繩及荷造用繩の二種にして、樽繩は其太さ、廻り一寸五分乃至一寸八分にして一尺間の撚目二十二乃至二十四にして、一房の長さ七十六尺、一房にて醬油樽四本を拭けることを得、十五房を一把とし、一把の重量最上等品は五貫五百乃至六貫、上等品は四貫五百乃至五貫、並品は三貫五百乃至四貫二百多とす。

荷造繩は樽繩より稍細く、一房八十尺の物二十房を一把とし、重量は五貫乃至六貫多とす。

六、生産數量及價額

生産地各村の生産數量は詳かならず、調査地紫尾村に於ける最近數ヶ年間の生産數量及價格左の如し

| 年次 | 生産數量 | 價額 | 單價 |
|------|-----------------------|--------------|----------------|
| 大正四年 | 樽繩 三、〇〇〇 荷造繩 一、五〇〇 | 二、二五〇 七五〇 | 〇、七五〇 〇、五〇〇 |
| 大正五年 | 同 一、五〇〇 | 二、八二五 | 〇、八五〇 |
| 大正六年 | 同 二、〇〇〇 | 一、四五〇 | 〇、七二五 |
| 大正七年 | 同 六、二〇〇 | 六、八二〇 | 〇、九一〇 |

| | | | |
|------|---------|-------|-------|
| 大正八年 | 同 六、五〇〇 | 一、三〇〇 | 二、〇〇〇 |
| | 同 四、五〇〇 | 六、七五〇 | 一、五〇〇 |

七、器具の設備

製繩の器具としては手紬なるを以て唯だ撚掛器を設備するのみなり、撚掛器は齒車仕掛けにして一臺の價格現今にて七八圓なり、近來は荷造用繩は製繩器を用ふるものあれども價格安し。

八、製繩の時期

製繩は農閑期を利用して行ふか故に十一月中旬頃より翌年四月頃迄作業す、従業者の多く婦女子にして男子は藁打及仕上げ等に従事す。

九、製繩の方法

- イ、藁打 普通男子の仕事にして藁は始め乾燥の儘杵又は木槌にて粗打ちをなし、次に水を掛けて仕上げをなす。
- ロ、荒繩紬 荒繩紬は普通婦女子の作業にして二撚毎に藁を繼ぎ、軟らかく紬ふ一尺間の撚目十三四とし長さ約八十尺となす。
- ハ、晒し 紬ひたる荒繩は水分のある中に、硫黄にて蒸し白色となし、直に日光に乾かす、硫黄にて晒すには直徑二尺二三寸深さ二尺位の蒸穴に入れて蒸す、又籠に藁を巻き其中にて蒸すものもあり、蒸す時間は一回二時間位となす。
- ニ、仕上げ 硫黄にて日光に乾かしたるものは、之れを晴天の日を選びて庭前に於て仕上げを行ふ其方法は先づ長さ四尺位の杭を三尺隔に三本を打ち、之れに徑四寸位の丸太を横に地上二尺の處

に結び付け、又他方に之れと同様に杭を打ち横木を架し、甲乙の距離を六間三尺とし、之れに據り繩の長を一定にするものとす、而して荒繩は豫め此距離より四尺位長くし、之れを横木に掛け繩の兩端を撚掛器の鈎に掛け回轉する時は、繩は自然に短くなりて、六間三尺の地點に達して止む、茲に於て繩の兩端を撚掛器より解除して横木に結び付け、繩を以て摩擦す、次に麥稈を燒きて毛端を除き、又繩にて摩擦すること二回にして仕上ぐるものとす、此作業は普通十五房即ち一把を一時に行ふものとす。

ホ、手繰り 仕上げ終れば繩の一端を解き之れを徑六寸と一尺の大輪、小輪とに手繰り、小を輪内側に大輪を外側に大輪十一、小輪十八とし、手繰れば中央を二重に結束して一房となす。

製繩の工程は夜業なれば午後七時より十一時頃迄に一人にて多きは十房位、少なきも五房位揃ひ上げ、盡間は一人にて十五房位を普通とす、仕上げは五六人共同して行ひ、一人一日の工程二把位を普通とす。

十、選別法

繩の選別は色澤を第一とし、白色にして撚目大小なきを上等品とし、青色なるを中等品とし、赤黄又は褐色を帯びたるものを下等品となす。

十一、貯藏法

生産地紫尾村に於ては仲買人に直に販賣するが故に特別なる貯藏法なし。

十二、荷造及運搬

繩の荷造は頗る簡單にして樽繩は十五房を一把となす、仕上げの際手繰りて繩にて二重に結束したる部分を外側、他方を内側にし、兩方より積み重ね、一方は七房他方は八房として其中央を共繩にて結束して一把となし、兩端は細繩にて二房つゝ括るものとす、荷造用繩は二十房一把として共繩にて其中央を二重に結び、兩端を細繩にて括ること樽繩に同じ。

十三、販路及取引

生産地には仲買人ありて、生産者は専ら仲買人に販賣するものとす、其取引は現金又は前金とす、仲買人は之れを縣内及縣外に移出す。

重なる移出先は、栃木、埼玉、千葉、群馬、東京等にして中樽繩は更に千葉、群馬、栃木等にして荷造用繩は東京を主とす。

十四、收支計算

樽繩及荷造繩は年々騰貴し大正八年九月中に於ける市價は樽繩上等一把一圓五十錢、中等一圓三十錢並品一圓二十錢、荷造繩上等一把一圓、並品九十錢、原料藁の代價一把一錢なるを以て此市價に據り收支計算すれば左の如し。

收・入

金一圓三十錢

樽繩一把代

支出

金二十五錢

支出内訳

| | | | |
|---|------|---|-----------|
| 金 | 二十三錢 | 葉 | 二十三把代一把一錢 |
| 金 | 二錢 | 硫 | 黃代 |
| 差 | 引 | | |
| 金 | 一圓五錢 | 工 | 賃 |

繩紮は男女平均三夜(一夜三時間)
燃り掛仕上半日。

樽繩一把を紮ひ之れを仕上ぐるには晝夜を通じて一把とす普通男子なれば一日半、女子なれば二日を要す、原料は二十三把を要し一把重量二百匁内外にして一把壹錢とし二十三錢、硫黃代二錢之れを樽繩一把代金一圓三十錢より差引けば一圓五錢の工賃となる、之れを男一人とすれば一日七拾錢、女子とすれば一日五十二錢五厘の工賃となる、燃掛器は一度購入すれば永年使用に耐ゆるを以て算入せず備考 大正九年三月の樽繩の市價及葉代左の如し。

| | | | | |
|---|---|---|------------|-------|
| 上 | 等 | 品 | 一把 | 二圓五十錢 |
| 中 | 等 | 品 | 一把 | 二圓二十錢 |
| 並 | 品 | | | 二圓 |
| 葉 | 一 | 把 | 一錢六厘乃至一錢八厘 | |

十五、作業上勞力の年中分配及他業との關係
繩紮は稻取入後即ち十一月中旬より翌年四月下旬に至る農閑期に行はるゝが故に、農家勞力の分配上頗る好都合にして、他の作業と衝突するが如きことなく、又之れあるが故に雨天にして野外の作業を爲すこと能はざる日に於て、其餘剩勞力を利用し、又夜業を主とするが故に特に有利なり。

十六、發達に有利なりし事項

本村及隣村に發達したる有利なりし事項を擧ぐれば左の如し。

- 一、水田肥沃にして原料たる藁の品質良好にして加工に適すること。
- 二、山林原野廣く堆肥の原料豊富なること。
- 三、價格割合に高く收益多きこと。
- 四、郡農會に於て品評會、共進會等に出品せしめ之れを奨励せしこと。
- 五、他に有利なる副業なきこと。
- 六、交通便利にして製品の運搬容易なること。

十七、作業上障害の事項

作業上の障害の事項としては別に認めずと雖製品の品質一定せず之れが爲め販賣に不利を招くことあり。

十八、從來に比し改良したる點

- 一、繩の色澤を優美ならしむる爲硫黃にて晒したる事。
 - 二、燃掛に燃掛器を使用し作業に便利になりし事。
 - 三、荷造法を堅固にし汽車輸送に容易ならしめし事。
 - 四、繩の尺を確實ならしめし事。
- 十九、將來改良すべき要點

組合を組織し製品検査を行ひ、販賣方法の改良を計ること。

二十、地方生産經營組織狀況

紫尾村は耕地面積水田三百一町五反、畑百九十二町五反、山林原野千六十二町四反歩、内官有林六百四十五町公有林二十五町歩にして、總戸數五百七十七戸内農戸數四百八十戸、耕地面積に對し一戸當田六反三畝弱、畑四反歩なり、最も水田は悉く乾田なるを以て、全面積の三分の一は二毛作をなす、又山林面積廣き爲め、採薪、製炭或は落葉採集等農閑期の作業あれども、人口割合に多き爲め主業のみにては生計困難なる狀況なり、故に農閑期に於ける餘剩勞力を利用し、又老弱男女の別なく従業し得らるゝ繩紬の如きは、農業經營上適當せるものなり。

二十一、該業の農家經濟に及ぼしたる影響

本村に於ける藁工品年々増加の傾向あり、最近四ヶ年間の平均は樽繩、荷造繩合計五千八百五十圓餘生産高六千八百把之れを従業戸數に割當つれば、一戸平均二十二圓六十錢餘、従業者一人平均參圓なるを以て、農家經濟上に及ぼす、影響甚大なりと云ふべし農家の多くは繩の代金を以て日用品購入の資に充て、又家計の小使錢及貯金をなす等經濟上に好影響を與ふるのみならず、農村に於ける青年及婦女子に勤勉の氣風を起さしむる等直接間接に利益を及ぼしつゝあり。

二十二、將來の見込

本村は土地肥沃にして原料たる藁の品質良好にして加工に適し、又堆肥の原料は山野より採集し得るが故に生産の藁は之れを加工の原料に供給するも地力を減耗するが如きことなく、且つ又人口割合に

多く、農閑期の餘剩勞力を利用し得るが故に、隨て生産費廉なるを以て、今後競争場裏に立ちたる場合に於ても之れに打勝つことを得べし、然かれども統一的に集團したる組合を組織し製品に検査を執行し等級を附し品質の向上をなさざれば或は將來悲況に陥るやも計られず。

二十三、主なる仲買人

| | | |
|-----------|-----------|---------|
| 酒 寄 久 太 郎 | 長 塚 藤 一 郎 | 田 上 留 吉 |
| 稻 川 國 一 郎 | 酒 寄 清 次 | |

二、筑波郡筑波町の酒樽繩

一、位置及風土

筑波山の中腹より漸次西方の山麓に開展せる町にして、郡の東北に位し、東は新治郡、西北は眞壁郡に接す、筑波、沼田、國松、上大島の四大字より成る、筑波山に據りて開けたるを以て大なる傾斜地となす、山の中腹に東面せるは大字筑波にして稍下りたる西方部落は沼田、沼田の西を國松最も西端なるを上大島となす、山麓の低地沼田、國松、上大島の西南方櫻川の流域に水田相連り、此地一帯砂質壤土にして所謂山根米の名産地なり、酒樽繩の生産地は即ち此三大字とす。

北に筑波山を負ふて南麓に展開せる地なるを以て冬季と雖北風を遮りて積雪少なく、翌春晩霜の害を蒙ることあらず、本村の交通は大字上大島に下館町より來る銚子街道あり、又大字筑波には本郡東京街道の起點にして南、田井村、北條町に連り又筑波鐵道筑波驛ありて交通便利なり。

二、沿革

同町は紫尾村と接続し、且つ水田の土質も大體に於て相類似し藁の品質良好なる關係上、樽繩の技術を紫尾村に習ふものありて同町に傳播せり、紫尾村は其始め酒樽及醬油樽繩を紉へしも、其後醬油樽繩及荷造用繩を生産し酒樽繩は同町に隆盛となり隣村たる大穂村に及べり。

三、従業戸數

同町の總戸數五百三十六戸中、樽繩の従業戸數百八十戸、従業人員男女三百六十人にして生産地は大宇上大島、國松、沼田となす

四、生産數量

| 年次 | 生産數量 | 價格 | 一把の價格 |
|------|--------|--------|-------|
| 大正四年 | 三、〇〇〇束 | 一、一四〇円 | 〇、三八〇 |
| 大正五年 | 三、五〇〇 | 一、三三〇 | 〇、三八〇 |
| 大正六年 | 五、〇〇〇 | 三、〇〇〇 | 〇、六〇〇 |
| 大正七年 | 六、〇〇〇 | 六、〇〇〇 | 一、〇〇〇 |
| 大正八年 | 六、〇〇〇 | 七、八〇〇 | 一、三〇〇 |

備考 隣村大穂村の生産額は大正八年に於て約三千束とす。

五、製品及其荷造

酒樽繩の長さは、十一間にして太さは廻り四寸、一尺の間撚目六乃八を有し、一筋の繩にて二樽に使用し得、紉方は手にて一撚り毎に藁を繼ぐ醬油樽の如く毛端焼又は晒しは行はず、荷造法は二尺二寸

の距離に杭を穿ち之れに手繰り一把となし、六把を一束とし細繩にて二ヶ所結となす、一束は汽車運搬に便なるが爲、長さ二尺五寸幅一尺五寸となし其容積八才、重量七貫二百匁とす。

六、收支計算

大正八年九月中に於ける樽繩一束の市價は平均一圓三十錢にして、原料たる藁は一把一錢、繩一束に四十把の藁を要す、之れにより計算すれば左の如し。

| | | |
|----|------------|--------|
| 收入 | 酒樽繩一束代 | 金一圓三十錢 |
| 支出 | 藁四十把代、一把一錢 | 金四十錢 |
| 差引 | 工賃 | 金九十錢 |

一束の繩を仕上ぐるには男女共晝より夜業迄となすが故に、一人半と見るを得べし、故に一人一日の工賃は六十錢となす。

備考 大正九年三月中の市價は一束上等品一圓八十錢中等一圓六十五錢、下等一圓五十錢藁一把一錢六厘乃至一錢七厘。

七、販路

販路は縣内、群馬縣、埼玉縣、栃木縣等にして地方の仲買人生産者より買入れ酒造家に販賣す。

八、主なる仲買人

| | | |
|-------|-------|------|
| 伊勢島六郎 | 中山政四郎 | 原熊次 |
| 鈴木助次 | 輕部秀一 | 石島かね |
| 原禮三 | 石川力藏 | |

其他の調査事項は大體に於て紫尾村と同様なるを以て之れを畧す。

第六章 猿島郡古河町の小楊枝

一、位置及風土

猿島郡古河町は郡の東北隅に位する一市街地にして古河、原、悪戸の三大字より成る、東京市を距ること北方十六里奥羽街道の一驛なり、水戸市を距る西方二十三里の地點を占め、東西三十二町、南北一里十町を有す、北は栃木縣下都賀郡野木村に接し、西は思、渡良瀬の兩川を隔て、栃木縣藤岡町及埼玉縣川邊郡に面す、南は本郡新郷村に隣し、東は勝鹿村に界す。

同地方は關東平野の中央に位するを以て、土地極めて平坦絶えて丘陵の起伏するものを見ず、然れども西方一帶思、渡良瀬の兩川環流するを以て土地概して低く水田遠く連り、數里の堤塘を以て河水の浸入を防止す、東方一帶數百町の面積を有する畑打續き、平坦砥の如く遙に勝鹿村の山林を望むを得市街を中心として四方稍々土質を異にすとも雖も地味極めて肥沃農産に富み米麥の産殊に多し。氣候は温和にして寒暑の差少く、乾濕其の宜しきを得ると雖も冬季は西北の風稍々多し。

二、沿革

古河町に於ける小楊枝製造の沿革は古くして釋ぬるに由なきも、維新前古河藩(土井家)江戸に於て足輕仲間等の微祿者の内職として奨励せしに始まりたるものにして、維新廢藩の結果、顯著なる發達をなして今日に及びたり、維新廢藩後土井藩士にして江戸より古河に移りしものは各々生業に就きしと雖も生計困難のもの少なからず、爲めに從來内職として行はれし小楊枝を製し、家計の一部を補ふに至り、當時従業戸數二百戸以上に達せりと云ふ、爾來同地に於ける一種の特産物となれり、其後年により一盛一類ありしと雖も年を逐ふて製造稍々減少の傾向ありしも、衛生の發達と交通の便開かれ、之れが爲め販路擴張せられ明治四十年頃に至りて、産額頗る多を加へたり、然るに近來に至り稍々衰微に傾きつゝあり、其の原因は生産品の價格割合に低廉にして一方に於ては製糸工場、機業等の工賃割合に高價なるが爲め之れに移るもの多く、加ふるに近來關西地方に於て器械を以て小楊枝を製造するに至りたるを以て、生産額稍々減少せしが當町石井林藏大正六年小楊枝製造器を案出し、製造上に一大改良を加へたるを以て漸く挽回の氣運に向ひつゝあり。

三、種類並に品種の變遷

從來製造せしものは其の原料黒文字を用ゐ、角形長さ一寸八分のもの多かりしも其後社會の進歩と共に辻占入、名前入、其他種々なる形を工風し、近來は之れを利用し商店の廣告、又は名刺の代用となすに至れり、種類を大別して普通楊枝及細工楊枝の二種となす其の内主なるものを擧ぐれば左の如し

- 一、普通楊枝(長さによるもの)
- イ、一寸八分
- ロ、二寸

- ハ、二寸二分
- ニ、二寸五分
- ホ、一寸
- 二、細工楊枝(形によるもの)
- イ、白魚形
- ロ、鐵砲形
- ハ、刀形
- ニ、矢羽形
- ホ、ホーク形

四、區域並に従業戸數

本縣に於ける製造區域は甚だ狭く、殆んど古河町に限らるゝ位にして他は筑波郡筑波町、西茨城郡西那珂村に製造者あれども産額微々たるものなり、古河町の小楊枝は舊藩士の内職たりしが一般の副業となり、一時は従業戸數四百戸以上に増加したるも現時は機業、製糸、菅笠製造、簾製造等の副業増加したる爲め、漸次減少し現今の従業戸數百戸内外盛期に至り百五六十戸、従業人員四百人内外なり同町に於ける區域は田町、杉並町、新町、鷹匠町、三神町、臺町、長谷町、雷電町、原町等なり。

五、生産數量及價格

同町に於ける生産數量の調査したるものなく、確實の數量を見出し難きも、從來は約一萬圓内外にして、四十一年頃は二萬圓を産し、現今に於ては約三萬圓を稱ふるに至れり。

製品各種の市價左の如し(大正八年十一月の同町市價)

| 種目 | 一萬圓の價格 | | |
|------|--------|-------|-------|
| | 上 | 中 | 下 |
| 二寸 | 三、〇〇〇 | 二、〇〇〇 | 一、五〇〇 |
| 一寸八分 | 三、〇〇〇 | 二、〇〇〇 | 一、五〇〇 |
| 一寸五分 | 三、五〇〇 | 二、四〇〇 | 一、五〇〇 |
| 二寸五分 | 四、〇〇〇 | 三、三〇〇 | 一、五〇〇 |
| 三寸 | 四、五〇〇 | 四、〇〇〇 | 一、五〇〇 |
| 鐵砲形 | 八、〇〇〇 | 七、〇〇〇 | 一、五〇〇 |
| 刀形 | 六、〇〇〇 | 五、〇〇〇 | 一、五〇〇 |
| 煙管形 | 七、〇〇〇 | 六、〇〇〇 | 一、五〇〇 |
| 白魚形 | 六、〇〇〇 | 五、〇〇〇 | 一、五〇〇 |
| 辻占形 | 八、〇〇〇 | 五、〇〇〇 | 一、五〇〇 |
| 名入 | 八、〇〇〇 | 五、〇〇〇 | 一、五〇〇 |

累年の生産數量に於ては調査したるものなきも大正七年に於て調査したるもの左の如し。

| 種目 | 一ヶ年生産數量 | 同上價格 |
|------|---------|---------|
| 普通楊枝 | 一億四千萬本 | 一萬九千六百圓 |
| 細工楊枝 | 五百萬本 | 千五百圓 |
| 其他 | 一千六百萬本 | 九百六十圓 |
| 合計 | | 二萬二千六百圓 |

價格は大正七年の平均相場にして普通品一千本十四錢、細工品同上三十錢、屑物同上六錢を標準とし、たれども、現時の市價を細別すれば左の如し(但し一千本の價格)

| | | | |
|----|-------|-------|-------|
| 種目 | 二寸 | 二寸五分 | 細工物 |
| 上 | 〇、三〇〇 | 〇、五〇〇 | 〇、五〇〇 |
| 中 | 〇、一八〇 | 〇、二五〇 | 〇、三〇〇 |
| 下 | 〇、一四〇 | | |

六、原料の供給

原料たる黒文字は専ら千葉縣君津郡木更津地方より移入しつゝあり、原料の太さは、小は小指大、大なるもの拇指大位にて長さは三尺七八寸、一束の大きさは一尺七八寸廻り、一束の本数は約七十本乃至八十本、一束より二寸物の製品一萬九千乃至二萬本を製し得。
一束の相場は年に由り異なれども、現今は産地に於て三十二三錢なり。
原料の供給に就ては目下の處豊富にして不足を告ぐることもなきも、近時黒文字以外に柳、轆轤木等を用ふるに至れり、特に關西地方にて生産する機械丸楊枝及當町にて製造する細工物は黒文字を用ふるもの少なく、多くは轆轤木又は柳を使用す。
黒文字の供給者は當町仲介人産地より買入れて之れを製造者に販賣し、製造者は製品を又仲買人に販賣しつゝあり。

七、器具の設備

本調査は原料を買入れ之れを製造し包装迄行ふ生産に就て行ひたり。

| | |
|----|-------|
| 種目 | 單價 |
| 鋸 | 〇、六〇〇 |

| | |
|-----|-------|
| 小刀 | 〇、五〇〇 |
| 定木 | 〇、一五〇 |
| 切リ | 自家製造 |
| 削リ | 〇、二〇〇 |
| 桶又は | 〇、二五〇 |
| ホー | 〇、五〇〇 |
| ホー | 〇、三〇〇 |
| 箱 | 〇、二〇〇 |
| 砥石 | 〇、二〇〇 |
| 鉄 | 〇、一五〇 |
| 袋張 | 〇、五〇〇 |
| 袋型 | 〇、一〇〇 |
| 包 | 〇、一〇〇 |
| 截 | 〇、五〇〇 |
| 截 | 一、〇〇〇 |
| 截 | 〇、五〇〇 |
| 板 | 〇、五〇〇 |

八、製造の時期

室内に於て作業し得るを以て、時の如何を問はず、着手するを得るを以て年中之れに従事するものあれども、最も盛んに行はるゝは、十一月上旬より翌年の三月下旬頃とす。

九、製造の方法

製造の方法は頗る簡單にして、作業上之れを荒削り及仕上げとなすを便とす。
イ、荒削 先づ原料を切臺にて定木を宛て鋸にて切る、原料一本に付二寸物十八本を得、切りたるも

のはホーロクにて炒り之れを刀にて四つに割き木質を去り、次に又刀にて細かに割りたるものを桶又は甕に入れ水を注ぎ一夜放置す。

ロ、仕上 浸したるものを取上げ一本宛削臺に於て小刀を以て削る、削る際必ず製品に皮を残すを原則となす、削り終はりたるものは之れを甕に擴げ天日に乾かす。

十、選別法

製品の選別に就ては特に行はざるも、原料に於て別つを普通とす、即ち節のあるもの、曲りたるもの又皮の附方完全ならざるもの等は下等品を製造するに用ゐらる。

十一、荷造包装

製造人は荷造包装をなさず、専ら仲買人に販賣す、仲買人は之れを所定の紙袋を製し、一袋四五十本を入れ包装し金紙、銀紙等を細く切りたるものにて包括して等級を定む、即ち上等品には金紙を用ゐ中等等には銀紙を用ゐ、普通楊枝(二寸)の包装法左の如し。

紙袋は半紙七ツ切り(大形)八ツ切り(小形)として之れを木製の型にて折りて製するものなるが、一日の工程一千五百袋乃至二千袋を製す、一袋に付二寸ものなれば大形にて五十本入、小形にて三十本を入れ、上物には金紙並物には銀紙にて包括す、而して之れを他府縣に移出する場合には、百四十袋を長方形に集め之れを紙にて包み、石油箱に入れ、一箱には十七包入となす。

十二、販路

販路は各府縣に出すも就中主なるものは東京にして栃木縣、群馬縣、埼玉縣等之れに次ぐ。

十三、收支計算

收支計算は製造者の巧拙に由り著しく相違あり、熟達せるものは一日一萬五千本を仕上ぐるものありと雖も普通は五千本内外なり。

製造は一家内に於て分業となすもの多く、又一人としても製造の順序上初日は荒削、次の日に仕上を行ふが故に收支計算に於ても之れを一括して算出するを便となす。

一萬五千本製造の收支計算

| | |
|-------------|----------|
| 金 三 圓 | 楊枝一萬五千本代 |
| 支 出 | |
| 金 五 十 錢 | 原料代 |
| 差 引 | |
| 金 二 圓 五 十 錢 | 益 |

一萬五千本製造に要する手間は一人二日原料を鋸にて切り荒削り迄、一人三日仕上及乾燥、以上一萬五千本を製造するに五日を要するを以て差引利益金二圓五十錢を五日にて除すれば一人一日の工賃五十錢を得。

十四、發達に有利なりし事項

楊枝製造の作業たるや室内に於て營むことを得、加ふるに器具の設備簡單にして其の技術又容易なるが故に家庭副業として發達せり。

十五、從來に比し改良したる要點

一般の製造者間には著しき改良したる點を認めずと雖も同町石井豊吉氏は細工楊枝に就き大改良を加へたり、而して其の製造には工程速かなる器具を發明し、既にホーク形楊枝に就き實用新案特許を得たるものあり。

十六、將來改良すべき要點

- 一、販賣上に就ては組合を設立し原料の買入、製品の統一を計ること。
- 二、時勢の進歩に伴ひ製品を改良し包装消毒等を改善すること。
- 三、原料の栽植普及を計ること。

十七、將來の見込

楊枝の製造は市街地の家庭内職として最適のものにして其の技術を習得するに容易にして器具の設備に資本を要すること少なく、又其の作業比較的狹隘なる室内に於て行はるゝの特點あり、就中細工物に至りては、商店の廣告及名刺代用等に用ゐらるゝが故に、世の進歩に伴ひ工風を凝らせば其販路又擴張せらるゝを以て一方に於ては器具の改良をなし、生産費の節減を講究すれば將來有望なりと認む

十八、主なる生産人氏名

| | | | |
|-----|---------|---------|--------|
| 田町 | 高橋 幸吉 | 小堀 ちか | 薩摩 林 宏 |
| 杉並町 | 山本 とも | 山口 鬼藤 太 | |
| 新町 | 磯田 彌男 次 | 足立 動 | 園岡 正信 |

| | | | |
|-------------|---------|---------|--------|
| 應匠町 | 河原 井直吉 | 武井 忠五郎 | 猿山 縫之助 |
| 三神町 | 岩 脇 作之助 | 森 角 太郎 | |
| 臺町 | 鈴木 巳三郎 | 小久保 領之助 | |
| 長谷町 | 藤田 佐十次 | 植竹 作之助 | 近藤 米太郎 |
| | 中根 巳代吉 | 植竹 春光 | 今井 いま |
| | 横田 權次郎 | 大木 次太郎 | 大塚 ふじ |
| | 武井 六三郎 | 中里 忠藏 | |
| 雷電町 | 片峰 新吉 | 龜田 茂三郎 | 岩崎 清太郎 |
| | 島村 岩太郎 | 立石 熊太郎 | |
| 原町 | 武澤 専藏 | | |
| 十九、主なる仲買人氏名 | | | |
| 大木 重次 | 針谷 ゆき | 牧野 喜代次 | |
| 和田 彌七 | 青木 岩吉 | 河副 莊之助 | |

第七章 結城郡菅原村の蔬菜苗

農閑期を利用し、茄子苗、胡瓜苗、及甘藷苗等を仕立之れを販賣するものは縣下各處に行はるゝも比

較的盛んなるは、多賀郡國分村、那珂郡勝田村、猿島郡新治村、結城郡飯沼村、菅原村等なり就中結城郡菅原村は其起原古く生産數量も多きが故に本村に就き調査を行ひたり。

一、位置及風土

本村は茨城縣西南、下總結城郡の南部に位し、大生郷新田、伊左衛門新田、五郎兵衛新田、横曾根新田、笹塚新田の六大字より成り、地勢平坦にして山岳丘陵なく只臺と稱する土地及新田と稱する低窪地あるのみ、本村は元飯沼の東に沿ひ、北は飯沼村、東は大花羽村、南は豊岡に接し、西は元飯沼を隔てて猿島郡の飯島村に接す、地形東西に狭く、南北に長し、東西二十一町、南北一里十九町。吉田用水路は村の南方豊岡村の境界を流れ、仁連川用悪水路は西部を貫流して南豊岡村に入る。臺地は乾燥して往々旱魃の害を被り、新田の低地は水害を蒙ることあり。

氣候温和にして各種の作物に適す、特に蔬菜苗の盛んなる大生郷新田の如きは晩霜の害は殆んど認めずと云ふ、交通は常總線三妻驛を距る二十町、水海道町を距ること一里十五町、村内に縣道なきも交通に不便を感ずること少なく利根の流域は舟の便あり。

二、沿革

蔬菜苗特に茄子苗及胡瓜苗を販賣するは主として大字大生郷新田にして、本事業の起原は古くして享保年間、則ち飯沼開發の當時徳川幕府の代官、園藝栽培が風土に適へ且つ凶年の豫備作として主要の副産業なることを廣く飯沼沿岸住民に諭し、栽培せしめたるに始まりたり、後任の代官又其の經營を是とし、奨励至らざるなく、其生産物は近郷に販賣して金錢に換へ、一部は家計の一助とし、一部は

以て凶年の豫備として蓄積せしめたりと、當時の名主坂野伊左衛門氏は飯沼開墾の首唱者の重なるものにして、特に大字伊左工門新田は同氏の獨力經營せしもの、能く農民を愛撫し本事業に就ては世々代官の意を受け、保護奨励の任を全ふせりと謂ふ、當時の状況は今尚は古老の口碑に存す。

園藝栽培區域は、飯沼沿岸一帯元岡田郡猿島郡に跨り、舊三十一ヶ村の栽培する處となり、生産額又莫大にして飯沼蓮根、飯沼茄子胡瓜の名は遠近に知られたりしが、星移り年變り、飯沼東岸（元岡田郡）は茶、其他雜副業起り、西岸（猿島郡）には茶業を専らとし、近年專賣法の施行するや茶に次て煙草の栽培西北岸及び、本郡の一部に行はるゝに至り、園藝作物は昔時の觀を止めず、往々識者の嘆息を耳にするのみなりしが、本郡農會が蔬菜栽培の奨励に際會し、大正三年八月特に本郡農業技手倉田龍次郎を派遣し指導奨励する處となり、時の村會事務員齋藤寅吉主唱者となり、渡邊文藏、田中政吉之れに賛同し村長高橋愛助並に農會長坂野晁之れを是とし、特に村農會よりは齋藤事務員をして専ら組合組織の任に當らしめ、茲に創めて組合組織と爲すに至れり、實に大正四年三月十五日なり、爾來此組合の活動に由り専ら茄子胡瓜の苗を仕立販賣しつゝあり。

三、種類並に品種

從來地方に栽培せられし蔬菜類は、時勢の變遷と共に幾多の種類を栽培せしと雖も、現時に於ては主として茄子、胡瓜、南瓜の苗を仕立つる外、白花蓮根の栽培盛んなり、而して前記苗の中茄子苗は東京中生山茄子、胡瓜は節成及大青、南瓜は縮緬種最も多きを占む。

四、從業戸數

茄子及胡瓜苗を仕立て之れを販賣するものは、大字大生郷新田を主とし従業戸數六十戸にして、組合に加入せるものは其半數即ち三十戸なり。

五、生産數量及價格

茄子、胡瓜、南瓜苗の生産數量及價格左の如し。

| 年次 | 茄子 | | 胡瓜 | | 南瓜 | |
|------|-----------|--------|---------|-------|--------|-----|
| | 數量 | 價格 | 數量 | 價格 | 數量 | 價格 |
| 大正五年 | 一、一〇〇、〇〇〇 | 二、五〇〇 | 一〇〇、〇〇〇 | 七五〇 | 二〇、〇〇〇 | 一五〇 |
| 大正六年 | 九〇〇、〇〇〇 | 六、三〇〇 | 八〇、〇〇〇 | 八〇〇 | 二〇、〇〇〇 | 一六〇 |
| 大正七年 | 八〇〇、〇〇〇 | 八、〇〇〇 | 六四、〇〇〇 | 九六〇 | 二四、〇〇〇 | 二八八 |
| 大正八年 | 七五〇、〇〇〇 | 一〇、五〇〇 | 六五、〇〇〇 | 一、三〇〇 | 二六、〇〇〇 | 四四二 |

六、苗の仕立法(主として茄子苗)

苗床は高設、低設の折衷床にして、日當り能く暖かき場處を選び、普通は家屋の庭に床を設くるものとす、床は親床植付床及本付床の三種に區別され、親床は即ち播種床にして之れに蒔付け生長の後他の床に假植を行ふ假植床を植付床(俗にザラ付床)と稱し、本付床は最終の假植床となす。

一、親床(蒔付床)

イ、苗床の構造 親床は普通幅六尺長さ二間にして先づ地平線より一尺五寸位の深さに掘り、之れに枕を打ち、横木を宛て、藁又は麥稈にて周縁を造り、内側には藁を長さ二尺位に切り、之れを四々處編みにして簀の如きものを造りたるものを沿ひ、靨の侵入を防ぎ、穴の中には發熱材料し

して沼草を入れ、下肥を注ぎ、堅く踏み込み、其厚二尺位となし、上部にて前年の苗床に用いたる完熟細末の堆積肥料を厚さ五寸位に敷き床土となす。

ロ、播種期 (茄子)二月上旬、節分三日掛けと稱し普通節分三日前に播種す。

ハ、播種量 (茄子)幅六尺長さ二間の本に約一合を播種す、種子は一夜微温湯に浸し灰を混して散播す。

床の温度は攝氏二十度乃至二十五度にして播種後十日位にして發芽す。

二、發芽後の手入

發芽後は密なる部分を間引き、晝間は紙障子を被ひ、夜間又は雨天の時は藎又は菰其他トバをなし専ら苗の發育を促す、苗床には殆んど灌水を行はず、若床土甚だしく乾燥する時は口に水を含みて霧を吹く位に止め、又日中暖かき時は紙障子を除去直接日光に當て専ら苗の健全を計る。

二、植付床 (ザラ付床)

イ、苗床の構造 床の構造は大體に於て親床と大差なきも幅六尺長さ十間となす、親床一個に對し五個の床を要し中一個は親床を其儘利用す。

ロ、植付期 植付期は茄子苗の生育狀況に由りて加減するものなれども、普通は三月下旬頃に至れば、本葉二葉を出すを以て、此期を見計らへて假植を行ふ。

ハ、假植の方法 親床には殆んど灌水せざるを以て、床土乾き且又床土堅まり居るを以て茄子苗と共に床土を取り上げ、之れを豫め湯を盛りたる桶の中に一時浸し苗一本つゝ別ち之れを床に假植

す、假植の距離は床巾六尺なれど、假植の幅は五尺にして一列には四十本を植え條間は二寸位となす。

ニ、假植後の管理 假植終れば直に微温湯を如露にて床一面に灌水し、被覆をなす、而して日中は紙障子を被ひ、雨天又は夜間は屋根トバを被ふ、活着後は日中温暖の日には紙障子を除き直接日光に當て苗の健全を計る。

三、本付床

イ、苗床の構造 本付床も大體に於て假植床と大差なきも、發熱材料は厚さ一尺五寸位にして足り紙障子は用ゐず、植付床一個に對し本付床は五個を要す、而して其内一個は元の植付床を利用するを以て實際は四個の苗床を設備するものとす。

ロ、植付期 四月中旬に至れば、本葉四五葉を發生するを以て、本付を行ふ、植付の距離は畦幅三寸株間三寸となす。

ハ、苗床の間作 本付の際苗床の中央に横に一條の胡瓜を移植す、其方法は五寸間に一本つゝの割に植え、其兩側に茄子苗を移植し、茄子苗生長して拔取りし跡は之れに支柱を立て、結果せしむ胡瓜は節成種にして、五月十五六日頃より販賣せらるゝが故に需要多く一床より十五六圓の生産あり。

ニ、移植後の管理 本付床には紙障子を用ゐず、日中は直接日光に當て又毎日午前十一時頃に至れば如露にて川水を灌水す、移植後二十日位にして販賣用となる、即ち五月上旬頃より拔取販賣す

七、苗床の材料

一親床 幅六尺、長さ二間

| 種目 | 数量 | 價格 | 備考 |
|-----|---------|-------|-------------------------------|
| 小種竹 | 三十本(二束) | 二、〇〇〇 | 保存年限三ヶ年 一ヶ年に對し六十七錢 |
| 小種竹 | 百五十把 | 〇、九〇〇 | |
| 風除葎 | 八把 | 一、二〇〇 | |
| 繩 | 九房 | 〇、一三五 | |
| 小種 | 八把 | 〇、四〇〇 | |
| 杉杭 | 十本 | 〇、五五〇 | 末口一寸二分、長さ三尺五寸 保存年限十ヶ年 一ヶ年五錢五厘 |
| 堆肥 | 二百二十貫 | 一、二二〇 | 巾六尺、長さ二間、保存年限 五ヶ年一ヶ年二十四錢四厘 |
| 紙障子 | 一 | 〇、六〇〇 | 長さ二間 保存年限三ヶ年一ヶ年二十錢 |
| トバ | 一 | 〇、二二〇 | 長さ二間 |
| 下肥 | 一 | 一、五〇〇 | 發熱材料 |
| 合計 | 荷 | 八、六二五 | 一ヶ年に對し 三圓八十錢四厘 |

二、移植床 (ガラ付床)巾五尺五寸長十間

| 種目 | 数量 | 價格 | 備考 |
|-----|------|-------|---------------------|
| 小種竹 | 三束 | 三、六〇〇 | 保存年限三ヶ年 一ヶ年に對し一圓二十錢 |
| 杉杭 | 三十本 | 〇、九〇〇 | |
| 杉杭 | 二十束 | 〇、八八〇 | |
| 下肥 | 五荷 | 一、五〇〇 | 發熱材料 |
| 真菰 | 大束百把 | 五、〇〇〇 | 發熱材料 |

| | | | | | | | | | | | |
|---|---|--------|-----------|--------|-------|---|---|-------|-------|-------|-------|
| 合 | 紙 | 籾 | ト | 繩 | 葉 | 合 | 紙 | 籾 | ト | 繩 | 葉 |
| 計 | 障 | 子 | バ | バ | 計 | 障 | 子 | バ | バ | 計 | 障 |
| | | 一 | 十 | 二 | 五 | | | 一 | 十 | 二 | 五 |
| | | 枚 | 枚 | 枚 | 房 | | | 枚 | 枚 | 枚 | 房 |
| | | 二〇、一五五 | 三、六〇〇 | 一、〇〇〇 | 〇、〇七五 | | | 一、二〇〇 | 〇、〇七五 | 一、二〇〇 | 〇、〇七五 |
| | | 幅六尺長十間 | 保存年限五ヶ年 | 一ヶ年五十錢 | | | | 發熱材料 | | | |
| | | 一ヶ年に對し | 十三圓五十六錢五厘 | | | | | | | | |

三、本付床、幅五尺五寸長十間、一ヶ年の床に對する材料

| | | | | | | | | |
|---|---------|-------------|-------|-------|-------|-------|------|-------|
| 小 | 杉 | 麥 | 下 | 眞 | 葉 | 繩 | ト | 合 |
| 目 | 杭 | 釋 | 肥 | 菰 | 計 | 計 | 計 | 計 |
| 員 | 三 | 二 | 三 | 七 | 百 | 五 | 十 | 一 |
| 數 | 十 | 十 | 十 | 十 | 十 | 十 | 十 | 十 |
| 價 | 三、六〇〇 | 〇、九〇〇 | 〇、八八〇 | 〇、九〇〇 | 三、五〇〇 | 〇、九〇〇 | 〇、七五 | 四、〇〇〇 |
| 格 | 備 | 考 | | | | | | |
| | 保存年限三ヶ年 | 一ヶ年に對し一圓二十錢 | | | | | | |
| | 保存年限十ヶ年 | 一ヶ年に對し九錢 | | | | | | |

四、周圍の風除材料

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|--------|-----|-------|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 種 | 目 | 員 | 數 | 價 | 格 | 保 | 存 | 年 | 限 | 一 | ヶ | 年 | に | 對 | す | る | 價 | 格 |
| 竹 | 杭 | 三 | 十 | 六、〇〇〇 | 三ヶ年 | 二、〇〇〇 | | | | | | | | | | | | |
| 葎 | 三 | 十 | 把 | 一五、〇〇〇 | 十ヶ年 | 一、五〇〇 | | | | | | | | | | | | |
| 合 | 計 | 五 | 十 | 六、〇〇〇 | 五ヶ年 | 一、二〇〇 | | | | | | | | | | | | |

| | | | | | | |
|---|---|---|------|--------|-----|-------|
| 繩 | 合 | 計 | 二十五房 | 〇、三七五 | 一ヶ年 | 〇、三七五 |
| | | | | 二七、三七五 | | 五、〇七五 |

九、病虫害及驅除豫防法

從來茄子に立枯病及青枯病等ありしも、採種法の改良と苗床に灰を使用せることにより、現今にては殆んど發生を認めず、胡瓜にはべト病發生するを以てホルドー液を三四回撒布す。

十、荷造及運搬

茄子苗は近郷に販賣する場合には一定の荷造法なく各自思ひ／＼に荷造をなすも、之れを遠方に販賣する場合には、苹果の空箱を利用し、一箱へ茄子苗は三百本乃至四百本、胡瓜苗は百五十本乃至二百本、南瓜苗は百五十本乃至二百本にして運賃の關係上苗には成る可く少しく土を附し、一箱の重量を四十斤となす、箱には菰を被ひ繩を以て結束し、組合の生産物には別記の保證票を附して販賣す。

十一、販路及取引

販路は縣内七分、縣外三分にして、縣内の主なる仕向先は眞壁、猿島、筑波、稻敷の四郡にして縣外は千葉縣野田町、香取郡地方して特に五月五日香取神社祭禮の時を利用して販賣す、當日は香取郡旭村字鹿田産茄子苗と競争をなす、苗の取引は何れも現金となす。

十二、收支計算

| | |
|--------------------|--------------|
| 幅六尺長さ二間の親床に對する收支計算 | |
| 收入 | 金 二百圓 |
| 支出 | 茄子苗一萬本代 一本二錢 |

第七章 猿島郡菅原村の蔬菜苗

支 出

金百四十六圓二十一錢九厘

支出内訳

金三圓八十錢四厘

金二圓四十錢

金五拾錢

金七拾錢

金 三 圓

金五拾四圓二十六錢

金 六 圓

金 二 圓

金 三 圓

金四十六圓十八錢

金二圓三十錢

金十四圓

金五圓七錢五厘

金 三 圓

差 引

金五十三圓七十八錢一厘

十三、作業上勞力の年中分配及他業との關係

茄子苗の仕立は、十二月頃より翌年五月上旬頃の間にして、十一月二ヶ月は材料蒐集二月より五月迄は、苗床の作製及管理手入にして其の間と雖も多數の人手を要せず、又本業たる米麥作と其

勞力衝突するが如き事なく、農閑期の餘剩勞力を利用し得。

十四、發達に有利なりし事項

- 一、古にありては名主坂野伊左衛門現今に於ては齋藤寅吉の如き中心人物出で、指導獎勵せしこと
- 二、飯沼より眞菰、葎、等發熱材料及風除材料豊富に供給し得らるゝ事。
- 三、郡農會及村農會に於て指導獎勵に努めたること。
- 四、氣候温暖にして苗の成育に適すること。

十五、發達に障害の事項

- 一、不良苗を販賣するものありて之れが爲め聲價を墜すことあり。
- 二、組合外のもの又は仲買人にして組合の名稱を窃みて不良苗を販賣するものあること。

十六、從來に比し改良したる點

- 一、本付床の中央に胡瓜を植え早く市場に出し不時の收入を得たること。
- 二、ボルドー液を使用し病害を豫防したる事。
- 三、組合に於ては苗に保證票を附したる事其の成績左の如し。

保證票を添附せるもの

保證票を添附せるもの

| 種 目 | 一千本價格 | 種 目 | 一千本價格 |
|-------|-------|-------|-------|
| 胡 瓜 苗 | 六、〇〇〇 | 胡 瓜 苗 | 八、〇〇〇 |
| 茄 子 苗 | 四、五〇〇 | 茄 子 苗 | 六、五〇〇 |
| 南 瓜 苗 | 五、〇〇〇 | 南 瓜 苗 | 七、〇〇〇 |

第七菜 猿島郡菅原村の蔬菜苗

十七、將來改良すべき要點

- 一、組合の擴張を計り全村組合員たらしむること。
- 二、不良苗を販賣せざる事。
- 三、本業と衝突せざる範圍に於て經營する事。

十八、該業の農家經濟に及ぼしたる影響

當地は元飯沼の開墾移住者多くして元來生計餘り豊かならざりしが副業として茄子、胡瓜の苗を仕立販賣するに至り、今日に於ては之れが爲め不時の収入あり特に當地は土地狭く、米麥菽の本業のみにては生計困難にして又五月上旬頃に於て農家の収入としては少なき時期に於て莫大の収入を得之れが爲め夏作の準備を補ふことを得ると云ふに至りては、該業が農家經濟に及ぼしたる影響鮮少にあらざるべし、而して一農家にして多きは床の面積百二十坪茄子苗三萬五千本を販賣するものあり。

十九、該業の組合狀況

菅原村園藝組合と稱し、事務所を大字大生郷新田現組合長齋藤寅吉宅に置き、大正四年三月十五日創立現在組合員三十名を有す、本組合の特に力を注ぐ點は良苗の仕立及販賣にして需要者の信用を増進せんが爲め正確なる苗を作り之れに保證票を添付して販賣しつゝあり。

保證票左の如し。

| | |
|--|---|
| <p>保 大正 年 月 日</p> <p>證 結城郡菅原村園藝組合</p> <p>票 大字大生郷新田 生産人</p> | <p>●効果本票ハ品種優秀生育良好結實正確ニシテ病害ナキヲ保證ス</p> <p>●注意本票日付ヨリ三日間ヲ超過シタルモノ本組合印章及生産人印ナキモノハ本組合ハ責任ヲ帶ズ</p> <p style="text-align: center;">組 合 長</p> |
|--|---|

二十、將來の見込

該業の農家副業としては、農閑期を利用する事を得ると同時に副産物として良好なる堆積肥料を得られ、一方にて不時の収入あり、他方に於ては金肥の節約を見、加ふるに材料は高價のものを用ゐず。集むるに容易なるが故に、農家の副業としては有望の副業たるべし。

二十一、主なる生産人及販賣人

- 一、生産人
- 田 中 政 吉
- 梅 田 甚 藏
- 大 根 貞 次 郎
- 田 村 喜 藏
- 坂 田 孫 一
- 岡 田 謙 藏

坂野 清三郎 渡邊 文藏
組合販賣委員

加藤 増之介 松井 庄之介 坂野 榮吉
宇田川 彦一郎

菅原村園藝組合規約

- 一、本組合ハ菅原村園藝組合ト稱シ、専ラ斯業ノ改良進歩ヲ謀リ併セテ當業者ノ弊習改善ヲモ謀ルヲ以テ目的トス。
- 二、本組合ノ名譽顧問トシテ本村農會長、副會長及役場勸業主任書記ノ三名ヲ置ク。
- 三、本會ノ機關トシテ組會長一名、副組會長一名、理事一名、會計二名、評議員四名ヲ置キ組會長ハ組合ヲ總理シ組合ヲ代表ス、理事及會計ハ組會長ノ指揮ヲ得テ庶務ニ従事ス評議員副會長ト共ニ會務ノ狀況ヲ監査シ協議ニ参加スルモノトス。
- 四、本組合ノ役職員ハ組合一同ノ互選トシ名譽職トシ無報酬トス。
- 五、本組合ノ事業トシテ試作地ヲ設置シ實地研究ノ資料トス。
- 六、本組合ハ毎年二回總會ヲ開會シ本會經費歲入出ノ豫算及事業豫定經費收支決算事業報告等ヲ爲ス
- 七、本組合ハ總會ヲ利用シテ講習又ハ講話會ヲ開催シ智識ノ啓發ニ努ムルコト。
- 八、本組合ハ毎年苗床及本圃立毛品評會ヲ開催シ且ツ蔬菜品評會ヲ開設シ比較對照シテ栽培法ヲ自覺

セシム。

九、本組合ハ他方面同業産地ノ視察及販路ノ擴張ヲ計ラン爲メ視察團若シクハ視察員ノ派遣ヲ企圖スルコト。

十、本組合員ハ病害ニ罹リタル苗種ヲ販賣スルコトヲ得ズ若シ其ノ販賣ヲ認メタルキハ違約金トシテ金五圓ヲ提供セシム。

十一、本組合ハ病害ニ罹リタル苗種ヲ認メタル時ハ之レヲ拔捨テ組合員一同ヨリ苗種ヲ無償交付シ栽培セシム。

十二、本組合ハ本組合ノタメ功勞アル組合役職員又ハ組合ニ對シ村郡農會又ハ本組合ヨリ表彰スルコトアルベシ。

十三、本組合ノ經費ハ専ラ節約ヲ守リ寄附本位トシテ可成丈賦課方法ニ據ラザルコト若シ止ムヲ得ザル場合ハ總會ニ問フヲ要ス。

其他必要ト認メタル事項ハ組會長隨時之レヲ定ム

大正四年三月十五日

組合役員氏名

| | |
|-------|-----------|
| 組 長 | 大 根 貞 次 郎 |
| 副 會 長 | 渡 邊 文 藏 |
| 理 事 | 田 中 政 吉 |

| | |
|-----|-------|
| 會計 | 田村喜藏 |
| 會計 | 坂野清三郎 |
| 評議員 | 田村森吉 |
| 同 | 山崎伊一郎 |
| 同 | 坂野彦八 |
| 同 | 岡田建藏 |

第八章 行方郡現原村の養蠶籠製造

本村に於ける養蠶籠は、山野に自生する細き野篠にて製造するを以て使用に便に、又製造に易く、従つて比較的安價に販賣せられ、且つ保存久しきに耐ゆるが故に養蠶業の盛んなる群馬縣、栃木縣地方に需要せらる、本會に於ても農家の副業として有利なるを認め、副業傳習の一種目として之れを加へて昨大正八年度に於て縣下二ヶ處に之れが傳習會を開催せしに、成績頗る佳良なるを以て繼續して傳習をなすこと、せり、該製造は其始行方郡現原村に起り、附近に擴まり今や東茨城郡橋村地方に於ても盛んに製造せらる。

一、位置及地勢

行方郡現原村は、郡の西北隅にありて、捨木、芹澤、若海、谷島の四大字より成り、東は武藏野原を隔て、武田村、秋津村に界し、西は立花村、南は玉造町に接し、北は東茨城郡白河村の一端及同郡橋

村に隣し、東西二十町、南北一里餘にして、地勢は丘陵に據りて西北に原野を控へ、無棍川は北橋村より村の中央を貫流し南玉造町に入るを以て沿岸に田畑開けり、兩岸の岡阜には砂質の水層岩に富めるを以て地質稍々肥沃なれども多くは第四紀古層の埴質壤土又は輕き壤土にして地味肥沃ならず、特に畑に於ては七粒輕く、冬季乾燥の時には風の爲め吹き去らるゝ處ありて之れが爲め冬作たる大小麥の生育を害することあり。

二、沿革

當地に於ける養蠶籠の製造は、明治四十年二月に大字芹澤の農風間榮次郎始めて製造を試みたり、而して之れが製造の動機となりしは當村内官有山林たる論山山林に野生の篠簇生し、從來は之れが利用としては其の太きものは採取して之れを東茨城郡堅倉村地方の箆製造者に販賣したるも、其細きものは何等利用の途なかりしを以て、前記風間氏は、其篠の細くして軟かなるを以て養蠶籠を造るに適するならんと、明治四十年二月籠造り職人を招ぎ作らしめしに、成績良好なりしを以て爾來附近農家の自家用として多少製造するに至れり。

當時製造したるものは、其の縁を巻き締むるに從來の竹製蠶籠の如く竹を薄く剃きたるものにて巻きたるも、かくては解け易く、使用に不便なるを以て其翌年に至り、再び職人を招ぎ、針金にて巻き締めせしに、籠職人のことなれば針金使用に慣れず、遂に失敗に終はりたり、之れに於てか風間氏は自ら工風を凝らし遂に理想的に製造することを得て、其の年に百枚餘を製造し、同時に隣家のものを使用せしめしに成績頗る良好なりしを以て忽ち村内に擴まり爾來各農家自家用として製造し來り大正元

年に至り、筑波郡旭村に一千枚、新治郡榮村に若干枚を販賣したるに好評を得、其後同地方に販路擴まり、大正五年に至り朽木縣下都賀郡絹村へ見本三枚を送りしに其年に三百五十枚の注文あり、又同時に群馬縣よりも注文あり、如斯其の需要年々増加するを以て之れが製造高も増加し現今に於ては七萬枚價格八千三四百圓に達せり。

三、種類

- 一、六分籠 幅二尺五寸 長さ三尺五寸
- 二、七分籠 幅二尺五寸 長さ四尺二寸

此の外群馬縣より三尺四寸四方のもの注文あり。

四、區域並に従業戸數

區域は本村大字芹澤にして他字には目下製造者少なく從來戸數二十餘戸なり。他町村に於ては行方郡玉川村、秋津村、東茨城郡橋村地方にも製造者あり。

五、生産數量及價格

調査地現原村に於ける生産數量

| 年次 | 生産數量 | 價格 | 一枚價格 |
|------|--------|-------|-------|
| 大正元年 | 五,〇〇〇枚 | 二五〇円 | 〇,〇五〇 |
| 同 二年 | 七,〇〇〇 | 三五〇 | 〇,〇五〇 |
| 同 三年 | 一〇,〇〇〇 | 五〇〇 | 〇,〇五〇 |
| 同 四年 | 一五,〇〇〇 | 七五〇 | 〇,〇五〇 |
| 同 五年 | 三〇,〇〇〇 | 一,八〇〇 | 〇,〇六〇 |

六、原料の供給

原料たる篠は、其太さ周圍六分以上八分以下にして、縁に使用するものは、廻り八分以上一寸五分以下のものにして、是等は論山及一番山と稱する官有林野に簇生するを以て、丈け長く質軟らかく細工用に適す、而して其供給に至りては、現今の状態に於ては不足を告ぐることなく、隣村秋津村、橋村等よりも原料生産せらる、原料の採集期は十一月より一月下旬迄を最も良好なる季節として之れより早さも遅さも共に保存上不適當なりと云ふ。

七、器具の設備材料

製造器具は頗る簡單なるものにして資本を要すること又少なし。

一、器具

- イ、鋏 一挺 五十錢 原料篠を切るに用ふ。
- ロ、針金巻器 一個 二圓 針金にて縁を巻締むるに用ふ。
- ハ、編臺 一臺 三圓 長さ三尺四寸五分幅二尺四寸五分低き脚付此臺に編目の型を乗す
- ニ、縁取臺 一臺 二圓 縁を作る際に使用するに用ふ松板にて作る。

二、材料

イ、篠

中組用 廻り六分以上八分以下
縁取用 廻り八分以上一寸五分以下

ロ、トタン針金 二十二番乃至二十三番

八、製造の時期

製造の時期は農閑期たる十一月より翌年三月迄の四ヶ月間とす。

九、製造の方法

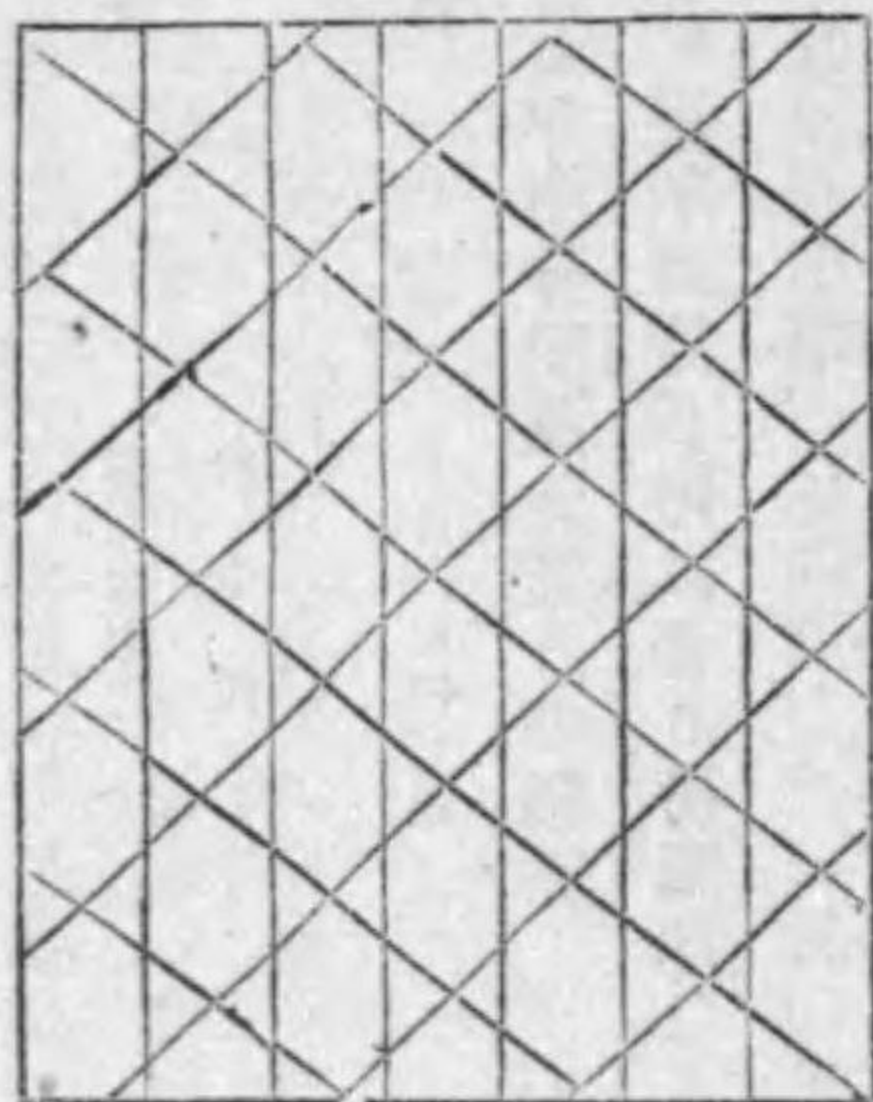
普通製造の順序は、中組と縁付との二段に別ち行ふ、中組は編臺の型によりて篠を一條二本乃至細きものは三本を使用し組六通り、之れに編篠を添へ乍ら組合せをなす。

中組の終りたるものは其兩端を型の長さの處より折曲げて縁付の準備をなし、之れを重ねて充分日光に當て乾かす一重の量は普通百枚位とす。

縁付は中組をなし、重ね置きたるものは、其枯るゝを俟ち、縁付を行ふ、其方法は先に中組の際端兩を折り曲げたるものを縁の中心となし、之れに縁篠を宛て、縁取臺に於て針金を以てからげて締むるものとす。

中組編臺の型次の如し。

編臺型



長三尺五寸

幅二尺四寸五分

九、選別法

製品の選別は行はざれども原料の選別を行ふ、其方法は原料の中より中組用及縁付用の二種に區別し中組は直に製造に着手し組終はれば之れを枯らし、縁付用のものは之れを束ね藁を乾かすが如く基部を擴げて枯らすものとす。

十、荷造法

販賣用として他地方へ移出する時は十枚を重ね四隅を繩にて結束す。

十一、販路

販路は縣内、栃木縣、群馬縣地方にして取引は凡て前金又は現金とす。

十二、收支計算

收支計算は技術の巧拙、原料の價格により差あれども普通の場合に於ける計算左の如し。

| |
|---------|
| 一人一日の作業 |
| 中組 六拾枚 |
| 縁付 二拾枚 |

平均出来揚り一人一日十五枚とす。

原料は篠の細太長短によれども普通は一枚六十本を要し、價格百本に付十八錢位なり。

針金は一貫匁にて製品百三四十枚を製し得一貫匁三圓と見積る。

| |
|------|
| 收入 |
| 金 三圓 |

製品籠十五枚代一枚二十錢

| |
|---------|
| 支出 |
| 金一圓九十四錢 |

支出内譯

金一圓六十二錢

篠九百本代

金三十二錢

針金代

差引

金一圓六錢

一日一人の工賃

十三、作業上努力の年中分配及他業との關係

該作業は十一月より翌年三月下旬に至る農閑期なるが故に他業と關係なし。

十四、發達に有利なりし事項

一、原料たる野篠の生産豊富なりし事。

二、中心人物たりし風間榮次郎専ら苦心經營せし事。

三、其の製品は使用便利且つ耐久性なるが爲め世の需要多き事。

四、農閑期を利用して作業し得らるゝ事。

五、技術容易にして資本を要せざる事。

十五、將來改良すべき要點

現在の狀態に於ては技術上に就て改良すべき點を認めずと雖も、各處よりの注文頻々として至るが故に従つて粗製濫造の弊に陥るものありて折角の聲價を失墜する傾向あり、故に之れが改良を計るには組合を組織し、一定の規約の許に製造し、又其製品には等級を付して販賣するを緊要となす。

十六、加工及消費の狀況

目下の生産額は約七萬枚位なれども各地の注文殺到し需要に應ずる能はざる狀態なり。

十七、該業の農家經濟上に及ぼしたる影響

本村の經濟狀態は専ら農業を營み、米麥を主たる生産物とす、總戸數三百二十八戸に對し、農戸數三百二十六戸田反別百五十一町、畑反別三百三十三町歩にして山林五百十六町原野百十六町を有すれども土地概して肥沃ならず、従つて米麥菽の收量多からず、加ふるに適當の副業なく生計裕福と云ふ事能はず、然るに近來篠製蠶籠の製造起るに至り、農閑期に不時の收入を見るに至りしを以て農家の經濟に好影響を及ぼしたる事少なからず。

十八、將來の見込

養蠶籠の需要は益々擴張せらるゝと雖も原料たる篠の生産は年々増加せざる傾向あり、否寧ろ開墾木材伐採等の爲め減少するは明かなる状態なり、然れども現今の状態に於ては十萬枚内外の製造には原料の絶ゆることなかるべし、篠は縣下到處自生し又處に由りては生産多き地方あるを以てかゝる地方に於ては之れが製造を起すは將來有望なりとす。

十九、主なる生産人及販賣人

主なる製造人

現原村大字芹澤 風間榮次郎 飯田八郎 成田幸太郎

風間忠七 平間三次郎

東茨城郡橋村與澤 大板寅之介

販賣人 風間榮次郎

第九章 稻敷郡浮島村の蘿蔔芳漬

蘿蔔は本縣到處栽培せざる地方なきも、就中著名の産地は那珂郡勝田村大字金上、全郡柳河村大字青柳及稻敷郡浮島村となす、而して金上は主として澤庵用、青柳は煮食用、浮島村は芳漬として世に賞味せらる、即ち生の儘之れを樽に漬込み三週間にして芳香ある軟らかき漬物を得らるゝを以て古來より芳漬と稱せらる。

一、位置及地勢

稻敷郡浮島村は霞ヶ浦の東南の一孤島にして東西三里、南北二十七町、沿岸線の延長四里二十四町二十間眺望清雅湖中の勝地たり、中央部に岡陵起伏し、岡内古城址あり、渚塹の形今尙存す、中古浮島安廣修築せるものなりと、保元の亂藤原教長流滴の地、島の中央極樂寺の境内に岡田寒泉の塔あり。往古は信太庄と稱し、徳川幕府に至りて天領たり、明治元年宮谷縣、同四年新治縣、同八年茨城縣等と其所轄を更ひたり。

本村の土質は、丘陵地は第四紀古層の地質壤土にして湖畔に沿ふ低地は表土深き砂質壤土多きを以て蘿蔔栽培には好適の地たり、氣候温暖にして作物の生育良好一孤島なるを以て作物の害虫少なし。

二、沿革

本村に於ける蘿蔔栽培の起原に就ては釋ぬるに由なく、古老に問ふも唯古來より栽培し來りたるのみと、其世に聞えしは百年以前にありしか如し、而して明治初年に於ては他地方へ舟便により販出せり本村産の蘿蔔の特色としては煮食用として甘味に富み、漬物にして芳香あり、且つ其質軟かきが故に世の需要年々増加し、又其搬出には舟便あるを以て對岸たる行方郡玉造町、麻生町、及稻敷郡江戸崎町遠くは土浦町及千葉縣佐原町、銚子町等に追々其販路擴まり今や其作付四十町に達せり。

三、種類

往古より浮島大根と稱し、他の品種を栽培せず其形狀は殆んど練馬丸尻大根と同形にして、漬物用として用ゐらるゝ上等品は、長さ一尺六七寸乃至一尺八寸位、頭部の周圍四寸乃至五寸、中央部の周圍六寸乃至七寸尻の部七寸六七分あり、花は白色を呈す。

四、用途

イ、芳漬 蘿蔔を能く洗ひ一日若くは二日莖上に於て乾かし之れを樽に漬込む、一樽の本数は大根の大小により異なるれども、四斗樽には七十本乃至八十本にして塩は一樽に付一舁五六合を用ひ、重し石は一樽に付十貫以上のものを用え、三週間乃至四週間にして食膳に供せらる塩の分量少なきを以て多くは春の彼岸前に食す。

ロ、澤庵漬 能く洗ひ繩にて編み、軒下に吊し乾かすこと二週間にして四斗樽に漬込む、一樽には百五六十本とし米糠六舁、塩六舁、重し石は十五貫以上とす。

ハ、煮食用。

ニ、切干用 削大根を千切りにて細く切り、乾燥し専ら自家用に供す。

五、栽培區域従業戸數

栽培區域は村一圓にして丘陵古層地及新層地に栽培せらる、古層地は水分少なく澤庵用に適し、新層地は煮食用及芳漬用に適す、従業戸數二百餘戸にして内販賣者百五十戸に達す、栽培の最も多きは一戸四反歩に達するものあり。

六、生産數量及價格

大正四年より八年に至る累年の作付收量及價格左の如し。

| 年次 | 作付反別 | 收量 | 價格 | 反當收量 | 一貫價格 |
|------|------|----------------------|-------------------|--------------------|--------------------|
| 大正四年 | 三五〇 | 三八五、〇〇〇 _円 | 一九二五 _円 | 一、一〇〇 _円 | 〇、〇五〇 _円 |

| | | | | | |
|-----|-----|---------|--------|-------|-------|
| 同五年 | 四〇〇 | 二〇〇、〇〇〇 | 一〇、〇〇〇 | 五〇〇 | 〇、〇五〇 |
| 同六年 | 四〇〇 | 四〇〇、〇〇〇 | 二八、〇〇〇 | 一、〇〇〇 | 〇、〇七〇 |
| 同七年 | 四五〇 | 五四〇、〇〇〇 | 三二、四〇〇 | 一、二〇〇 | 〇、〇六〇 |
| 同八年 | 四五〇 | 五四〇、〇〇〇 | 三二、四〇〇 | 一、二五〇 | 〇、〇七〇 |

大根上物百本價格左の如し。

| | |
|------|-------|
| 大正四年 | 一圓三十錢 |
| 大正五年 | 一圓三十錢 |
| 大正六年 | 二圓 |
| 大正七年 | 一圓五十錢 |
| 大正八年 | 一圓五十錢 |

備考

一反歩より收量本數は上物五千本下物一千本を普通とす。

七、栽培法

イ、適地 表土の深さ二尺以上の砂質壤土を最上とす。

ロ、整地 大豆收穫後直に鋤にて整地す、前作物大豆の生育中畦間に霞ヶ浦より採收せる藻を引込置き、整地の際之れを畦毎に鋤込み大根の肥料となす。

ハ、播種期 九月中旬乃至下旬。

ニ、播種量 一反歩五合乃至六合。

ホ、畦幅 二尺株間八寸乃至九寸。

へ、播種の方法 鋤にて畦を作り、此際整地の際勘込みし藻のなき部分を畦となす、此場合藻の上に播種する時は形状良き大根を得難し、畦を作り之れに肥料を施し、一ヶ處五六粒の種子を播下し足にて薄く土を蔽ふ。

ト、肥料 従来は米糠、下肥、煮汁等を施用せしが、近來は硫酸アンモニア及煮汁を施用するに至れり、一反歩の施用量は硫酸四貫匁を下水にて稀釋して畦へ施し、追肥として煮汁十八匁乃至二十匁を施用す。

チ、間引 間引は二回行ふ、第一回の間引は發芽後二週間にして一ヶ處二本立となす、其後二週間を経て第二回の間引をなし一ヶ處一本立となす。

リ、中耕 中耕は四回行ふ、第一回中耕は發芽後一週間目に行ひ、第二回中耕は第二回間引の際行ひ第三回中耕は第二回中耕後二週間を経て行ひ、第四回は麥播種の準備をなし十月中旬頃行ふ。

ヌ、追肥の時期 第二回の間引の際煮汁を施し同時に中耕を行ふ。
ル、栽培上特に注意すべき事項。

大根栽培上特に注意を要する點は、整地後直に播種することにして熱心家は早朝に整地を行ひ、其日の中に播種を了するものとす、若し整地後四五日を経て播種する時は、地面乾燥して發芽を害する患ありと云ふ。

八、輪作法

本村に於ては年々同一畑に栽培す、前後作としては夏作たる大豆の收穫をなしたる後に大根を栽培し

大根の間作として大麥を播種し、翌年又大豆を栽培するを以て一年三作となす。

九、病虫害

殆んどなし。

十、收穫及選別

收穫は十二月より翌年一月中旬の間に於て行ひ、手にて抜き取り、上下の二段に選別し、上物は葉を付けたる儘鬮にて五本つゝ束ね、之れを河岸に運び、船便に搬出す、芳漬として販賣する場合には樽漬の儘出す。

十一、販路

稻敷郡江戸崎町、新治郡土浦町、高濱町、行方郡玉造町、麻生町、潮來町、千葉縣銚子町、佐原町、及大阪地方等。

十二、收支計算

生大根の收支計算左の如し。

| | |
|-----------------|--------|
| 收入 | 一金七十五圓 |
| 内 譯 | 金七十圓 |
| 上大根五千本百本ニ付一圓四十錢 | |
| 下大根一千本百本ニ付五十錢 | |
| 支出 | 一金六十二圓 |

内 譯
 金 一 四 種子六合代
 金 十 六 圓 肥料代 硫安四貫六圓、煮汁二十荷十圓
 金 六 圓 小作料
 金 三 九 圓 人夫賃 男二十七人、一人二圓 女十五人、一人八十錢
 差 引
 一金 十三圓 益

十三、作業上勞力の分配

一反歩耕作するものとして年中の作業別及勞力の分配左の如し。

| 作業種別 | 期 節 | 勞 力 | |
|----------|-------|-----|----|
| | | 男 | 女 |
| 藻 採 集 | 八月下旬 | 六 | 一 |
| 同 上 運 搬 | 八月下旬 | 六 | 一 |
| 同 上 施 肥 | 八月下旬 | 三 | 一 |
| 整 地 | 九月中旬 | 二 | 二 |
| 播 種 | 九月中旬 | 二 | 二 |
| 第一回中耕 | 九月中旬 | 半人 | 半人 |
| 第一回間引 | 九月下旬 | 一 | 二 |
| 第二回間引 | 十月下旬 | 一 | 二 |
| 第二回中耕及追肥 | 十月下旬 | 一 | 二 |
| 第三回中耕 | 十月中旬 | 一 | 一 |
| 第四回中耕 | 十一月上旬 | 半人 | 半人 |
| 收 穫 | 十一月ノ間 | 二 | 四 |
| 合 計 | | 四二 | 四二 |

運 搬 同 上
 合 計 二七 一五 四二

十四、發達に有利なりし事項

- 一、土地表土深く肥沃なる砂質壤土にして大根栽培に適したる事。
- 二、氣候温暖にして播種期遅るゝも能く生育し従つて其質軟かなる事。
- 三、一孤島なるが故に古來より比較的他品種と花粉の交雜なき爲品種固有の形狀を維持せし事。
- 四、船便に據り運搬せしを以て比較的販路擴まりし事。
- 十五、將來改良すべき要點

- 一、生の儘販賣する外芳漬の販賣を一層擴張する事。
- 二、採種法を改良し純系淘汰法に據り良好の系統を選出し種子の販賣をなす事。
- 三、芳漬の改良を行ふ事即ち淺漬の方法に準し一層風味佳良のものとなし、市場に販賣すること。
- 十六、該業の農家經濟に及ぼしたる影響

本村は總戸數二百八十一戸、人口一千五百餘人、田反別百四十一町餘、畑百五十一町餘にして、一孤島なるが故に水田にありては灌漑の便頗る不便にして、中央丘陵の谷間に僅六町餘の渚水池あれども早魃の時は忽ちにして水盡き、又洪水の時は其被害甚しく従つて水稻に對する改良心乏しく、一反歩平均一石内外なるを以て村民の食糧としては年々不足を告げつゝあり、而して生計上の助をなすものは漁業となす、本村には漁業を本業となすもの二十一戸、副業となすもの百二十一戸、漁獲物として

は鯉、鰻、泥鰌、鯰、鮒、公魚、白魚、蝦、介類等にして一ケ年の漁獲高約三萬圓に達す、之れに次くものは大根にして年産額三萬圓に達する狀況なるを以て大根及漁業は本村に於ける重要な副業となす。

十七、主なる生産人氏名

| | | |
|-------|------|-------|
| 高須利助 | 高橋甚術 | 小貫庄之介 |
| 柳本常吉 | 濱田文助 | 高木啓次郎 |
| 松浦熊太郎 | 小貫熊藏 | 濱田忠次郎 |
| 濱田忠助 | | |

第十章 那珂郡勝田村の澤庵用蘿蔔

本縣に於ける澤庵用蘿蔔は、到處生産せらるゝも就中那珂郡勝田村大字金上地方は古來より有名なる産地なるを以て、該地に於て調査を行ひたり。

一、位置及風土

那珂郡勝田村は郡の東南に位し、水戸市を距る一里數丁、那珂川に沿ひたる一帯の平地なれども東北部は高臺にして、東西に長く南北に狭し、土地一般に壤土にして肥沃、只其臺地は輕鬆土にして肥沃ならず、南は那珂川を隔て、東茨城郡上大野村大字細谷、吉沼、東大野、坪大野、中大野及下大野村の一部に相對し、東は港町の一部及中野村字部田野、西北は大字中根、石川及川田村の一部に接す、

本村は勝倉、三反田、金上、武田の四大字より成り、就中蘿蔔栽培の盛んなるは大字金上武田となす

二、沿革

蘿蔔は日常の蔬菜なるが故に古來より縣下到處栽培せられたり、而して名産地たる金上に於ても其起原詳かならず、其栽培の盛んなりし時代は今より百五十年前の事に關はり、即ち金上村の人、西野常三郎、富士、淺間並に石尊山參詣の歸途、蘿蔔種子を買求め之れを試作せしに成績良好、且つは採種の方法を學びたりしを以て、自ら採種して之れを栽培し、文化年中に至りては、全村に亘り栽培擴張せりと云ふ、當時は那珂川の水流を利用し、水戸及湊、平磯、磯濱等へ販出せり、之れを干大根として澤庵用とせしは明治初年より始まりたるもの、如し、明治初年頃は本村の蘿蔔栽培は盛大なるものにして、一戸にて一町二反歩乃至一町五反歩少なきも二反歩位を作つて専ら販賣せり、當時の熟練者は大内彦衛門、木村桂五郎、關口政五郎、川崎佐四郎等なり。

近來に至り那珂川の外交通の便開け、大字武田には常磐線勝田驛あり、勝田驛より湊鐵道の使ありて販路益々擴張せられ、前記水戸及三濱地方の外多賀郡日立鑛山、福島縣及東京、大阪、栃木縣等へ販出するに至れり。

今より二十年前西野利衛門、蘿蔔洗ひに改良を加へ、從來冷水にて洗ひしものを風呂桶を利用し、湯にて之れを洗ひ、然る後清水にて洗ふこと、せしめたるを以て寒氣強き十二月の候作業に容易にして行程又舊に倍するに至れり、又同氏は品種改良者にして從來は尻つまり大根なりしも大長大根(尻細)に改良し種子は皆自家にて採種すること、なれり。

三、種類並に品種の變遷

舊來は練馬丸尻の如き尻つまりのものなりしが、西野利衛門二十年前に改良を加へ尻細となし之れを金上大根として販出せり。

四、用途

澤庵用、煮食用、切干大根

五、區域並に従業戸數

蘿蔔栽培は販家全部行はるれども販賣を目的とするものは全農戸數の半數に達するならん、而して澤庵用として農賣するは大字金上四十戸、武田三十戸、三反田四十戸、勝倉二十戸、合計百三十戸に達す、近來隣村より金上に雇人又は農事の手傳に來り蘿蔔栽培及干蘿蔔の術を學び歸りて營むもの多く近來隣村たる前渡村中野村平磯町等に於ても盛んに製造販賣者多し。

六、生産數量及價格

調査地勝田村に於ける累年の生産數量次の如し。

| 年次 | 作付 | 生産數量 | 價格 |
|------|------|---------|--------|
| 大正三年 | 二四、四 | 二四四、〇〇〇 | 六、四〇〇 |
| 大正四年 | 二五、四 | 一五二、四〇〇 | 四、五七二 |
| 大正五年 | 二四、八 | 二四八、〇〇〇 | 四、九六〇 |
| 大正六年 | 二二、六 | 一三五、六〇〇 | 八、一三六 |
| 大正七年 | 二一、五 | 二一五、〇〇〇 | 一〇、七五〇 |
| 大正八年 | 二〇、五 | 二〇五、〇〇〇 | 八、二〇〇 |

澤庵用蘿蔔生産數量

| 年次 | 本數 | 價格 | 百本價格 |
|------|-----------|--------|-------|
| 大正三年 | 九九〇、〇〇〇 | 九、九〇〇 | 一〇〇〇 |
| 大正四年 | 六六九、〇〇〇 | 一〇、〇三五 | 一、五〇〇 |
| 大正五年 | 一、〇〇〇、〇〇〇 | 一一、〇〇〇 | 一、二〇〇 |
| 大正六年 | 五九四、〇〇〇 | 一一、八八〇 | 二、〇〇〇 |
| 大正七年 | 八七四、〇〇〇 | 二六、二二〇 | 三、〇〇〇 |
| 大正八年 | 八三六、〇〇〇 | 二〇、九〇〇 | 二、五〇〇 |

七、栽培法

イ、適地 砂質壤土及第四紀古層壤土にして表土深く肥沃の土地を可とす、澤庵用蘿蔔は新層地よりも古層地は品質の良好なるものを産す。

ロ、選種 水選をなす。

ハ、整地 麥刈取り後は其儘になし置き八月中旬頃に至り、整地を行ふ、整地は深耕を可とす、當地は悉く馬耕を行ふ。

ニ、播種期 八月中旬乃至八月下旬。

ホ、播種量 精選種反當四合。

ヘ、畦幅及株間 畦幅二尺乃至二尺二寸株間一尺。

ト、播種の方法 高畦を作り畦の兩側より土を寄せ畦の高さを一尺五寸位となす、而して兩側より鍬にて土を寄せて高畦となすが故に畦は其中央部凹處を生ずるを以て、茲に肥料を施し、肥料の

側に種子を播下す、一ヶ處四五粒位を普通となす、播種終れば手にて土塊を碎き乍ら覆土し表面を蒲鉾形となす。

チ、肥料 肥料は栽培者により異な、最も最も廣く行はるれものは、一反歩當堆肥二百貫、下肥二百貫、米糠五十貫、灰十五貫、大豆粕一枚位とし下肥を除くの外は全部元肥に施し、下肥は五十貫を元肥に百五十貫を追肥となす。

リ、管理手入 八月下旬播下したるものは四日間にして發芽するを以て、十日を経て第一回の間引をなし、一ヶ處三本立とす、其後十日を経て第二回の間引をなし、二本立とし、又十日を経て一本立となす。

第二回の間引の際第一回の中耕を、第三回間引の際第二回中耕を行ふ、第三回中耕は九月下旬頃追肥と共に行ふ。

又、栽培上特に注意すべき事項。

一、深耕を行ふこと。

二、土塊は丁寧な粉碎すること。

三、播種後耕地乾かざる様注意すること、之れが爲めには夕刻畦を作り置き早朝播種の作業に着手すること。

四、畦は高畦となすこと。

五、覆土は蒲鉾形となすこと。

八、輪作法

普通の場合に於ける輪作法左の如し。

| | | |
|-----|------|------|
| 第一年 | 冬作小麦 | 夏作蘿蔔 |
| 第二年 | 冬作大麦 | 夏作陸稻 |
| 第三年 | 冬作小麦 | 夏作蘿蔔 |

九、病虫害及驅除豫防

虫害としては蚜虫、サルハ虫、青虫等あれども被害甚しからず、病害は認めず。

十、收穫、調製、選別

收穫期は十一月上旬乃至中旬頃にして手にて抜き取り、畑に並べ選別をなし、直に自宅へ運搬し、莖を切り去り、洗滌の準備をなす、中には莖を切らずして之れを二本つゝ結束し軒下に吊し、干燥するものもあり。

十一、洗滌及乾燥

莖を切り去りたるものは、之れを豫め準備し置きたる風呂桶の温湯中に浸して洗ひ、直に別桶の清水にて洗ふ、洗ひたるものは之れを麥稈を敷きて積み重ね高さ二尺位として其上に藎を覆ひ、一夜放置し少しく醗酵せしめ、翌日は天日に當て、夜は積み重ね前述の如くすること二三日にして之れを干燥場に干燥す。

十二、乾燥法

乾燥場は日當り良好の場處を選定し、茲に長さ一丈乃至一丈二尺の丸太の柱を一間毎に立て之れに桁を架し、桁には繩を二筋懸垂し、其下端より地上一尺の處より大根を繩に差込み、四五本毎に葉を以て結束し、其上に又大根四五本を差込み一筋十段掛けとなす、掛ける場合には大根の頭部を日光に當る様にしてするが故に南面に莖の切り口を向け、尻は北側にある様に差込むを普通とす、干場には簡單なる屋根を作り、又後側(北側)には大根の莖を繩にて編み、幅五尺位となし之れを二通り吊し、風を防ぎ温度を保たしむ。

夜間は南面に菰を懸垂して凍結を防ぎ、日中は之れを除き日光に當て乾燥せしむ、普通二十日間にして干上ぐるものとす、乾燥の程度は大根を折曲げて頭部と尻部とが容易に折付くるを度とし、色澤は白くして稍黄色を帶ぶ。

十三、荷造及運搬

荷造は百五十本を一把とし繩にて結ぶ、上等のものは一ヶ處結び中等のものは二ヶ處結びとなす。運搬は普通荷馬車にて水戸市及常盤線勝田驛及附近販賣先に移出す。

十四、販路及取扱

販路は水戸市、那珂郡湊町、平磯町、東茨城郡磯濱町及多賀郡日立磯山、炭鑛地等にして取引は何れも現金となす、販出の割合は水戸市へ四分、多賀郡地方へ四分、其他は二分位とす。

十五、收支計算

收入

金九拾貳圓

平蘿蔔三千五百本代

内譯

金七拾五圓

上等干蘿蔔三千本(百本二圓五拾錢)

金拾圓

下等干蘿蔔一千本(百本一圓)

金七圓

莖五十貫(乾燥物肥料となす)

支出

金六拾八圓五拾錢

内譯

金一圓貳拾錢

種子四合代

金五圓

小作料

金二拾四圓五拾錢

肥料代 堆肥二百貫六圓、下肥二百貫四圓、米糠十五貫拾圓、大豆粕七貫三圓五十錢、灰十五貫一圓五十錢

金三十五圓五十錢

人夫賃 男十二人五分、馬一頭、女十人、荷馬車一臺、男一人一日一圓五十錢、女一人一圓馬一頭一圓二十五錢馬車一臺五圓五十錢

金一圓五十錢

繩二十房代(一房七錢五厘)

金八十錢

乾燥材料償却金

差引

金二十四圓五十錢

利益

十六、作業上勞力の年中分配及他業との關係
作業上勞力の年中分配及勞力左の如し。

| | | | | | | | |
|----|----|----|----|----|---|----|----|
| 播種 | 整地 | 作業 | 期節 | 男 | 女 | 馬力 | 馬車 |
| 種 | 地 | 業 | 期 | 半人 | 一 | 半 | 一 |
| 八 | 八 | 八 | 中 | 一 | 二 | 一 | 一 |
| 月 | 月 | 月 | 旬 | | | | |
| 下 | 中 | 中 | | | | | |
| 旬 | 旬 | 旬 | | | | | |

畑一町五反三畝餘にして農家は米麥菽を以て主業とし、副業として干大根の外、茄子苗、甘藷苗、蕨
吹及草履、草鞋等の薬工品、其他那珂川沿岸に魚業等あり、是等は何れも其産額少なからず、且つ何
れも農閑期を利用して營むが故に、勢力の分配を調和し随時收入ありて一村の經濟上には好影響を及
ぼし従つて一般に、生計豊かにして郡内に於ては其富の程度上位を占む。

二十一、將來の見込

澤庵用蘿蔔の將來に就ては、其需要益々多く又生蘿蔔に比し、運搬に便利にして遠方に移出するに適
し、且其乾燥には農閑の餘剩勞力を利用し得るが故に農家の副業としては適當のものたり。

二十二、主なる生産人

- 大字金上 西野春之介 木村彦之介 市村卷太郎
- 大内英太郎
- 大字武内 大谷重尾 永井辰之介
- 大字三反田 前島熊太郎 大字勝倉 藤咲萬吉

第十一章 那珂郡隆郷村の椎茸栽培

本縣に於ける椎茸栽培は未だ發達の域に進みたる地方なく、唯だ山村熱心家のもの僅かに之れを試む
るに過ぎずと雖も那珂、久慈、多賀、西茨城等の山林多き地方の副業としては有望なりと認む、而し
て本調査は縣内に於て比較的經驗を有し、且つ年々其栽培擴張せられつゝある那珂郡隆郷村に於ける

狀況を調査せり。

一、位置及風土

本村は那珂郡の西北隅に位し、本縣廳を距る十一里十八町那珂郡衙を距る十里十五町、西北は鷺子山
脈を以て栃木縣那須郡馬頭町及同郡大内村武茂村に界し、東北は尺丈山脈を以て本縣久慈郡上小川村
に隣し、東は檜澤村に、南は八里村に接す、地勢東西に長く、南北に短かし、四面山に圍まれ緒川村
の中央を貫流す、全村山嶽多く耕地狭しと雖も地味肥沃にして農業に適す、本村は高部、小田野、鷺
子の三大字より成り、氣候は四面山に圍まれ且つ鷺子山及尺丈山は何れも海拔一千四百尺の山なる
を以て、冬季は西北の風寒く積雪多し。

二、沿革

本村は四面山を以て圍まるゝが故に古來より山林の風損木に自然に椎茸發生しつゝありしが、之れを
人工的に栽培を試みたるは大字鷺子大野榮次郎明治二十四年に始まりたり、其年の秋本村字西河戸よ
り斯業に經驗深き福田甚右衛門を雇ひ、栗及檜數十本を伐採して栽培を試みたりしに成績良好なりし
を以て、同三十一年、三十五年、三十八年に材木を伐採して栽培に着手せりと雖未だ其の技に熟達せ
ざるを以て、成績意の如くならざりしが、大正元年十一月四日より、栃木縣河内郡羽黒村にて黒川恒
三(栃木縣林業技手)講師となり椎茸人工栽培の講習會開催に就き、大野氏は雇人福田甚右衛門を連れ
て、講習を受け、歸りて榎木伐採に着手し、大正二年三月中に一千本の榎木に對し、榎汁法を以て寢
込み、大正二年秋一萬本の榎木を伐採し之れを寢込みたり。

大正三年三月十六日前記黒川林業技手當地に出張指導をなし、同四月九日、十日兩日榎木寢込の指導をなしたり、同年三月茨城縣林業技手小部彌三郎當地へ出張指導をなしたり、同四年十一月那珂郡小瀬村大字上小瀬小森太郎右衛門、福島縣白河郡にて椎茸栽培職工を十五年従事し經驗に富みたるものを雇ひ入れて、栽培しつゝあるを聞き茲に至りて其方法を習得したり。

大正四年十月前記黒川講師伊豆國天城山麓上狩野村及大見村附近の椎茸栽培を視察歸廳の後當地に出張指導をなし其後は此方法にて栽培しつゝあり、其後大野氏は各處に於て視察又は講習講話等を受け大正八年に至り黒川林業技手と共に伊豆に至り實地視察をなしたり、當村に於ても二三大野氏より指導を受け栽培を試むるものあり何れも成績良好なるを以て年と共に擴張しつゝあり。

三、原料

椎茸栽培の原料は左の如し。

- 一、椎 五十年以上のもの
- 二、樫 五十年以上のもの
- 三、栗 十五年以上のもの
- 四、櫟 十五年以上のもの
- 五、桐 十五年以上のもの
- 六、見風乾(ソネ) 三十年以上のもの
- 七、萬作(ナ、カマ) 十五年以上のもの

四、椎茸栽培法

イ、原料の伐採 原料伐採の時期は椎茸栽培上最も緊要なる事にして、其時期を誤まる時は發生歩

合少なきのみならず、往々腐敗して椎茸發生に適せざるに至ることあり、其適期は秋季に至り綠葉十中の三分紅葉し、樹液下向の時にして、經驗家は所謂下り水と稱し、樹木に疵を付け其液を味ふて甘き時を適期とす。

ロ、榎玉切り 秋季紅葉を見て伐採せしものは其儘放置し翌年二月下旬に至り之れを長さ四尺乃至五尺に切る、此作業を榎玉切りと稱し、切りたるものは之れを榎又は榎木と稱す。

ハ、鉋目入り 春季四五尺に切りたるものは、元口を下にして之れに鉋目を入れる、鉋目は五六寸隔に深さ表皮を切り通し、木質部へ一分位切込む程度となす、鉋目に就ては元祿年間、伊豆天城山麓湯ヶ崎の人、天城山中の風損木に椎茸の發生するを見て、之れを採集し、翌年の記憶として其木に鉋を以て疵を付し置きしに、翌年其疵口より、多數の椎茸發生したり、夫れより漸次伐採の季節及手入法を會得し始めて人工にて栽培することを發見したりと得へらる。

ニ、繁殖法 椎茸の繁殖は其胞子によるもの及菌糸によるものとあり、其方法に至りては人により異なれども大略左の方法にて行ふ。

第一法 椎茸の能く繁茂せる種榎木の白朽部を削り取り、摺鉢に入れ水を加へて摺り、之れを絹篩にて濾過し、其液を榎木に注ぎ掛けるものとす、之れを榎汁法と稱し、一般に行はるゝ方法なり
第二法 新榎木を積み重ね(寢込と稱す)其間に椎茸の發生せる種榎木を挿入する、其割合は新榎木百本に對し、種榎木一本乃至二本を使用す。

第三法 生椎茸を採集し、靜かなる場處に鋸屑を敷き、茲に椎茸を立て、一晝夜乃至二晝夜放置し

椎茸の胞子鋸削に落つを俟ちて、之れを桶に入れ、水にて溶かし、絹篩にて濾過し、其液を新樽木に注ぎ掛く、或は鋸屑を用ゐず、椎茸を黒塗の盆に載せて、胞子を集め、之れを水にて溶かし新樽木に灌ぎ掛くるものとす。

ホ、寢込 春季に至り、鉋目を入れたる樽木には夫れく前記の繁殖法を施し、寢込を行ふ、寢込の場處は南向きの山腹にして、常緑樹六分、落葉樹四分僅かに日光の透射する處にして、然も濕潤に過ぎず。乾燥に失せざる處にして、寢込は山腹の傾斜に従つて適當に杭二本を打ち、之れに樽木を横たへ其上に井桁に積み、高さ三尺乃至四尺となす、傾斜の角度に由り積み重ねること能はざる時は、杭を打ち之れに横木を架し、樽木の元口を上にして立掛け、枝の葉を被ふ法もあり。

近來に至り當地に行はるゝ方法は、先づ地上に末口四寸位の樽木二本を横へ、之れに三寸隔に樽木を並ぶる時は一並五六本に達するを以て、又其上に井桁に並べ層々如斯にして高さ四尺位となす、而して生椎茸を樽木の間に入す、此際椎茸は其笠を下方に向け、胞子飛散して樽木に附着するに便ならしむ、次に胞子の他に飛散するを防ぐ爲め、積込みたる樽木の上部に大なる木の葉籠を伏せ、藪又は吠を以て圍繞し風除をなす、種椎茸の量は樽木一積に對し十二三個重量七八十匁を要す、如斯にして三日目に至れば、樽木を上下積替へ、胞子をして普く樽木に附着する様内外上下を交換し、又前の如く寢込み再び種椎茸を挿入するものとす。

寢込みは普通四月頃にして、其後は乾濕に注意し五六日にして被覆物を除去し、其儘放置する時は翌春又は翌秋に至り、椎茸發生の時期に至るものにして寢込より二十四ヶ月目より發生するを普通となす。

ヘ、樽起し 寢込後早きは十八ヶ月、普通は二十四ヶ月目に至れば椎茸發生すべし、其徴候は表皮稍々腐朽し皮下の白朽により知り得べく、或は秋季春季に走り茸の發生によりて知ることを得、此期節に至れば樽木を寢込場より取出し、二晝夜間清水に浸し、斧の頭にて樽木の元口及末口を二ツ三ツ敲き之れを取出し、濕潤なる山林中に元口を上にして立て置く、之れを樽起し又は樽捌と稱す。

當地に於ては樽木を浸すには池を掘る、其方法は常緑樹林内にして水の便利なる場處を選び、樽木の數により池の形を加減して掘り茲に木の葉を敷き、其上に土を厚さ三寸位入れ、槌に入れ打堅め層々二三回行ひ、水の下方に滲透せざる様に準備し池に水を誘引す。

樽起場は寢込場と同様の樹林内にして山腹を可とす、先づ股杭長さ五尺位のもの三尺五寸隔に打ち之れに横木を架し、兩方より樽木を立掛け其間隔は五六寸となす。

如斯くして春季は二晝夜、秋季は一晝夜にして椎茸發生し始む。

ト、採取 樽起後日を経るに従ひ、生長して笠を開くを以て適度に開きたるものより漸次採取して生椎茸の儘、或は乾燥して市場に出す、樽木は其儘放置する時は三年乃至五年間春秋二季に椎茸を收穫し得べし。

此際若し發生の少なきもの又は腐朽に傾きし樽木は燃料となす。

五、椎茸乾燥法

椎茸の乾燥には火力乾燥、天日乾燥、木乾燥の三種あり、内地向は火力乾燥、輸出向には天日乾燥を

可とす。

火力乾燥は、採取したる椎茸を長さ三尺五寸位の竹串に刺し、炭火にて乾燥するものにして、始めは椎茸の裏のみを焼き、充分乾きたる時一寸表を焼き、十時間位にして乾燥終はるものとす、生椎茸百匁に付乾物十二匁を得。

天日乾燥法は、採取したる椎茸を竹簀又は藁の上に於て乾燥するものにして、始めは笠を下にし裏面のみを乾し、三日目より手にて攪拌して表面をも乾燥せしむ。

木乾法は、楮木に発生したる儘、日光にて乾燥するものにして、香味色澤優等なれども楮木を乾燥せしむるを以て爾後楮木に供することを得ず。

六、病 虫 害

病害としては認めざるも、楮木に雑菌生じ之れが爲め椎茸発生を滅殺することあり、害虫としては蛄蟪の害あり、之れを驅除するには夜間松の根(俗にヒデ)を焼きて燈火の代用として見る時は、蛄蟪の歩行せし跡を發見するを以て竹串にて刺殺す。

七、收 支 計 算

椎茸栽培の收支計算は楮木の良否及栽培技術等により甚しく差あれども、大野榮次郎經營のものに付調査すれば左の如し。

同氏は大正元年一千本、大正二年一萬本、大正三年五千本、大正四年六千本、大正五年六千本、大正六年九千本、大正八年四千本の楮木を寢込みたり、茲には大正元年、大正二年、大正三年の三ヶ年間に於け

る楮木に付き計算せり(其他は目下椎茸発生中又は未發生のものあるを以て收支計算すること能はず)

| | | | |
|------------|-----|--------------|--------|
| 支 出 | | 一、大正元年 楮木伐採分 | |
| 一金二十七圓七十八錢 | 内 譯 | 楮木一千本代 | 大正元年支出 |
| 金十 五 圓 | 用 途 | 同上伐採人夫二人 | 上 |
| 金一 圓 | | 種木十本代 | 二年支出 |
| 金二 圓 | | 楮木寢込人夫六人 | 上 |
| 金二四圓五十八錢 | | 春季浸水 人夫四人半 | 三年支出 |
| 金一圓八十錢 | | 秋季浸水 人夫四人半 | 上 |
| 金一圓八十錢 | | 春季寢起 人夫四人半 | 上 |
| 金一圓八十錢 | | 秋季寢起 人夫四人半 | 上 |
| 收 入 | | | |
| 一金三十七圓二十九錢 | 内 譯 | | |
| 金 一圓五十錢 | 用 途 | 廢木百五十本代 | 大正三年收入 |
| 金二四圓四十錢 | | 秋季生椎茸 三貫匁代 | 上 |
| 金六 圓 | | 春季生椎茸 七貫五百匁代 | 同 四年收入 |
| 金六 圓 | | 秋季生椎茸 七貫五百匁代 | 同 上 |
| 金四圓八十錢 | | 春季生椎茸 六貫匁代 | 同 五年收入 |

| | | | |
|---------|--------------|---|------|
| 金四圓二十四錢 | 秋季生椎茸 五貫三百匁代 | 同 | 五年收入 |
| 金五十錢 | 廢木百本代 | 同 | 上 |
| 金四圓二十錢 | 春季生椎茸 三貫五百匁代 | 同 | 六年收入 |
| 金二圓四十錢 | 秋季生椎茸 二貫匁代 | 同 | 上 |
| 金八十錢 | 廢木二百本代 | 同 | 上 |
| 金二圓五十錢 | 春季生椎茸 二貫五百匁代 | 同 | 七年收入 |
| 金一圓九十五錢 | 廢木六百五十本代 | 同 | 上 |

一金九圓五十一錢 益
 二、大正二年 榎木伐採分

| | | | |
|-----------|-------------|--------|--------|
| 支 出 | 金 額 | 用 途 | 支 出 |
| 內 譯 | 金二百九十三圓五十四錢 | | 大正二年支出 |
| 金 額 | 金百五十圓 | 榎木一萬本代 | 上 |
| 金十圓 | 同上伐採人夫二十人 | | 上 |
| 金二十五圓八十錢 | 寢込人夫六十人 | | 三年支出 |
| 金二十圓 | 種木百本代 | | 上 |
| 金二十五圓八十七錢 | 春季浸水 人夫四十五人 | | 四年支出 |
| 金二十五圓八十七錢 | 秋季浸水 人夫四十五人 | | 上 |
| 金十八圓 | 春季寢起 人夫四十五人 | | 上 |
| 金十八圓 | 秋季寢起 人夫四十五人 | | 上 |

一金四百八十一圓

| | | | |
|-------|-------------|----------|--------|
| 內 譯 | 金 額 | 用 途 | 收 入 |
| 金 額 | 金十五圓 | 廢木一千五百本代 | 大正四年收入 |
| 金二十四圓 | 秋季生椎茸 三十貫代 | | 上 |
| 金六十四圓 | 春季生椎茸 八十貫代 | | 五年收入 |
| 金五十六圓 | 秋季生椎茸 七十貫代 | | 六年收入 |
| 金七十八圓 | 春季生椎茸 六十五貫代 | | 上 |
| 金六十六圓 | 秋季生椎茸 五十五貫代 | | 上 |
| 金五圓 | 廢木一千本代 | | 上 |
| 金六十圓 | 春季生椎茸 五十貫代 | | 七年收入 |
| 金四十八圓 | 秋季生椎茸 四十貫代 | | 上 |
| 金八圓 | 廢木一千本代 | | 上 |
| 金十二圓 | 春季生椎茸 四貫匁代 | | 八年收入 |
| 金四十五圓 | 廢木七千五百本代 | | 上 |

一金百八十七圓四十六錢 益
 三、大正三年 榎木伐採分

| | | | |
|-----|-----------|--------|--------|
| 支 出 | 金 額 | 用 途 | 支 出 |
| 內 譯 | 一金百六十八圓二錢 | | 大正三年支出 |
| 金 額 | 金七十五圓 | 廢木五千本代 | 上 |

第十一章 那珂郡榎村の椎茸栽培

| | | |
|-----------|--------------|--------|
| 金五圓 | 同上伐採人夫十人 | 大正三年支出 |
| 金二圓 | 種木(前年のもの) | 同 五年支出 |
| 金十二圓九十錢 | 寢込人夫三十人 | 同 上 |
| 金二十三圓六十二錢 | 春季浸水 人夫二十二入半 | 同 上 |
| 金二十三圓六十二錢 | 秋季浸水 人夫二十二入半 | 同 上 |
| 金十二圓九十四錢 | 春季槽起 十二人半 | 同 上 |
| 金十二圓九十四錢 | 秋季槽起 十二人半 | 同 上 |
| 收入 | | |
| 一金三百二圓九十錢 | | |

| | | |
|-------------|-------------|--------|
| 内 額 | 用 途 | 收 入 |
| 金九圓 | 廢木九百本代 | 大正五年收入 |
| 金十四圓四十錢 | 秋季生椎茸 十八貫代 | 同 上 |
| 金四十四圓 | 春季生椎茸 四十貫代 | 同 六年收入 |
| 金四十四圓 | 秋季生椎茸 四十貫代 | 同 上 |
| 金五十二圓五十錢 | 春季生椎茸 二十一貫代 | 同 七年收入 |
| 金六十二圓五十錢 | 秋季生椎茸 二十五貫代 | 同 上 |
| 金八圓 | 廢木一千本代 | 同 上 |
| 金十五圓 | 春季生椎茸 五貫代 | 同 八年收入 |
| 金十五圓 | 秋季生椎茸 五貫代 | 同 上 |
| 金四十六圓五十錢 | 廢木四千本代 | 同 上 |
| 差引 | | |
| 一金百三十四圓八十八錢 | | |
| 利益 | | |

以上三期に於ける收支計算を概括すれば左の如し。

| | | | | | |
|------|--------|---------|---------|---------|-------------|
| 伐採年次 | 槽木數 | 支出金額 | 收入金額 | 差引額 | 槽木一千本に對し利益額 |
| 大正元年 | 一,〇〇〇 | 二七,七八〇 | 三七,二九〇 | 九,五一〇 | 九,五一〇 |
| 同 二年 | 一〇,〇〇〇 | 二九三,五四〇 | 四八一,〇〇〇 | 一八七,四六〇 | 一八,七四六 |
| 同 三年 | 五,〇〇〇 | 一六八,〇二〇 | 三〇二,九〇〇 | 一三四,八八〇 | 二六,九七六 |

八、乾燥椎茸の貯藏法

乾燥したる椎茸はブリキ罐に入れ密閉して貯藏す。

九、荷造法

乾椎茸を遠方に移出する時は、酒樽に入る、を最良法となす、一樽には凡そ三斗一二升重量にて四貫内外なり、生椎茸は竹籠又は箱に蕨の枯れたるもの(俗にワラビホタ)を敷き、茲に生椎茸を並べ、其上に蕨を敷き層々如斯して蓋をなし釘付となす。

十、販路

販路は主として栃木縣宇都宮市、烏山、馬頭及縣内にして之れに次ぐは、東京、横濱、横須賀、名古屋地方等に移出せらる。

十一、主なる栽培者氏名

- 川野榮次郎
- 堀江六左衛門
- 平山兼吉
- 大瀧善次郎

第十二章 水戸市の提灯

水戸に於ける提灯は、普通日用向のものにして其産額一ヶ年百二十三十萬個、價格九萬六千圓乃至十萬圓に達し、販路は北海道、東京を主とし縣内は勿論各府縣に需要せられ販路頗る廣し。
 當市には問屋と稱するもの七戸、従業戸數五百六十戸、從來人員約六百人あり、従業者の主なるものは家庭に於ける婦女子にして、一日一人熟達せるものは五十錢乃至七十錢の工賃を得、其技術に於ては稍熟達に至る迄には約二ヶ月を要す、當市には提灯同業組合なるものあり、現組合長下市影山利兵衛、副組合長上市益子健三郎なるも、其後會社組織とせり、又上市並松町に水戸物産商會あり提灯製造を主とし現時川上清之介經營しつゝあり。

當市に於ける提灯の沿革は提灯製造者たりし田邊與右衛門代々提灯業を營み居りしが、明治二十六年之れが製造を水戸監獄の囚人に試みたるに成績良好なり又一方に於ては水戸市の士族及家庭の内職として収益ありしを以て年々廣まり、明治三十年に至り上市新屋敷柳小路休職陸軍歩兵中尉佐々長道氏提灯業の有望なるを認め工場を設け、職工を置き盛に製造すると同時に提灯製造原料たる木製具（提灯の上下に附する木製の輪）を製造し盛に東京地方へ移出せしも其後失敗に終はりたり。
 當時職工として佐々木氏の工場にありて従業せし袴塚の人市村猪之助之れが復活を企て苦心研究の結果、木製具を一定したる爲め、製品従つて一定し、賣行良好にして漸く提灯業の有望なる域に進みたり、同氏は其後二十有餘年木製具に就き研究種々改良と共に之れが販賣に盡力したる爲め現今の隆盛

を見るに至れり。

提灯の名稱及價格

當市に於ける提灯の種類は種々あれども最も普通のものゝを擧ぐれば左の如し。

| 種別 | 一個價格 |
|----|-------|
| 六 | 〇、〇七五 |
| 七 | 〇、〇八〇 |
| 八 | 〇、〇八〇 |
| 九 | 〇、〇八五 |
| 尺 | 〇、一〇〇 |
| 尺 | 〇、一〇五 |
| 尺 | 〇、一二五 |
| 尺 | 〇、三〇〇 |
| 尺 | 〇、四〇〇 |
| 尺 | 〇、八〇〇 |
| 尺 | 〇、八二〇 |
| 長 | 〇、八二〇 |

附

錄

一、茨城縣農會副業獎勵概況

一、副業調査

縣下農家の副業に就て廣く之を調査し斯業改良獎勵の資に供する目的を以て大正元年度より農家副業調査を創め繼續事業として施行し大正三年度に其一般調査を了したり大正四年度より右の調査に基き特種調査を行ひ調査の結果は毎年之を刊行し茨城縣農家の副業と題し要路に配付し今尙繼續中であり大正四年より大正八年度に至迄調査刊行したる種目及調査箇處左の如し。

茨城縣の農家副業 (大正四年調査)

| 種目 | 調査箇處 |
|----------|----------|
| 一、養蠶 | 北相馬郡高野村 |
| 二、養蠶層繭整理 | 那珂郡國田村 |
| 三、煙草 | 久慈郡金郷村 |
| 四、蕃茄ソース | 稲敷郡朝日村 |
| 五、促成栽培 | 新治郡園部村 |
| 六、結球白菜 | 東茨城郡下大野村 |
| 七、結球白菜 | 結城郡玉村 |
| 八、干柿 | 結城郡江川村 |
| 九、柿 | 新治郡田余村 |
| 十、柿 | 多賀郡松岡村 |

| | | |
|------|----|--------|
| 十一、梨 | 栽培 | 真壁郡關本町 |
| 十二、竹 | 栽培 | 結城郡岡田村 |
| 十三、竹 | 栽培 | 筑波郡大穂村 |
| 十四、苗 | 木培 | 那珂郡菅谷村 |
| 十五、緬 | 羊 | 稻敷郡朝日村 |

茨城縣の農家副業 續編 (大正五年調査)

| | | |
|-------|----|----------|
| 一、夏蠶 | 蠶 | 久慈郡上小川村 |
| 二、養豚 | 鶏 | 鹿島郡沼前村 |
| 三、製茶 | 茶 | 東茨城郡大場村 |
| 四、製茶 | 茶 | 猿島郡沓掛村 |
| 五、製茶 | 茶 | 久慈郡佐原村 |
| 六、蒟蒻 | 蒟蒻 | 久慈郡上小川村 |
| 七、蒟蒻 | 蒟蒻 | 久慈郡高倉村 |
| 八、蒟蒻 | 蒟蒻 | 行方郡延方村 |
| 九、木炭 | 炭 | 鹿島郡輕野村 |
| 十、製紙 | 紙 | 西茨城郡大池田村 |
| 十一、布引 | 根 | 那珂郡隆郷村 |
| 十二、布引 | 根 | 東茨城郡澤山村 |

茨城縣の農家副業 續々編 (大正六年調査)

| | | |
|------|----|---------------|
| 一、桑苗 | 木 | 結城郡絹川村 |
| 二、三草 | 楮 | 久慈郡高倉村、那珂郡檜澤村 |
| 三、草織 | 棉 | 北相馬郡川原代村 |
| 四、蓆 | 物 | 結城郡石下町 |
| 五、蓆 | 宜 | 稻敷郡柴崎村 |
| 六、蓆 | 宜 | 稻敷郡阿見村 |
| 七、落花 | 生 | 鹿島郡若松村、稻敷郡八原村 |
| 八、甘藷 | 澱粉 | 鹿島郡南部地方 |
| 九、甘藷 | 切干 | 那珂郡前渡村 |
| 十、梅 | 干 | 水戸市 |

茨城縣の農家副業 第四編 (大正七年調査)

| | | |
|-----|---|----------|
| 一、草 | 草 | 筑波郡大穂村 |
| 二、草 | 草 | 東茨城郡橋村 |
| 三、草 | 草 | 東茨城郡下大野村 |
| 四、草 | 草 | 久慈郡佐都村 |
| 五、草 | 草 | 北相馬郡菅生村 |

| | |
|------------|---------|
| 六、チーゼル | 鹿島郡巴村 |
| 七、マニラ麻糸つなぎ | 那珂郡湊町 |
| 八、落花生 | 東茨城郡小川町 |
| 九、牛 | 東茨城郡飯富村 |
| 十、牛 | 結城郡三妻村 |
| 十一、牛 | 久慈郡幸久山村 |
| 十二、杞柳栽培 | 筑波郡久水山村 |
| 十三、燈心蘭 | 筑波郡久水山村 |
| 十四、籐表製造 | 鹿島郡東下村 |
| 十五、籐表製造 | 那珂郡平磯町 |

茨城縣の農家副業

第五編

(大正八年調査)

| | |
|-------|----------|
| 一、貝 | 霞ヶ浦北浦沿岸 |
| 二、莫 | 久慈郡佐竹村 |
| 三、東 | 久慈郡河内村 |
| 四、麥酒壘 | 結城郡西豊田村 |
| 五、樽 | 眞壁、筑波郡兩郡 |
| 六、小楊 | 猿島郡古河町 |
| 七、蔬 | 結城郡菅原村 |

| | |
|---------|--------|
| 八、養蠶籠 | 行方郡現原村 |
| 九、蘿蔔漬 | 稲敷郡浮島村 |
| 十、庵蘿漬 | 那珂郡勝田村 |
| 十一、椎茸栽培 | 那珂郡勝田村 |
| 十二、提灯 | 水戸市 |

二、副業傳習

副業傳習は大正五年度より始まりたり、同年に於ては甘藷切干、布引大根及薬工品の三種目を選定し大正七年度より、更に竹細工を加へ各郡市農會の希望と相俟ちて、適當の時期に於て之れを開催したり、而して傳習教師は縣下に於て其技に堪能なる人々を選定し之に囑託し其不足の部分は本會技術員を以て之れを補ひたり、大正五年より大正八年に至る傳習狀況左の如し。

| 種目 | 開設地 | 傳習生數 |
|-----------|----------|------|
| 甘藷切干、布引大根 | 水戸市 | 一七 |
| 甘藷切干 | 東茨城郡澤山村 | 六八 |
| 甘藷切干 | 西茨城郡大池田村 | 四三 |
| 甘藷切干、布引大根 | 那珂郡勝田村 | 四九 |
| 同 | 久慈郡坂本村 | 四三 |
| 同 | 多賀郡櫛形村 | 六五 |
| 甘藷切干 | 鹿島郡波野村 | 四三 |

| | | |
|------|-----------|-------|
| 甘藷切干 | 同郡菅生村 | 四十 |
| 菓細工 | 同郡坂手村 | 一八 |
| 甘藷切干 | 茨城縣立農事試驗場 | 二〇 |
| 合計 | 四ヶ處 | 一、四五七 |

三、組合設立獎勵

副業獎勵上生産品の販賣を斡旋し販路の擴張を助長し、又原料の買入等、取引を圓滑有利ならしむるには組合に據るを便利となす大正七年度より獎勵金を交付して之れが設立を獎勵し同時に組合の指導をなしつゝあり。

大正七年度に獎勵金を交付して指導獎勵せし組合左の如し。

| 組合名 | 所在所 | 事業 |
|--------------|--------|-----------------------|
| 園部促成共同移出組合 | 新治郡園部村 | 促成栽培及販賣、主トシテ胡瓜及菜豆、茄子。 |
| 三妻青年會蔬菜栽培組合 | 結城郡三妻村 | 蔬菜栽培及販賣主トシテ牛蒡。 |
| 結城甘藷切干生産販賣組合 | 結城郡結城町 | 甘藷栽培及甘藷切干生産販賣。 |

大正七年度に於ける右事業成績

一、園部促成共同移出組合

| 生産種目 | 販賣數量 | 全上價格 |
|------|--------------------------|------------|
| 胡瓜 | 二四八、五五九 <small>本</small> | 一二、六五〇、七一〇 |
| 茄子 | 三、二〇五 <small>箱</small> | 一六〇、二〇〇 |

| | | |
|----|-------------------------|------------|
| 菜豆 | 二〇、〇〇〇 <small>本</small> | 九八、五〇〇 |
| 合計 | | 一二、九〇九、四一〇 |

備考

大正七年度促成框數 五百六十九框
大正八年度 一千框

生産品の仕向先は東京神田市場、大阪市天滿市場、京都市青物市場。
大正八年よりは本會斡旋の許に東部縣農會聯合共同販賣斡旋所に出荷することゝなれり。

| | |
|--------|----------------------------|
| 牛蒡作付反別 | 五町歩 |
| 同生産數量 | 三二、五〇〇 <small>貫</small> |
| 移出額 | 一五、四〇〇 |
| 同上價格 | 四、一五七 <small>圓</small> 〇〇〇 |

備考 移出先は東京及大阪市場。

| | |
|--------|------|
| 甘藷耕作反別 | 四十町 |
| 生産額 | 二十萬貫 |

園部促成共同移出組合規約

第一條 本組合ハ組合員協同一致シ促成ノ改良増加ヲ圖リ之ガ販路ノ擴張ヲ行フヲ以テ目的トス
第二條 本組合ニ於テ生産販賣スル種類左ノ如シ
胡瓜、茄子、菜豆

其他總會ノ承諾ヲ得タルモノ

第三條 本組合ハ園部促成共同移出組合ト稱シ事務所ヲ園部村大字東成井千二百五十四番地ニ置ク

第四條 本組合ハ本村及ビ東茨城郡竹原村、堅倉村、西茨城郡岩間村ニ居住スル當業者ヲ以テ組織ス

第五條 組合員ハ本組合ト同一ノ目的ヲ有スル他ノ組合ニ加入スルコトヲ得ズ

第六條 本組合ニ世話係リ五名ヲ置キ名譽職トス

第七條 世話係ハ總會ニ於テ之ヲ選舉ス世話係ハ組合長一名副組合長一名ヲ互選ス

第八條 組合長、副組合長、世話係ノ任期ハ二ケ年トス但シ再選ヲ妨ゲズ

第九條 本組合ニ書記ヲ置キ組合長任免ス

第十條 組合長ハ組合ノ事務ヲ統理シ組合ヲ代表ス

副組合長ハ組合長ヲ輔佐シ組合長事故アルトキ之ヲ代理ス世話係ハ組合長ノ指揮ヲ受ケ擔任區域内

ノ栽培及物品ノ改良ヲ圖リ之ガ蒐集並ニ代價ノ支拂等ノ任ニ當ルモノトス

第十一條 其他ハ組合長ノ指揮ヲ受ケ組合ノ庶務會計ヲ掌ルモノトス

第十二條 本組合ノ會議ハ通常總會臨時總會ノ二種トス

第十三條 通常總會ハ毎年一月之ヲ開キ臨時總會ハ組合長ガ必要ト認メタル場合又ハ組合員三分ノ二以上ヨリ會議ノ目的及理由ヲ示シテ請求シタルトキ之ヲ開ク

第十四條 會議ハ組合員半數以上出席スルニアラザレバ開會スルコトヲ得ズ但シ同一事件ニ付再招集シタル場合ハ此限リニアラズ

第十五條 會議ノ決議ハ出席者多數決トシ可否同數ナルトキハ議長之ヲ決ス

第十六條 會議ノ議案ハ組合長之ヲ提出ス

第十七條 總會ノ議スベキ事項概要左ノ如シ

- 一、前年度事業報告
- 一、前年度經費決算
- 一、同年度經費豫算
- 一、其他重要ノ事項

第十八條 會議ノ議長ハ組合長之ニ當ル組合長事故アルトキハ副組合長之ニ代ル

第十九條 本組合ノ經費ハ總會ノ決議ニヨリ組合員ニ賦課シ徵收スルモノトス

第二十條 新タニ組合ニ加入スル者ハ加入金トシテ金二圓ヲ徵收スルモノトス

第二十一條 本組合ノ事業年度ハ毎年一月一日ニ始マリ十二月三十一日ニ終ル

第二十二條 本組合ニ於テ生産スル物品ノ種類數量及其體裁ハ組合長世話係ニ諮リ之ヲ豫メ組合員ニ通知ス

第二十三條 組合員ハ自家ニ於テ生産シタル物品ハ總テ之レヲ本組合ニ委託販賣スルモノトス

第二十四條 本組合ニ於ケル生産品ハ検査ノ上等級ヲ附シ販賣スルモノトス

第二十五條 組合員ハ如何ナル場合ト雖モ組合ノ承認ヲ經ルニアラザレバ組合ニ於テ販賣スル種類ヲ他ニ轉賣スルコトヲ得ズ

第二十六條 組合員ハ毎年金五十錢ヲ組合ニ貯蓄スルモノトス但シ非常ノ場合ノ外組合員ニ貸附ヲ爲

スコトヲ得ズ確實ナル銀行又ハ郵便局ニ預ケ入ル、コト
 第二十七條 組合員ハ第二十三條第二十六條ニ違背シタルキハ總會ノ決議ニヨリ金一圓以上ノ違約金ヲ徴收ス
 第二十八條 本組合ヲ解散シタルキハ組合長世話係其精算人トナル

組合顧問 眞家信太郎
 外組合員四十名

三妻青年會蔬菜栽培組合規定

第一條 本組合ハ三妻青年會蔬菜栽培組合ト稱ス
 第二條 本組合ハ組合員各自蔬菜栽培ノ趣味ヲ涵養スルト共ニ共同耕作ヲナシ兼テ本村特産物タラシムルヲ圖ルヲ以テ目的トス
 第三條 本組合ハ三妻青年會員ヲ以テ組織ス 但シ篤志ノ者ハ此ノ限リニ非ズ
 第四條 本組合事務所ハ三妻尋常高等小學校内ニ置ク
 第五條 本組合ニ左ノ役員ヲ置ク
 會長 一名 副會長 一名 評議員 若干名 會計 若干名
 第六條 本組合ノ役員ハ三妻青年會役員ヲ以テ之ニ充ツルモノトス 但シ評議員ハ評價委員ヲ兼ヌルモノトス
 第七條 本組合員ハ毎年一畝歩以上ノ耕作ヲナスモノトス
 第八條 本組合員ニ於テ耕作スル蔬菜ハ何レヲ栽培スルモ妨ゲナシト雖モ總會又ハ評議員會ノ決議ニヨリ其年度内必ズ一定ノ作物ヲ栽培スルモノトス 但シ大正年度ハ牛蒡作トス

第九條 輸出又ハ種子購入ニ關スル一切ノ事務ハ評議員中ヨリ二名ヲ互選シ處辨セシムルモノトス 但シ種子料及ビ派遣ニ要スル費用ハ組合員各自實費辨償スルモノトス
 第十條 耕作物ハ同一季節ヲ以テ本會ノ通知ニヨリ本組合ノ事務所ニ集メ一定ノ市場ニ共同販賣スルモノトス 但シ共同耕作物ハ必ズ評價委員ノ評定ヲ受クルモノトス
 第十一條 耕作物ニ關シ改善スベキ必要ヲ認メタルトキハ研究會又ハ講話會ヲ開クモノトス
 第十二條 販賣金額ハ組合員各自ノ輸出額並ニ品種ノ優劣ニヨリ相當配當ヲナスモノトス

蔬菜輸出細則

第一條 本組合ハ蔬菜ヲ栽培シ共同耕作生産物ノ改良發達ヲ圖リ且ツ協同一致ノ精神ヲ養ヒ併セテ販路ヲ擴張シ實益多カラシムルヲ以テ目的トス
 第二條 本組合ハ品種ヲ統一シ優良品ノ多收ヲ圖リ且ツ販路ノ閉塞ヲ來サザランガタメ牛蒡審査標準規程ヲ定ムルコト左ノ如シ

牛蒡審査標準規定

一等 太サ周圍二寸以上五寸以下ニシテ長サ二尺以上品質優良正形ナルモノ
 二等 周圍一寸八分以上五寸以下ニシテ長サ一尺七寸以上ナル正形ナルモノ
 三等 周圍一寸三分以上五寸以下ニシテ長サ一尺以上ナル稍々正形ナルモノ
 特等甲 周圍五寸以上ニシテ長サ二尺以上ナル品質優良正形ナルモノ
 特等乙 周圍五寸以上長サ一尺七寸以上ニシテ正形ナルモノ
 特等丙 周圍五寸以上ナルモ前甲乙二項ノ條規ヲ具備セザル不正形ナルモノ
 但シ形狀色澤及ビ缺損ノ度合如何ニ審査員ハ任意等級ヲ附スルモノトス

第三條 審査員ハ青年會評議員ヨリ若干名ヲ選舉シ其任期ヲ二ケ年トス

第四條 審査員ノ審査シタル等級ニハ絕對服従スルモノトス

第五條 出品シタル蔬菜物ニ對シ審査員ニ於テ輸出不能ト認メタルトキハ審査ヲナサザルモノトス

第六條 輸出期間ハ毎年十月ヨリ翌年三月迄トス 但シ必要ト認メタル場合ハ此ノ限リニアラズ

第七條 輸送ノ便ヲ計ランガ爲メ牛蒡荷造方法ヲ定ムルコト左ノ如シ 但シ其他ノ蔬菜荷造ニ關シテハ其ノ都度本會ヨリ通告スルモノトス

一、俵裝ハ總テ新調ノ八斗俵形(總八寸)トシ目繩ヲ附シ別ニ圓座二箇ヲ附隨スルモノトス

一、俵裝ハ出品貫數十五貫ニ對シ一俵及ビ繩一房當トス 但シ十五貫未滿ノ數ハ一俵トス

第八條 俵裝ハ受附貫數記載濟ノ上受附係ニ提出スルモノトス 但シ不足ノ場合ハ配當金ヨリ差引キ

剩餘ノ場合ハ相當代價ヲ支拂フモノトス

第九條 輸出ノ場合ハ事務ノ進行ヲ計リ且ツ會務ヲ整理センガ爲メ左ノ役員ヲ置ク

一、到着受附係 一、記錄係 一、審査係 一、貫數受附係

一、俵裝受附係 一、俵裝整理係 一、運搬係

但シ審査員以外ノ役員ハ組合長ノ指名ニヨリ評議員此ノ任ニ當ルモノトス

第十條 出品受附ハ毎回午前八時ヨリ正午限リトシ審査ハ到着順ニ依ルモノトス 但シ出品者ハ標準

規定ニヨリ各自豫選シ置クモノトス

第十一條 出品人ハ互ニ推讓ヲ重ンジ共同ヲ尊ビ時間ヲ勵行シ事業ノ結了ヲ告グル迄作業ニ從事スルモノトス

第十二條 本組合ニ左ノ帳簿ヲ置ク

一、蔬菜受附會計簿 一、會計簿 一、會員臺帳

第十三條 本組合役員ハ名譽職トス 但シ時宜ニヨリ報酬ヲ給スルモノトス報酬ノ金額ハ評議員會ノ

決議ニヨリ之ヲ定ム

一、本會ノ召集ニヨリ出席シタル時

一、本會ヨリ出張ヲ命ジタル時

一、本會ヨリ事務囑託ヲナシタル時

第十四條 本組合事業擴張及ビ市場ノ狀況等ヲ視察スルタメ毎年二回以上視察員ヲ派遣スルモノトス

但シ視察員ノ旅費ハ會員ヨリ支給スルモノトス

第十五條 本組合員ハ本會維持費及ビ活動費トシテ左ノ金額ヲ本會ニ納ムルモノトス

一、三妻村青年會蔬菜組合員 配當金ノ五分

一、其ノ他ノ組合員 同 一割

第十六條 賣上配當金ハ各地ニ輸送シタル運賃手數料及ビ本會諸雜費等ヲ控除シ之ヲ出品貫數ニテ除

シタルモノヲ配當スルモノトス 但シ等級貫數ニヨリテ計算ス

第十七條 賣上代金ハ其年度内ノ輸出完了ノ後出品會員ニ配當スルモノトス 但シ配當金ノ中假渡ヲ

ナスコトヲ得

第十八條 賣上代金ハ本會ニ於テ銀行預金トナシ其ノ利子ハ配當金ニ算入スルモノトス

第十九條 輸送シタル物品ニ對シ萬一奇禍ニ遭遇セル場合ハ本會並ニ組合員ノ連帶責任トス

第二十條 本組合會則ニ關シ變更又ハ改正ノ必要生ジタル時ハ總會ノ決議ヲ經ルモノトス

大正六年三月十一日

三妻青年會蔬菜組合員 有 田 善 吉

附 錄

合員ノ中一人若シクハ數人連合出資シテ工場ヲ經營シタル場合ハ其ノ利害共組合ニ於テ關係ナキモノトス

七、斯道ノ技師又ハ技術員ヲ招聘シテ實地指導ヲ仰グコト

八、組合員ノ製造シタル甘藷切干ヲ本組合ノ名ヲ以テ需用地ニ輸出版賣スルコト

九、俵裝荷造ヲ一定スルコト

容器ハ蓆以トシ一呎ノ容量正味十二貫目包裝ハ縱三ヶ所横一ヶ所結ビトス

十、組合員ニシテ左ノ條項ニ該當シタル時ハ役員會議ノ上相當處分ノ方法ヲ講ズルコト

(イ) 荷造包裝等本組合規定ニ違反シタル時

(ロ) 品質ノ劣惡乾燥ノ不良雜種ノ混合以上ノ場合

十一、販賣ニ關スル時機ハ組合役員會議ノ上實行スルコト

十二、其ノ他前項ニ連關シテ必要ト認メタル設備ハ役員會議ノ上實行スルコト

第三 役員

第六條 本組合ニハ左ノ役員ヲ置キ以テ組合事務ヲ分掌ス

組合長 一名 副組合長 一名 評議員 若干名 部長 三名(生産部長、加工部長、販賣部長)

第七條 前條役員ノ外必要ヲ生ジタル場合ハ役員會議ノ上有給書記常務員等ヲ置クコトアルベシ

第八條 各役員ハ名譽職トス 但シ組合員ノ決議ニヨリ報酬又ハ必要ニ應ジテ旅費日當ヲ支給スルコトアルベシ

第九條 各役員職務章程ハ別ニ定ムル所ニヨル

第十條 各役員ノ選任及ビ任期ハ左ノ如シ

一、組合長、副組合長ハ組合員ノ推薦ニヨリ任期ハ三箇年トス
二、部長、評議員ハ組合長ノ指命トス任期二箇年トス

第四 會計

第十一條 本組合ヲ經營スルニ必要ナル費用ハ組合員ニ於テ負擔スルモノトス

第十二條 本組合ノ會計年度ハ毎年四月ニ起リ翌年三月ニ終ルモノトス

第十三條 本組合ノ會計事務ハ當分ノ内?

第十四條 販賣部ニ於テ收益セル金圓ハ之ヲ本組合基本金トシテ積立ルモノトス 但シ右基本金ハ組合員三分ノ二以上ノ賛同ヲ得ルニアラザレバ處分ノ方法ヲ講ズルコトヲ得ズ

第十五條 本組合ノ會議ハ左ノ如シ

第一、總會毎年 第二、臨時會 第三、役員會 第六、加入及脱退

第十六條 本組合ニ加入セント欲スル者ハ組合員ノ紹介ニヨリ組合事務所ニ至リ組合員臺帳ニ住所氏名ヲ自署シテ調印スルモノトス 但シ加入後ハ一般組合員ト利害ヲ共ニスベキハ勿論ナレドモ既往ノ利害ニ關シテハ關係ヲ有セザルモノトス尤モ組合長ノ意見ニヨリ加入前ニ於ケル組合經營費ノ幾分ヲ負擔セシムルコトアルベシ

第十七條 自己ノ都合ニヨリ本組合ヲ脱退セントスル場合ハ本組合名ノ下ニ收益シタル利益ノ分配ニハ預ルコトヲ得ザルモノトス

第十八條 本定款ハ組合員三分ノ二以上ノ同意ヲ得タル後ニアラザレバ變更スルヲ得ザルモノトス 但シ主務管應ヨリノ命令又ハ役員會ニ於テ必要ト認メタル時ハ此ノ限りニ非ズ

大正六年四月 組合長 敬 一 外組合員四十三名

一、茨城縣竹製品調

第一表 竹製品

(大正五年)

| 品類 | 用途 | 數量 | | 價 | | 格 | | 原料ノ種類 | 主ナル仕向先 | 備考 |
|-----|--------|--------|--------|------------|--------|-------|-------|-------|--------|----|
| | | 副業的生產 | 非副業的生產 | 副業的生產 | 非副業的生產 | 販賣用生產 | 自家用生產 | | | |
| 米揚箕 | 炊事其他雜用 | 六八、八四 | 五〇、二七九 | 一八三、二一、三六三 | 三、二五八 | 三、一五八 | 若竹 | 縣内 | | |
| 籠 | 農業用 | 四六、二四〇 | 七五、九〇六 | 一四、四七三 | 三、八一〇 | 二、七五九 | 若竹 | 同 | | |
| 籠 | 養蠶用 | 八四、三〇〇 | 二八、八〇三 | 一、九〇七 | 二、八五八 | 二、二四 | 籐若竹 | 同 | | |
| 籠 | 農業用 | 一一、二〇〇 | 三三、六九〇 | 二、一五二 | 三、七三三 | 四、九五八 | 若竹 | 同 | | |
| 傘骨 | 農業用 | 二、二五〇 | 二八、〇三〇 | 四九七 | 五、三八二 | 五、八七七 | 若竹 | 同 | | |
| 熊手 | 農業用 | 四、七四 | 四〇〇 | 四三二 | 四 | 四五二 | 若竹 | 同 | | |
| 籠 | 漁業用 | 二、五七〇 | 三、六二〇 | 八八八 | 九二一 | 一、四四九 | 若竹 | 同 | | |
| 籐籠 | 家庭用 | 一、二〇〇 | 一四、七五〇 | 三五三 | 三、七四九 | 四、〇二九 | 若竹 | 同 | | |
| 籐籠 | 家庭用 | 七〇 | 五〇〇 | 一〇 | 五四〇 | 五五〇 | 若竹 | 同 | | |
| 等 | 家庭用 | 二二〇 | 八七〇 | 四六 | 二六 | 五七 | 孟若竹 | 同 | | |

| 品類 | 用途 | 數量 | | 價 | | 格 | | 原料ノ種類 | 主ナル仕向先 | 備考 |
|------|-----|---------|---------|-------|--------|--------|-------|-------|-----------|----|
| | | 副業的生產 | 非副業的生產 | 副業的生產 | 非副業的生產 | 販賣用生產 | 自家用生產 | | | |
| 篩 | 農業用 | 六五〇 | 八五〇 | 六三五 | 六〇〇 | 一、三三三 | 若竹 | 同 | | |
| 漁獲用品 | 漁業用 | 六〇〇 | 五六〇 | 一〇〇 | 一七〇 | 二二〇 | 若竹 | 同 | 負籠 魚籠等 | |
| 製用品 | 商業用 | 二九〇 | 四、五五五 | 七三 | 六、七六六 | 六、七五〇 | 若竹 | 同 | | |
| 竹箸 | 家庭用 | 一一〇、〇〇〇 | — | 三七五 | — | 三七五 | 若竹 | 同 | | |
| 菓子入籠 | 商業用 | 二四八、〇〇〇 | — | 一、二四〇 | — | 一、二四〇 | 若竹 | 同 | | |
| 柄杓 | 家庭用 | — | 八〇〇 | — | 九六 | 九六 | 若竹 | 同 | | |
| 糖枷 | 農業用 | 三〇〇 | — | 四五 | — | 四五 | 若竹 | 同 | | |
| シヨウギ | 家庭用 | 一、三七〇 | 六三五 | 二二〇 | 三七一 | 五三三 | 若竹 | 同 | | |
| 摺臼 | 農業用 | 六六 | — | 二五 | — | 二四〇 | 若竹 | 同 | | |
| 石炭籠 | — | 六〇〇 | — | 一一〇 | — | 一一〇 | 若竹 | 同 | | |
| 箕 | 調製用 | — | 一一〇 | — | 一〇〇 | 一〇〇 | 若竹 | 同 | | |
| 提灯骨 | — | 五〇〇 | 一一〇、七〇〇 | 一一〇 | 一一、一〇〇 | 一一、五〇〇 | 籐 | 同 | | |
| 竹行季 | — | — | 一八〇 | — | 二七〇 | 二七〇 | 若竹 | 同 | | |
| 提灯弓 | — | — | 八八、〇〇〇 | — | 一、〇五六 | 一、〇五六 | 若竹 | 同 | | |

附錄

| | | | | |
|-----|-------------|-----------|-----------|-------------|
| 提灯弓 | 1,900,000 | 1,350,000 | 1,350,000 | 3,600,000 |
| 合計 | 741,068,577 | 2,486,577 | 9,126,897 | 752,671,141 |

茨城縣竹製品調

第一表 竹製品

(大正七年)

| 品類 | 用途 | 數量 | | 價 | | 格 | | 原料ノ種類 | 主ナル仕向先 | 備考 |
|-----|--------|--------|--------|-----------|-----------|-------|-------|-------|--------|----|
| | | 副業的生產 | 非副業的生產 | 副業的生產 | 非副業的生產 | 販賣用生產 | 自家用生產 | | | |
| 米揚箕 | 炊事其他雜用 | 75,743 | 65,196 | 96,220 | 68,333 | 5,011 | | | | |
| 籠 | 農業用 | 43,418 | 81,739 | 2,432,986 | 3,371,469 | | | | | |
| 籠 | 養蠶用 | 9,330 | 36,101 | 745,046 | 21,147 | 6,059 | | | | |
| 策 | 農業用 | 13,310 | 11,250 | 4,264 | 4,746 | 7,706 | 1,304 | | | |
| 傘骨 | | 2,400 | 3,050 | 1,094 | 9,554 | | | | | |
| 熊手 | 農業用 | 5,721 | 250 | 779 | 771 | | | | | |
| 籠 | 漁業用 | 3,300 | 8,900 | 1,478 | 2,599 | 3,647 | 432 | | | |
| 蒭籠 | | 500 | 23,700 | 350 | 8,295 | 8,595 | 50 | | | |

| 品類 | 用途 | 數量 | | 價 | | 格 | | 原料ノ種類 | 主ナル仕向先 | 備考 |
|-------|----|---------|-----------|---------|-----------|-----------|-------|-------|--------|----|
| | | 副業的生產 | 非副業的生產 | 副業的生產 | 非副業的生產 | 販賣用生產 | 自家用生產 | | | |
| 籐 | | 1,701 | | 1,733 | | 2,14 | 59 | | | |
| 篋 | | 610 | 450 | 711 | 390 | 1,098 | 3 | | | |
| 漁獲用品 | | 600 | 500 | 130 | 206 | 276 | 60 | | | |
| 製商業用品 | | 58 | 51,597 | 340,930 | 11,234 | 30 | | | | |
| 竹箸 | | 110,000 | | 360 | | 360 | | | | |
| 菓子入籠 | | 250,000 | | 1,250 | | 2,250 | | | | |
| 柄杓 | | 1 | 1,500 | | 225 | 225 | | | | |
| 糲 | | 300 | | 60 | | 60 | | | | |
| シヨウギ | | 1,385 | 480 | 415 | 225 | 562 | 68 | | | |
| 摺白 | | 83 | | 386 | | 372 | 4 | | | |
| 石炭籠 | | 600 | | 14 | | 14 | | | | |
| 箕 | | | 300 | | 390 | 390 | | | | |
| 提灯骨 | | | 1,501,000 | | 2,730,000 | 2,730,000 | | | | |

| | | | | | | |
|-----|--------|-------|--------|--------|--------|--|
| 竹行李 | 1 | 1 | 585 | 585 | | |
| 提灯弓 | 89,000 | 1 | 2,492 | 2,492 | 1 | |
| 合計 | 61,591 | 1,906 | 10,378 | 10,378 | 28,055 | |

二十八

茨城縣竹製品調
第二表 從業戶數人員調

大正五年

| | | | | | | | | | |
|------------|----|-------|-------|-------|-------------|----|-------|-------|----|
| 副業的ニ從事スルモノ | 戶數 | 1,361 | 1,683 | 1,035 | 非副業的ニ從事スルモノ | 戶數 | 2,455 | 3,111 | 49 |
| | 男 | 1,361 | 1,683 | 1,035 | | 男 | 2,455 | 3,111 | 49 |
| | 女員 | | | | 女員 | | | | |

茨城縣竹製品調
第二表 從業戶數人員調

大正六年

| | | | | | | | | | |
|------------|----|-------|-------|-------|-------------|----|-------|-------|-----|
| 副業的ニ從事スルモノ | 戶數 | 1,407 | 1,685 | 1,081 | 非副業的ニ從事スルモノ | 戶數 | 2,511 | 3,188 | 145 |
| | 男 | 1,407 | 1,685 | 1,081 | | 男 | 2,511 | 3,188 | 145 |
| | 女員 | | | | 女員 | | | | |

茨城縣竹製品調
第二表 從業戶數人員調

大正七年

| | | | | | | | | | |
|------------|----|-------|-------|-------|-------------|----|-------|-------|----|
| 副業的ニ從事スルモノ | 戶數 | 1,464 | 1,782 | 1,143 | 非副業的ニ從事スルモノ | 戶數 | 2,666 | 3,166 | 51 |
| | 男 | 1,464 | 1,782 | 1,143 | | 男 | 2,666 | 3,166 | 51 |
| | 女員 | | | | 女員 | | | | |

茨城縣竹製品調
第三表 主業別副業戶數人員調

大正五年

| | | | | |
|----|----|-------|-------|-------|
| 主業 | 副業 | 戶數 | 男 | 女員 |
| 農業 | 農業 | 1,099 | 1,503 | 730 |
| 商業 | 商業 | 66 | 52 | 308 |
| 工業 | 工業 | 80 | 22 | 183 |
| 漁業 | 漁業 | 28 | 7 | 13 |
| 林業 | 林業 | 8 | 3 | 1 |
| 雜業 | 雜業 | 8 | 6 | 1 |
| 合計 | 合計 | 1,361 | 1,683 | 1,035 |

茨城縣竹製品調
第三表 主業別副業戶數人員調

大正六年

附錄

二十九

茨城縣竹製品調
主業別副業戶數人員調
大正七年

| 主業 | 戶數 | | 人員 | |
|----|-------|-------|-------|-------|
| | 男 | 女 | 男 | 女 |
| 農業 | 一、一六六 | 一、一六六 | 一、五九三 | 一、八五一 |
| 工業 | 七 | 七 | 五 | 〇 |
| 漁業 | 三〇 | 三〇 | 八 | 七 |
| 林業 | 一 | 一 | 三 | 一 |
| 雜業 | 〇 | 〇 | 四 | 〇 |
| 合計 | 一、四〇七 | 一、四〇七 | 二、七八五 | 一、四一三 |

竹製品ノ主ナル生産地並ニ其ノ生産品類及數量價格
イ、主ナル生産地
水戸市
猿島郡古河町
那珂郡前渡村及同郡佐野村
久慈郡黒澤村及同郡西小澤村
行方郡麻生町及同郡現原村
ロ、生産品數量及價格

| 生産地名 | 生産品名 | 一ヶ年生産數量 | 價格 |
|---------|----------|---------|-------|
| 水戸市 | 提灯骨 | 一、五〇〇 | 一、九五〇 |
| 猿島郡古河町 | 傘、籠、篋、其他 | 七、二〇〇 | 二、八八〇 |
| 那珂郡前渡村 | 籠、篋、其他 | 一九、一四〇 | 九、八三四 |
| 那珂郡佐野村 | 籠、篋、其他 | 三三、五〇〇 | 五、六二〇 |
| 久慈郡黒澤村 | 籠、篋、其他 | 一七、八〇〇 | 四、九三〇 |
| 久慈郡西小澤村 | 籠、篋、其他 | 九、六五〇 | 三、一六〇 |
| 行方郡麻生町 | 籠、篋、其他 | 三、〇〇〇 | 一、三五〇 |
| 行方郡現原村 | 籠、篋、其他 | 五、九〇〇 | 三、四七〇 |
| 合計 | 籠、篋、其他 | 七〇、〇〇〇 | 八、四〇〇 |

二、販賣方法及取引ノ狀況並ニ市名市日及其一ケ年ノ取引高

販賣ノ方法ハ仲買人之レヲ買集メテ販賣スルヲ普通トシ又生産者直接問屋ニ卸スモノアリ或ハ生産者ノ店頭ニ於テ需要者ニ販賣スルモノトアリ而シテ竹製品ノ取引ヲナス市名及市日ナシ

三、共同組織ノ狀況

竹製品ニ關シ共同組織ノ見ルベキモノナク唯猿島郡古河町ニハ少數ノモノ相集リ簡單ナル組合ヲ設立シ同業者ノ氣脈ヲ通ジツ、アリ其概況左ノ如シ。

名 稱 古河町籠製組合

目的 竹籠製造ノ改良ヲ計ルト共ニ組合員ノ交誼ヲ厚フシ製品、價格等ノ協議ヲナス。

所在地 猿島郡古河町

區域 古河町一圓

資 金 組合員十四名

積立金組合費ノ外ニ一ケ月金十錢宛ヲ積立テ總代ヲ置キテ之ヲ保管シ組合臨時費ノ支出豫備金ニ充テ組合員ノ不時ノ災害救助費ニ備フ。

四、竹製品ノ需給狀況

本縣ニ於ケル竹製品ノ需給狀況ハ他府縣ニ移出スルモノ少ナク多クハ縣内ニ需要セラル又他府縣ヨリ供給ヲ仰グコトモ少ナキガ如シ。

五、競争品ノ種類及市場ニ於ケル現況

特ニ著シキモノヲ認メズ。

六、時局後新ニ勃興シタル製品名不況ノ狀態ニアル製品名全ク製造杜絶セシ製品名

該當製品ナシ。

七、原料ノ主ナル生産地並ニ生産量及價格、單價

縣内到處多少生産セラル、ト雖モ主ナル生産地ハ次ノ如シ。

| 生産地 | 種類 | 一ケ年ノ生産數量 | 同上價格 | 單價 | 備考 |
|---------|-----------|--|---------------------|--------------------|------------------|
| 久慈郡世喜村 | 苦竹 | 七、五〇〇 ^東 | 一一、二五〇 ^西 | 一、五〇〇 ^門 | 廻リ一尺ヲ一束トス |
| 同 郡佐都村 | 同 | 二、二五〇 | 三、八二五 | 一、七〇〇 | 同上 |
| 西茨城郡宍戸町 | 苦竹 孟宗竹 | 五〇〇〇 ^本 四〇〇〇 ^本 | 七五〇〇 一六〇〇 | 一、五〇〇 四〇〇〇 | 三尺繩二重廻シ 一束トナス |
| 行方郡現原村 | 篠 | 不明 | | | |

八、原料ノ需給狀況

現在ニ於テハ縣内ノ生産ニテ供給シ得レドモ提灯ノ原料トシテ熊本縣ヨリ又古河町ニ於テハ栃木縣ヨリ供給ヲ仰ギツ、アリ而シテ久慈郡世喜村産ノ竹ハ千葉縣野田町ニ移出セララル。

九、器具ノ種類、名稱、用途、特長、單價、販賣先、特ニ記載スベキモノナシ。

十、副業的ニ最モ盛ニ從業スル時季及其時季ニ於ケル一人一日平均労働時間(男女別)

イ、盛ニ從業スル時季。

十一月ヨリ翌年三月下旬迄。

ロ、男女労働時間

男 九時間

女 七時間

十一、一日八時間作業スルモノトシテ男女別一人一日ノ最高普通製造高及所得

| 種 | 提 | 蠶 | 繭 | 米 | 草 | 竹 | 炭 | 石 | 製造高 | | 所得 | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|-------|-------|-------|-------|
| | | | | | | | | | 最高 | 普通 | 最高 | 普通 |
| 提 | 骨 | 籠 | 籠 | 籠 | 籠 | 籠 | 籠 | 籠 | 一、二〇〇 | 〇、五〇〇 | 一、〇〇〇 | 〇、三五〇 |
| 蠶 | 籠 | 籠 | 籠 | 籠 | 籠 | 籠 | 籠 | 籠 | 一、六〇〇 | 一、〇〇〇 | 一、二〇〇 | 〇、六〇〇 |
| 繭 | 籠 | 籠 | 籠 | 籠 | 籠 | 籠 | 籠 | 籠 | 一、二〇〇 | 一、〇〇〇 | 一、〇〇〇 | 〇、四〇〇 |
| 米 | 籠 | 籠 | 籠 | 籠 | 籠 | 籠 | 籠 | 籠 | 一、六〇〇 | 一、〇〇〇 | 一、二〇〇 | 〇、八〇〇 |
| 草 | 籠 | 籠 | 籠 | 籠 | 籠 | 籠 | 籠 | 籠 | 一、二〇〇 | 一、〇〇〇 | 一、〇〇〇 | 〇、八〇〇 |
| 竹 | 籠 | 籠 | 籠 | 籠 | 籠 | 籠 | 籠 | 籠 | 一、二〇〇 | 一、〇〇〇 | 一、〇〇〇 | 〇、八〇〇 |
| 炭 | 籠 | 籠 | 籠 | 籠 | 籠 | 籠 | 籠 | 籠 | 一、二〇〇 | 一、〇〇〇 | 一、〇〇〇 | 〇、八〇〇 |
| 石 | 籠 | 籠 | 籠 | 籠 | 籠 | 籠 | 籠 | 籠 | 一、二〇〇 | 一、〇〇〇 | 一、〇〇〇 | 〇、八〇〇 |

十二、主ナル竹製品ノ收支計算

收支計算ニ就テハ種類、原料、技術ノ巧拙及地方ニヨリ差アリテ之レヲ一括スルコト能ハザルヲ以テ徒弟ヲ有シ販賣ヲ目的トスル地方ヲ選定セリ即チ左ノ如シ

猿島郡古河町ニ於ケル收支計算

| 製造名 | 支 | | 出 | | 收 | | 入 | | 備考 |
|-----|------|----|------|------|----|------|----|--------|----|
| | 原料價格 | 勞務 | 器具損料 | 製造高 | 價格 | 差引純益 | | | |
| 竹一束 | 二、七〇 | 七〇 | 二〇 | 七、三〇 | 六〇 | 六〇 | 六〇 | 原料一筒六錢 | |
| 竹一筒 | 二、六〇 | 五五 | 二〇 | 四、〇〇 | 四五 | 四五 | 四五 | 原料一筒一圓 | |

十三、主ナル製造業者住所氏名及名稱

| 種 | 類 | 住 | 所 | 氏 |
|---|---|-----|---------|--------|
| 提 | 燈 | 水戸市 | 上市久保町 | 濱島牛之介 |
| 傘 | 骨 | 水戸市 | 上市河和田横町 | 越川幸助 |
| 提 | 燈 | 水戸市 | 上市下金町 | 門井音次 |
| 竹 | 行 | 水戸市 | 上市南町 | 竹脇豐次 |
| 籠 | 李 | 猿島郡 | 古河町 | 中村彦次 |
| 籠 | 及 | 同 | 同 | 中村彦次 |
| 籠 | 籠 | 同 | 同 | 坪井菊松 |
| 籠 | 籠 | 同 | 同 | 本橋助三 |
| 籠 | 籠 | 同 | 同 | 口野音吉 |
| 籠 | 籠 | 同 | 同 | 照沼竹次 |
| 籠 | 籠 | 同 | 同 | 皆川松次 |
| 籠 | 籠 | 同 | 同 | 鹿志村莊之介 |
| 籠 | 籠 | 同 | 同 | 菊地政之介 |

四、組合ヲ組織セシメ原料ノ共同購入及製品ノ共同販賣ヲナスコト。
十九、竹製品ト特殊部落トノ關係。

該當事項ナシ。

二十、竹製品生産ノ其地方經濟上ニ及ボス影響。

本縣ニ於ケル竹製品ノ生産額ハ別表ノ如クナルヲ以テ地方經濟上ニ著シキ影響ナキモノ、如キモ主ナル生産地ニ於テハ其生産者ノ多クハ中小産業者ノ家庭ニ於テ營マル、ヲ以テ生計上ニ於テハ好影響ヲ及ボシツ、アリ。

二十一、從來ノ獎勵施設及其効果。

縣ニ於テハ原料タル竹林ノ改良増植ヲ獎勵指導シ縣下ニケ所ニ模範竹林ヲ設置セリ本縣農會ニ於テハ副業傳習科目ニ竹細工ヲ加ヘ竹製及篠製ノ蠶箔籠ノ製造ヲ傳習シツ、アリ。

二十二、竹製品生産ニ關スル將來ノ見込。

竹製品ハ其種類甚ダ多ク從ツテ其製作上ニ於テ比較的技術ノ練習ヲ要スルモノト然ラザルモノトアリ而シテ後者ハ副業トシテ獎勵スル上ニ於テハ容易ノコトニ屬シ加フルニ其作業タルヤ何時ニテモ從業シ得ラル、ガ故ニ一般家庭ノ副業トシテハ好適ノモノナレバ之レガ技術ノ傳習ヲナシ製品ノ向上ト販賣ノ方法ヲ講究シ一方ニ於テハ原料ノ供給ヲ計ル時ハ將來有望ナル製品トナス。

大正九年六月一日印刷
大正九年六月三日發行

(非賣品)

發行所 茨城縣農會

茨城縣廳構内

印刷者 藤田要之介

茨城縣水戸市上市元白銀町一五二番地

印刷所 藤田印刷所

茨城縣水戸市上市元白銀町一五二番地

88-1872

終